

令和4年度～13年度

大田区自転車等総合計画(案)

安全・快適に自転車で楽しく出かけたくなるまち



令和4年3月
大 田 区

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
第2章 区の自転車利用を取り巻く現状と課題	5
1. 区の地域特性	5
2. 区民の自転車利用状況	7
3. 前総合計画の成果と課題	11
(1)【とめる】自転車等駐車対策	11
(2)【はしる】自転車走行環境の整備	17
(3)【まもる】自転車のルール・マナーの啓発	21
4. 自転車活用に関する現状と課題	29
(1) 区民の自転車活用状況	29
(2) 先行施策の展開	33
第3章 計画の目標像と基本方針	39
1. 課題を踏まえた計画の方向性	39
2. 計画の目標像と4つの基本方針	40
第4章 「自転車利用環境」の取組み	42
1. 施策体系	42
2. 施策の展開	44
基本方針1【とめる】良質な自転車駐輪環境をつくる	44
とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備	44
とめる2 適切な駐輪サービスの提供	45
とめる3 放置自転車の防止対策	46
大田区自転車等駐車場整備方針の概要	47
基本方針2【はしる】安全な自転車ネットワークをつくる	55
はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開	55
大田区自転車ネットワーク整備実施計画の概要	56
はしる2 シェアサイクルの運用	58
基本方針3【まもる】自転車の交通ルール遵守の意識をつくる	59
まもる1 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実	59
まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進	60

第5章 「自転車活用」の取組み 62

1. 施策体系 62
2. 施策の展開 64
- 基本方針4 【たのしむ】自転車を活用して楽しい毎日をつくる 64
- たのしむ1 自転車を活用するためのきっかけづくり 64
- たのしむ2 自転車活用を根付かせるための支援 65
- たのしむ3 【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり 66

第6章 計画の推進に向けて 67

1. 計画推進の考え方 67
2. 計画の推進体制 71

資料編 72

1. 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 72
2. 自転車活用推進法 76
3. 道路交通法 79
4. 東京都道路交通規則 90
5. 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 93
6. 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例 100
7. 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則 107
8. 大田区民営自転車等駐車場育成補助金交付要綱 129
9. 大田区自転車活用推進委員会設置要綱 134
10. 大田区自転車等駐車対策協議会 委員名簿 136
11. 大田区自転車活用推進委員会 委員名簿 137
12. 計画策定の経過 138
13. 区長への答申内容 141
14. 区営自転車等駐車場一覧 142
15. 自転車等放置禁止区域図 148
16. 用語解説 166

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の背景と目的

①背景

- 戦後の急速なモータリゼーションの進行とともに、放置自転車等の問題が顕在化したことを受け、自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車駐車場の整備等に関し必要な措置を定めた「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（以下「旧自転車法」という。）が昭和55年に制定されました。
- 平成6年には旧自転車法が改正され、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下「自転車法」という。）となりました。これにより、自治体は自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を定めることができるようになりました。
- 区では、昭和63年に「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」（令和元年から「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」。以下「自転車条例」という。）を制定し、主に鉄道駅周辺の自転車等駐車場の整備、放置自転車の撤去、啓発活動を中心とした対策を講じてきました。
- 自転車利用がもたらしている諸問題への対応策を審議するため、自転車法及び自転車条例に基づく区長の付属機関として、平成21年に「大田区自転車等駐車対策協議会」（以下「駐車対策協議会」という。）を設置し、駐車対策協議会の答申を受けて平成23年に「大田区自転車等利用総合基本計画」（以下「前総合計画」という。）を策定しました。
- 前総合計画の着実な実施に向けて、平成25年に「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」、平成28年に「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」（以下「ネットワーク計画」という。）を策定し、2つの実施計画に基づく事業を展開してきました。
- 国においては、改めて自転車の持つ様々なメリットが注目されるようになり、自動車への依存の程度及び環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等の重要な課題の改善に向けて、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「自転車活用推進法」が平成29年に施行されました。
- 自転車活用推進法において、自治体は「自転車活用推進計画」を定めるよう努めなければならないとされていることを受け、区では令和元年に「大田区自転車活用推進委員会」（以下「活用推進委員会」という。）を設置し、前総合計画の計画期間の終了と併せて、自転車活用の視点も加えた新たな計画を策定することにしました。

②目的

- 本計画は、日常生活に不可欠な乗り物として利用されている自転車の安全・快適な利用環境を確保し、適正な利用を促進するとともに、環境負荷が少なく、心身の健康づくり、観光振興等につながる自転車活用の推進を図ることを目的として策定します。
- これまでに取り組んできた【とめる】【はしる】【まもる】の施策を土台として、新たに進める視点である自転車活用施策については、【たのしむ】をキーワードとし、自転車活用推進法や国の自転車活用推進計画における目標を踏まえ、区民自身が自転車を積極的に活用しながら、自転車のある暮らしを楽しめるようになることを目指していきます。
- 世界的な「SDGs（持続可能な開発目標）」推進の動きの中、区においても SDGs の視点を踏まえた取組みが求められていることから、本計画では、区民の自転車活用を推進することにより、目標達成に寄与していきます。

■国の自転車活用推進計画の概要

国の自転車活用推進計画では、以下の4つの目標が設定されています。

都市	自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	健康	サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
観光	サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現	安全	自転車事故のない安全で安心な社会の実現

[第1次] 平成30～令和2年度 [第2次] 令和3～7年度

■SDGs（持続可能な開発目標）の概要

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が多くある中、平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年（令和12年）までの「SDGs（持続可能な開発目標）」が盛り込まれました。

SDGsでは17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



- 本計画が主に関連する目標は、目標11「住み続けられるまちづくりを」です。国では、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラル（脱炭素社会）を目指し、短距離移動の交通手段を、自家用車から公共交通機関との組み合わせを含めた自転車利用に転換しようとする動きがあるため、本計画では、自転車活用を推進する中で自転車が環境にやさしい乗り物であることも普及・啓発し、区民の意識向上を図っていきます。

2. 計画の位置づけ

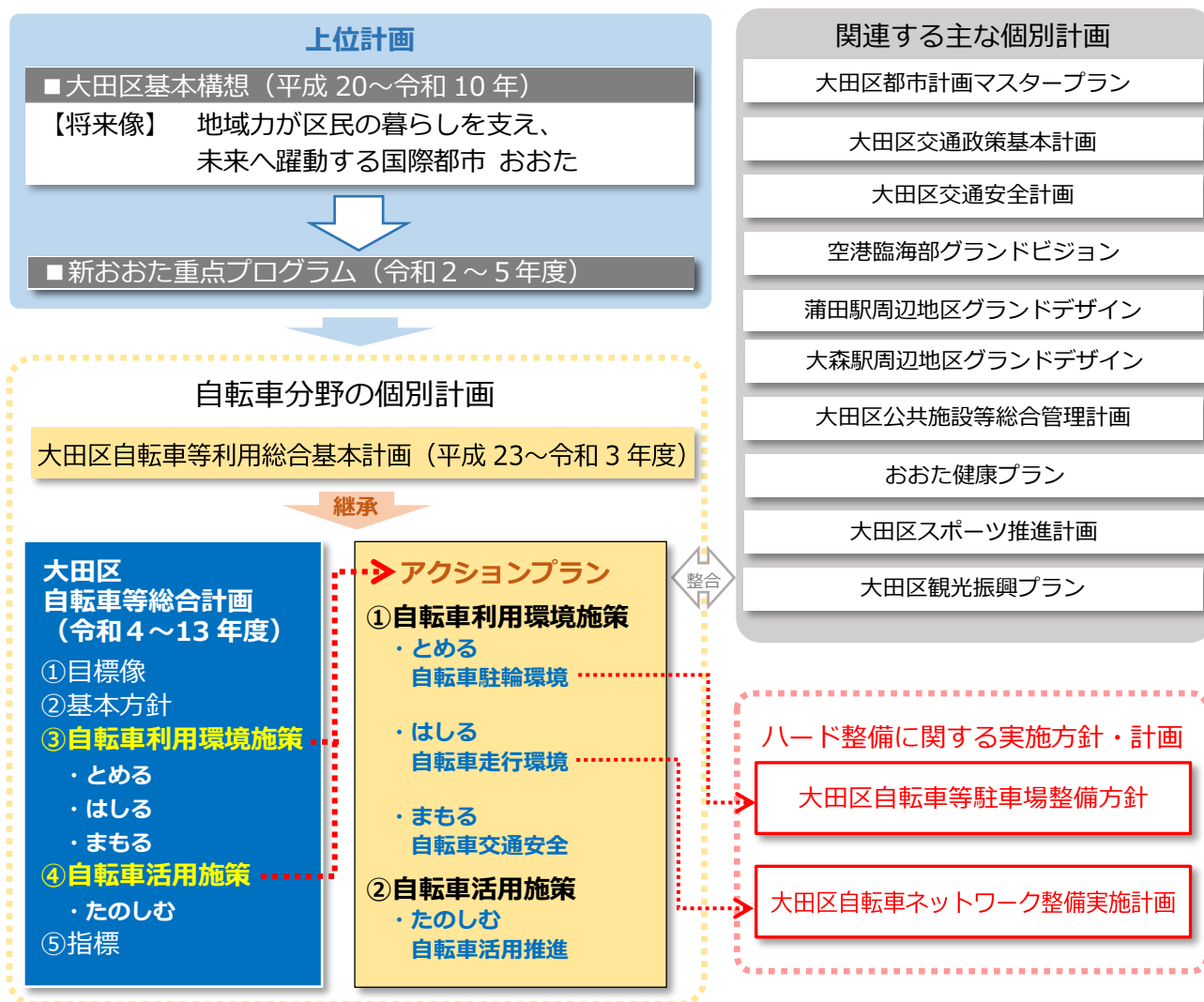
①国の法律に基づく位置づけ

- 本計画は、自転車法に基づく「自転車等の駐車対策に関する総合計画」と、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」を一体的に策定するものです。
- 本計画の策定にあたっては、駐車対策協議会及び活用推進委員会で議論を行っています。



②区の上位・各個別計画との関係

- 本計画は、「大田区基本構想」の実現に向けた自転車分野における最上位の個別計画としての位置づけであり、まちづくり等の関連する分野の個別計画との整合を図っています。



3. 計画の期間

- 本計画の期間は、令和 4 年度から 13 年度までの 10 年間とし、前期と後期の 5 年ごとに策定するアクションプランに基づき具体的な事業を推進していきます。

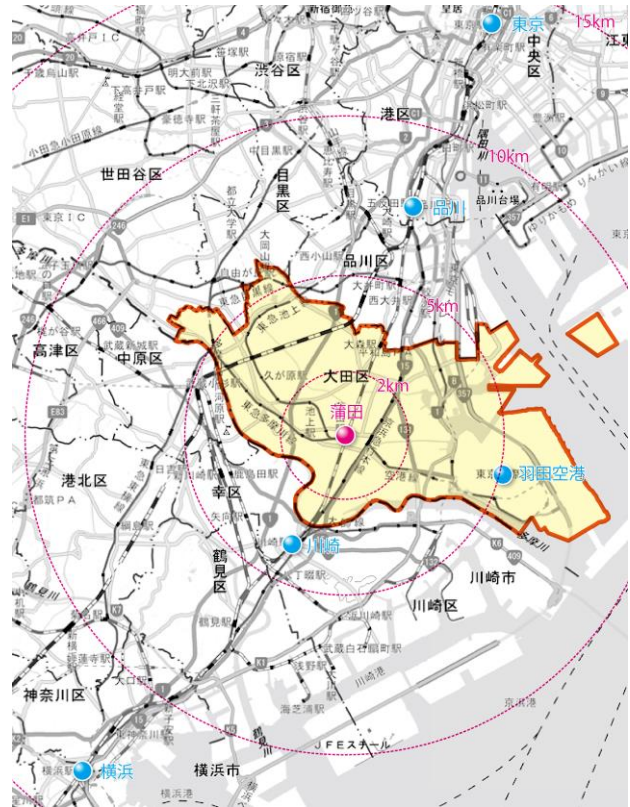
平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	
大田区基本構想																					
おおた未来プラン 10 年								新おおた重点プログラム													
								おおた重点 プログラム													
大田区自転車等利用総合基本計画 ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い計画期間を 1 年延長										大田区自転車等総合計画 (自転車等の駐車対策に関する総合計画 + 自転車活用推進計画)											
大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画										前期アクションプラン					後期アクションプラン						
大田区自転車ネットワーク整備実施計画																					

第2章 区の自転車利用を取り巻く現状と課題

1. 区の地域特性

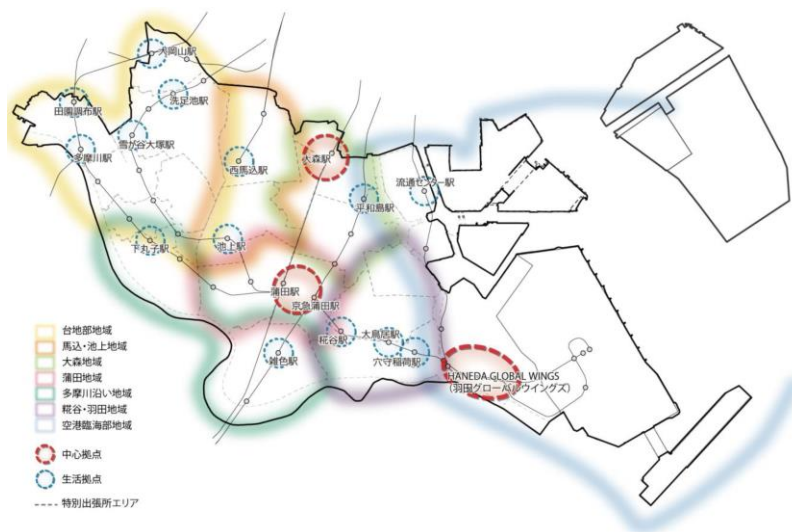
①位置・面積

- 大田区は東京都の東南部にあり、JR 京浜東北線の東京駅～横浜駅のほぼ中央に位置しています。
- 面積は特別区の中で最も広い61.86km²です。なお、この面積には、羽田空港の約15km²など、非居住地域の面積も含まれます。
- 鉄道網は主に南北方向に充実しており、JR、京浜急行電鉄、東急電鉄、都営地下鉄、東京モノレールの13路線が走っています。



②地域区分・地形

- 大田区は、大きく分けて北西の台地部と南東の低地部、埋立地で形成された空港臨海部からなっており、地形や主な土地利用等の状況を踏まえ、右の7つの地域区分でまちづくりが進められています。
- 海拔は、田園調布付近が42.5mで最も高く、南東に向かって次第に低くなっている、台地部以外は自転車の利用がしやすい、ほぼ平坦な土地となっています。

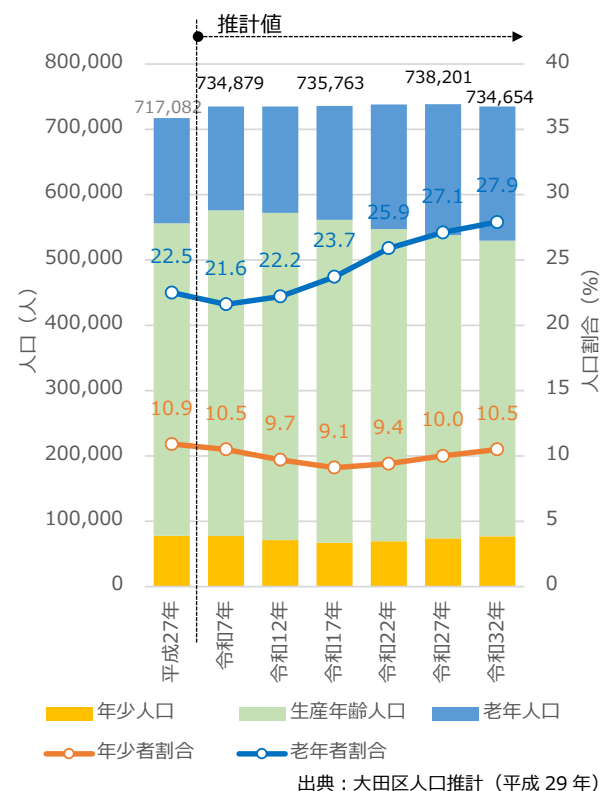


出典：改定大田区都市計画マスタープラン（令和4年）

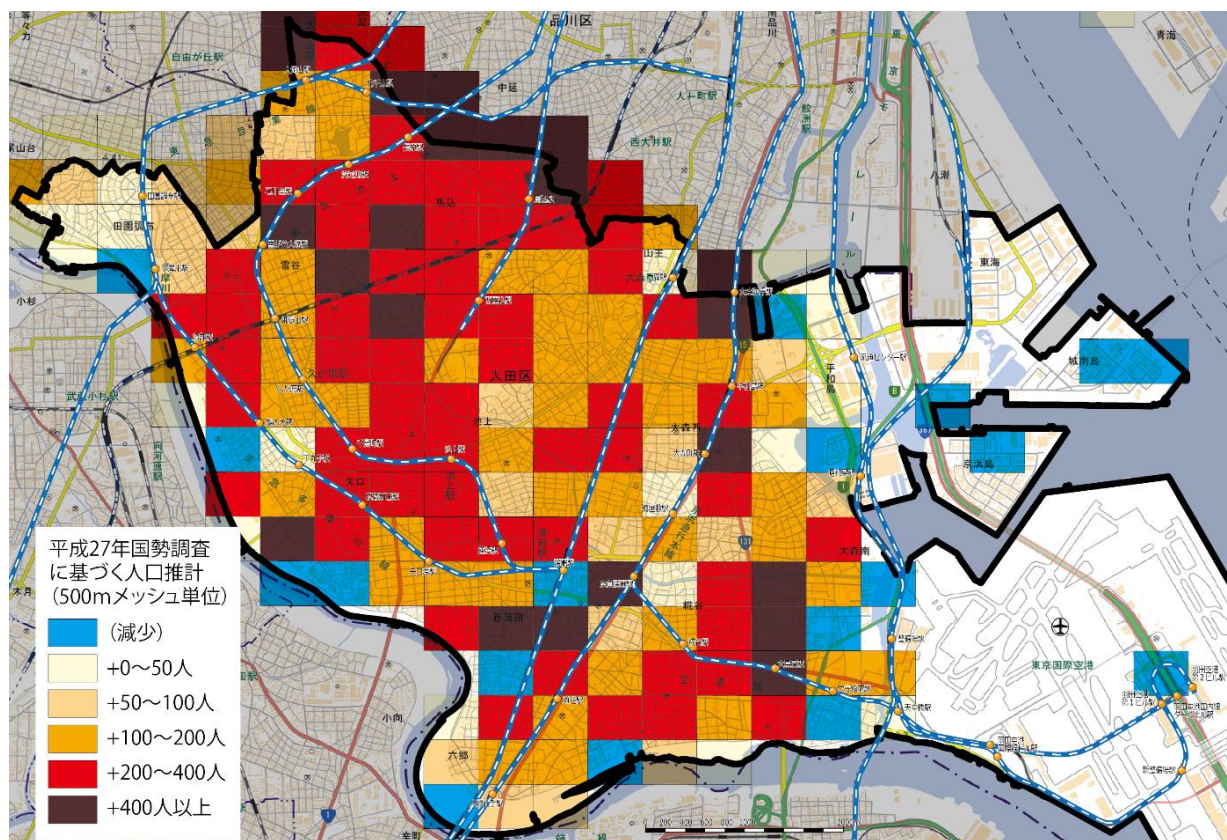
③人口の推移

- 大田区の人口は、令和3年10月1日時点で730,803人となり、令和25年まで増加を続けると推計されています。
- 年少人口（15歳未満）は、今後減少傾向に転じ、令和27年には約7万4千人になると推計されています。
- 生産年齢人口（15～64歳）は、当面増加傾向にあります。令和12年以降に減少傾向に転じると推計されています。
- 老年人口（65歳以上）は今後も増加し、令和27年に約20万人、全人口に対する割合が27.1%に達すると推計されています。
- 人口増加は、区内のほぼ全域で進む傾向にあり、特に台地部地域、糀谷・羽田地域に人口増加の地域が集まる傾向が見られます。

■大田区の人口推計



■平成27年（国勢調査時点）から令和7年までのメッシュ単位人口推計

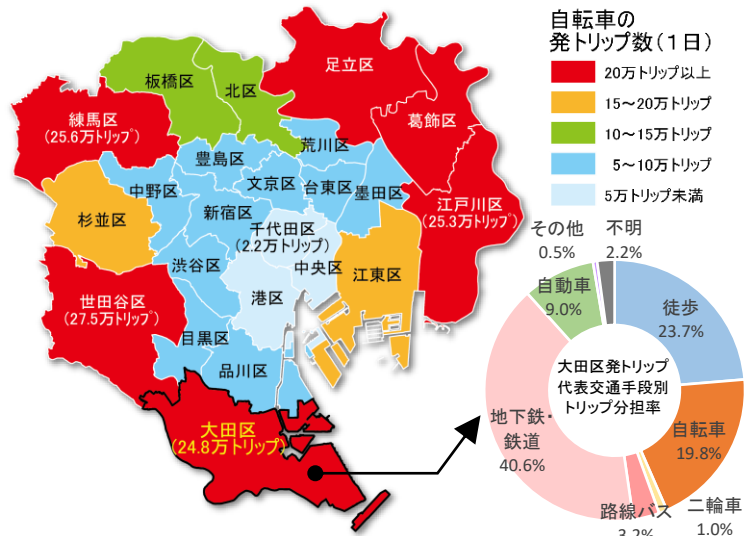


※国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）の500mメッシュ別将来推計人口データに基づき作成

2. 区民の自転車利用状況

①自転車の移動量

- 平成 30 年調査において大田区から発生した自転車の移動量は、1 日 24.8 万トリップ（出発地から目的地までの移動単位）であり、特別区内で 4 番目に自転車利用が多くなっています。
- 大田区から発生した全交通手段での移動量は 1 日 125.6 万トリップであり、自転車はこのうち約 20%を占めています。

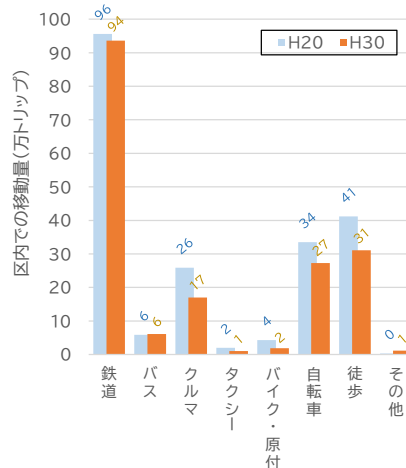


出典：第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査（国土交通省、平成 30 年）
 ※代表交通手段：一つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合の主な交通手段です。主な交通手段の集計上の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、自転車、徒歩の順になっています。

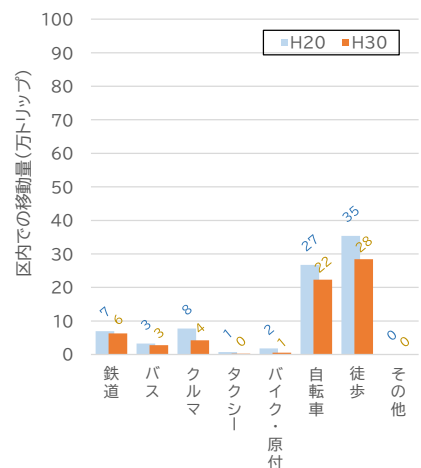
②自転車利用の変化

- 大田区内を出発地または到着地とする自転車での移動について、平成 30 年は、平成 20 年と比較して約 7 万トリップ減少しています。
- 大田区内を発着地とする移動でも自転車の移動は減少しています。
- 平成 30 年の大田区内を出発地または到着地とする移動における自転車の分担率は、平成 20 年から減少していますが、大田区内を発着地とする移動の分担率は増加しています。

【区内の全移動の変化量】

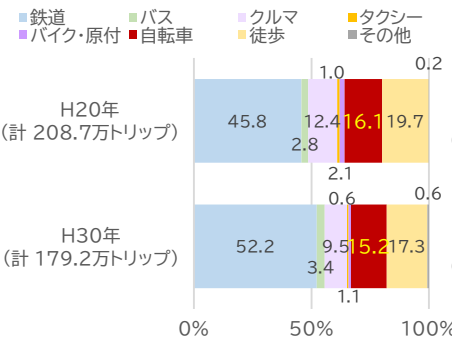


【うち「区内」の移動のみ】

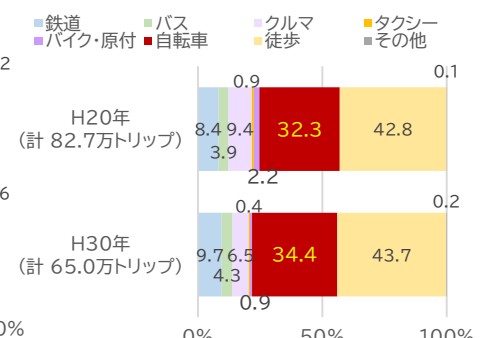


出典：第 5・6 回東京都市圏パーソントリップ調査（国土交通省、平成 20・30 年）

【区内の全移動の交通手段分担率】



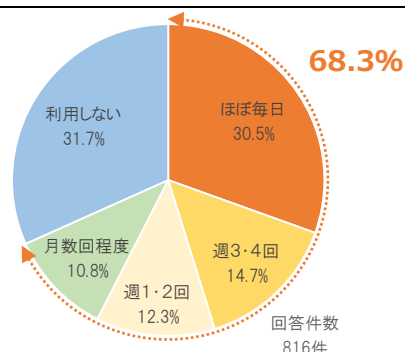
【区内の移動のみ】



出典：第 5・6 回東京都市圏パーソントリップ調査（国土交通省、平成 20・30 年）

③自転車の利用頻度

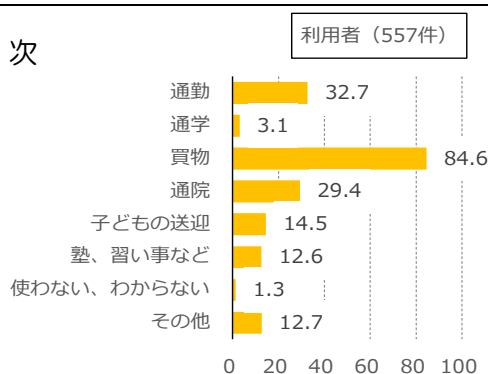
- 区民の日常生活における自転車利用頻度は、「ほぼ毎日」が30.5%で最も多く、月数回程度の日常生活で比較的自転車を利用している層までを合計すると、全体の68.3%に上ります。



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

④自転車の利用目的

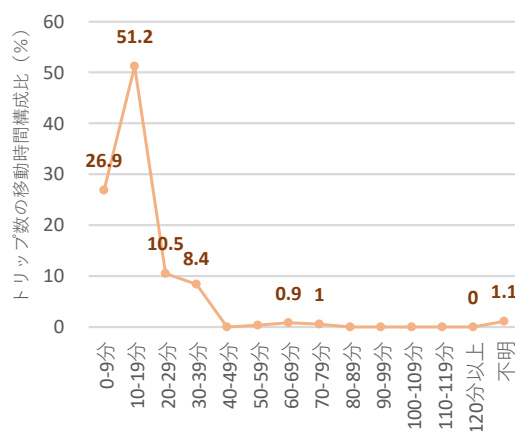
- 自転車の利用目的は、「買物」が84.6%で最も多く、次いで「通勤」、「通院」が多くなっています。



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

⑤自転車での移動時間

- 大田区を出発地とする移動時間帯別の自転車のトリップ数の比率は、「10～19分」が約半数で最も多く、次いで「0～9分」が多くなっています。
- 「0～19分」の移動が約8割を占めているため、自転車の移動速度を15km/hと仮定すると、大田区では走行距離5km以下の自転車移動が中心であると考えられます。

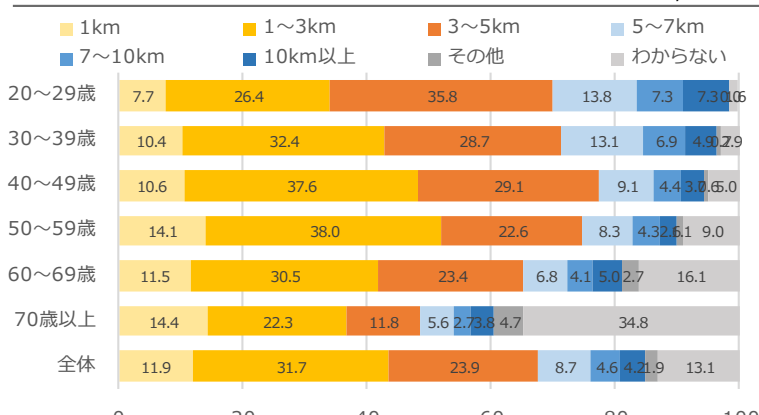


出典：第6回東京都市圏パーソントリップ調査（国土交通省、平成30年）

【参考】自転車の移動可能距離

- 内閣府の調査では、自転車で行ける範囲として、「1～3km」が31.7%で最も多くなっています。これは、短距離であれば、自転車は他の交通手段より短時間で移動できるためと考えられます。
- 年齢層別では、若い世代ほど移動可能距離が長い傾向にあります。

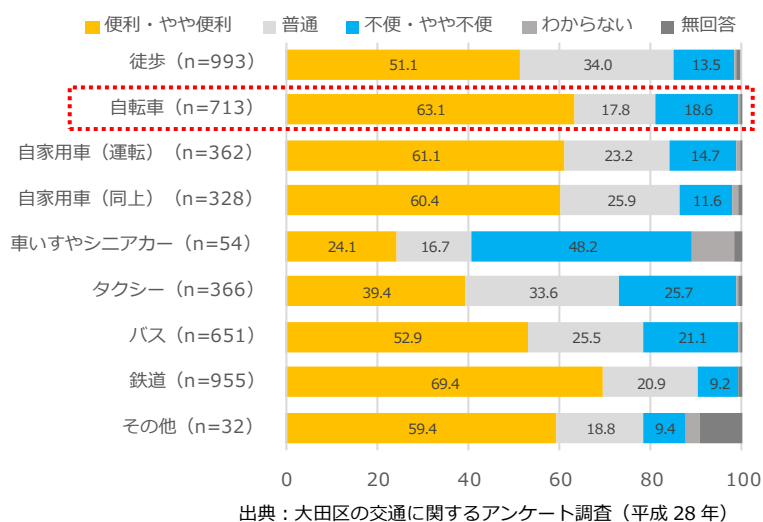
■自転車で行ける範囲（20歳以上の国民が対象、有効回答3,157人）



出典：歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査（内閣府、平成21年）

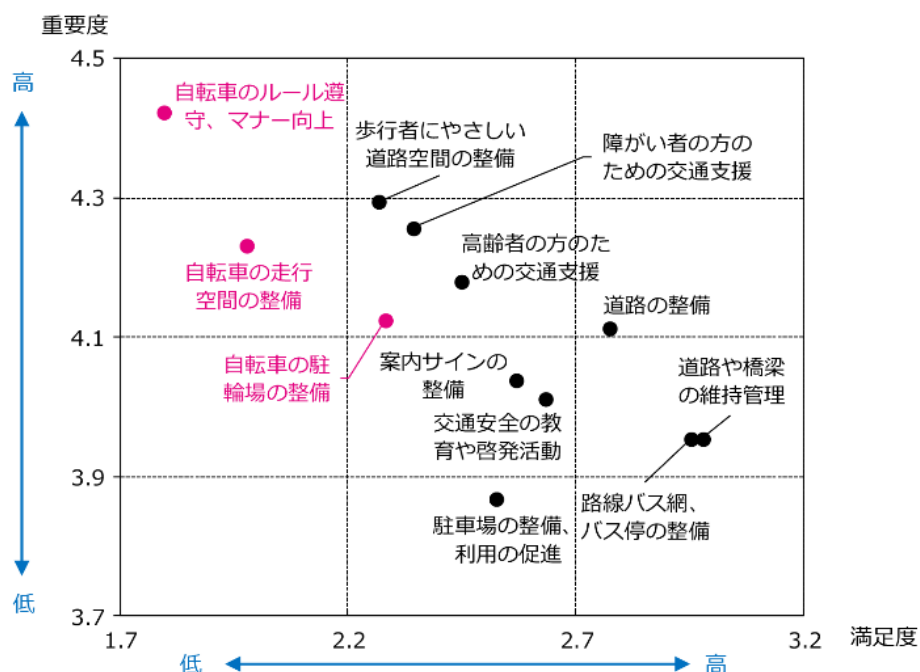
⑥交通手段の便利さ

- 交通手段の便利さについては、自転車を「便利・やや便利」と回答した人が63.1%であり、鉄道に次いで多くなっています。
- バス・タクシーといった路上公共交通の評価が若干低い中で、自転車はそれらを補完する手段としての利用も想定されます。



⑦交通政策の取組みに対する満足度・重要度

- 区の交通政策の取組みに対する満足度と重要度では、「自転車のルール遵守、マナー向上」、「自転車の走行空間の整備」、「自転車の駐輪場の整備」の全ての自転車関連の取組みに対する重要度が高くなっている一方、満足度が低い結果となっています。



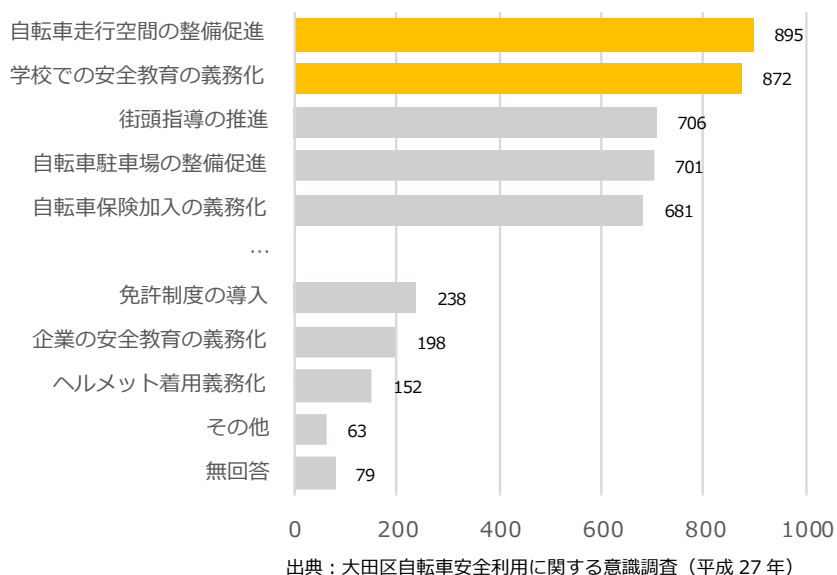
※ 満足度、重要度の得点化の方法

- ・ 満足度の得点 = (満足の回答者数×5 点+やや満足の回答者数×4 点+普通の回答者数×3 点+やや不満の回答者数×2 点+不満の回答者数×1 点)÷対象項目の回答者数
- ・ 重要度の得点 = (重要な回答者数×5 点+やや重要な回答者数×4 点+普通の回答者数×3 点+あまり重要でないの回答者数×2 点+重要ではないの回答者数×1 点)÷対象項目の回答者数

出典：大田区の交通に関するアンケート調査（平成 28 年）

⑧自転車の安全利用の推進に向けた効果的な施策

- 自転車の安全利用の推進に向けた効果的な施策として、「自転車走行空間の整備促進」を全回答者1,282人中895人（約70%）が挙げています。
- 「学校での安全教育の義務化」は872人（約68%）が効果的と回答しています。



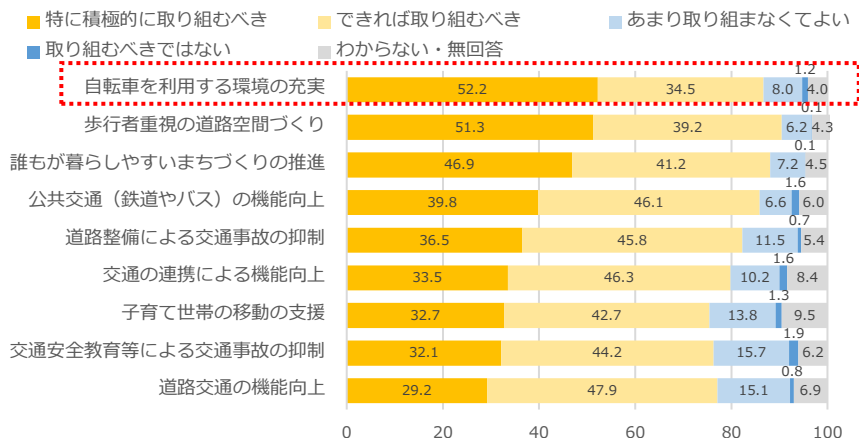
⑨「自転車利用環境」の施策の優先度

- 【暮らし】【環境】のどちらの視点においても「自転車を利用する環境の充実」の優先度が高くなっており、「特に積極的に取り組むべき」が半数を超え、「できれば取り組むべき」を含めると約9割が取り組むべきと回答しています。

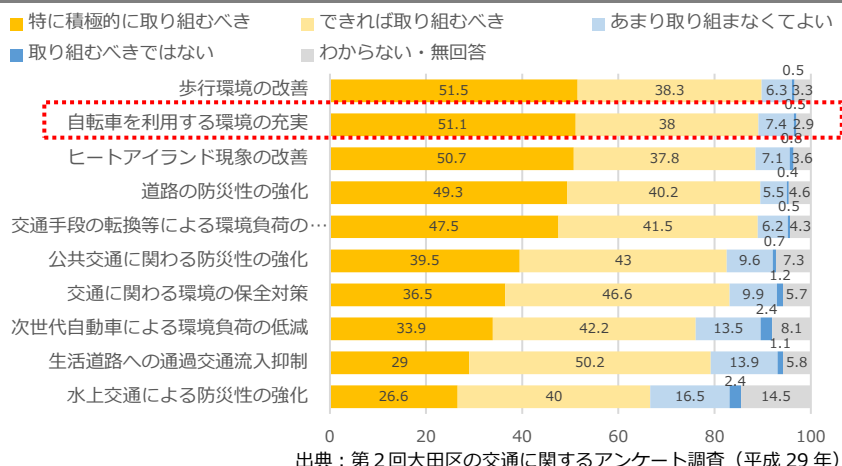
■交通施策の優先度

※大田区交通政策基本計画の策定にあたり実施されたアンケート調査において、自転車を含む全ての交通手段に関する施策の方向性の優先度を評価するための設問より整理しました。
「自転車を利用する環境の充実」を【暮らし】【環境】視点の施策とし、優先度を評価しています。

【暮らし】の視点



【環境】の視点

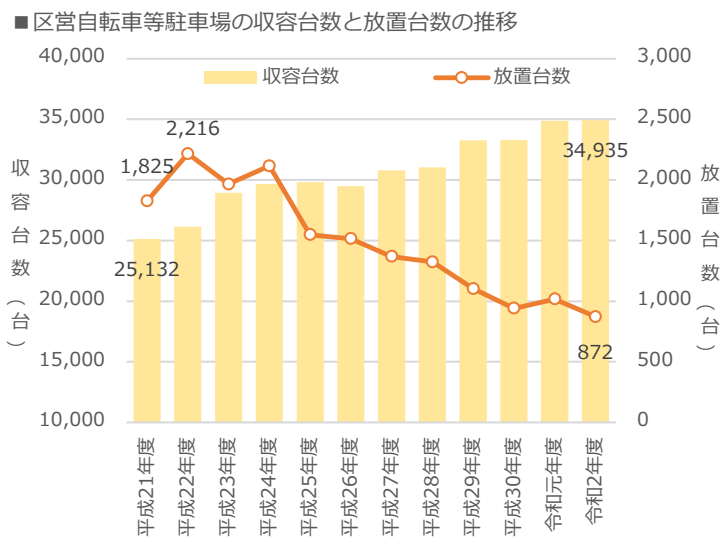


3. 前総合計画の成果と課題

(1)【とめる】自転車等駐車対策

①自転車等駐車場の整備促進と放置自転車等の減少

- 区では自転車等駐車場の整備を進めており、令和2年度には区営自転車等駐車場で約3万5千台の収容台数を確保することができました。
- 自転車等の放置台数も平成25年度以降は減少傾向にあり、令和2年度には872台となりました。



出典：収容台数 大田区調べ

放置台数 駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）

※各年10月の任意の1日に調査した放置台数であり、原動機付自転車を含んでいます。

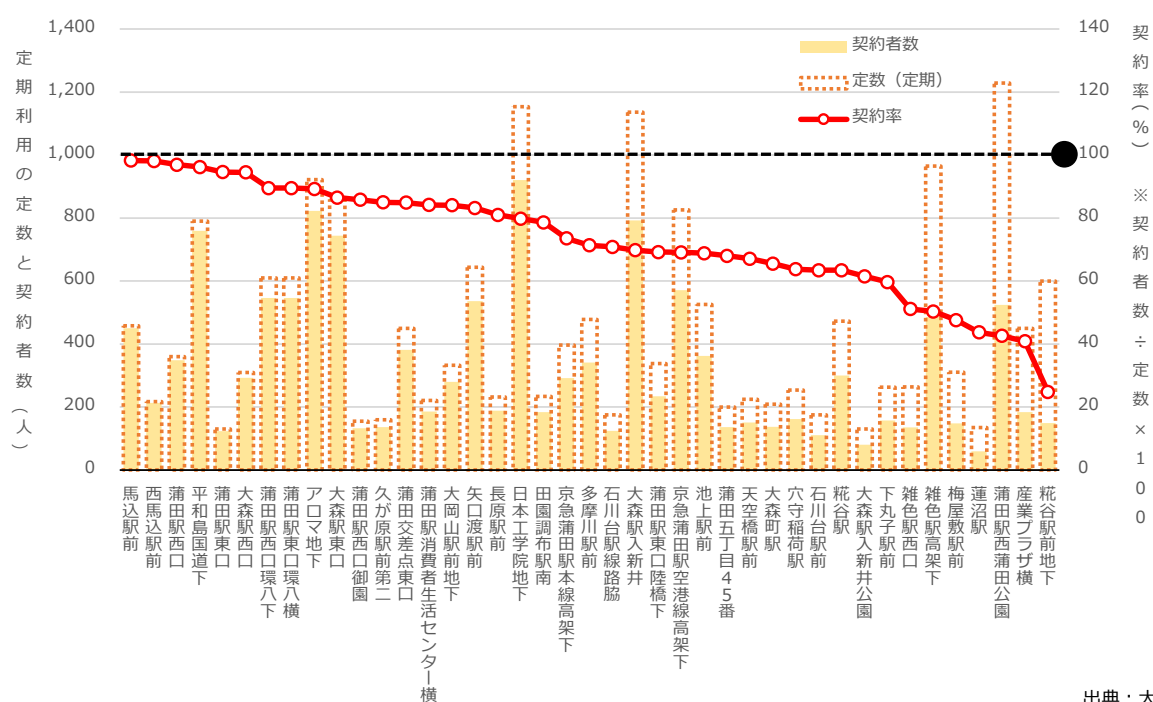
■区営自転車等駐車場の整備位置 ※鉄道駅より半径300mを併記（黄色円）



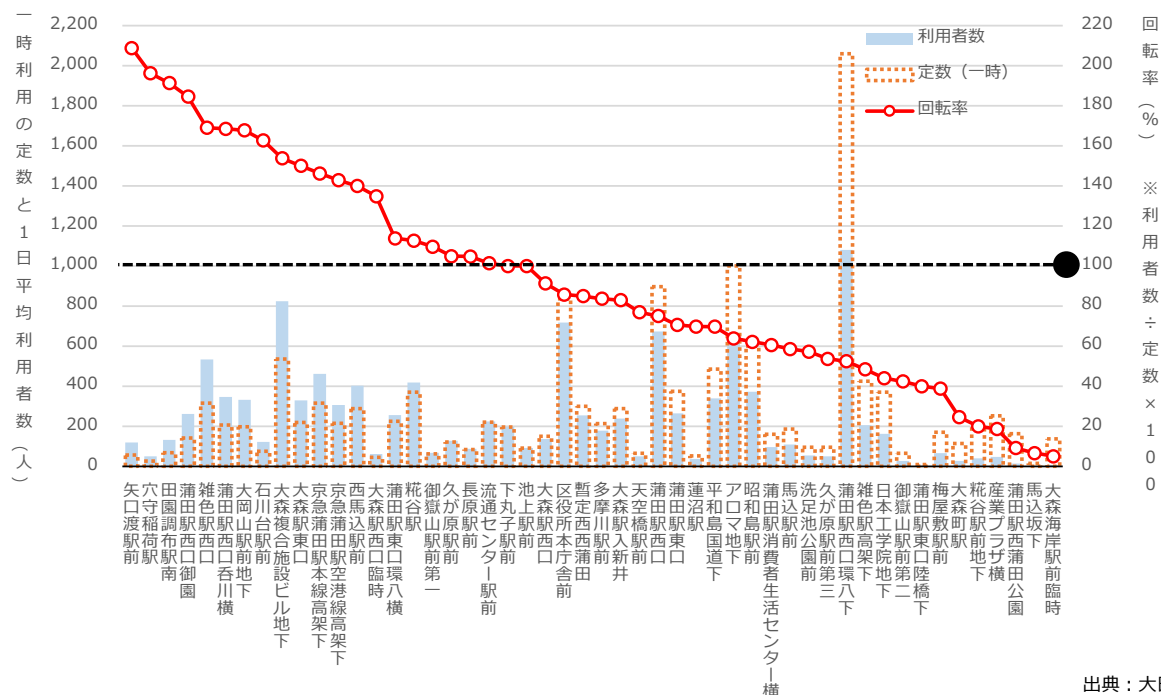
②自転車等駐車場の利用状況

- 定期利用については、蒲田駅と大森駅周辺の契約率が高い傾向です。一時期は収容可能数に対して概ね80%を超え、ほぼ空きがない状況でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和2年9月時点では契約率が軒並み減少し、今後の動向も不透明な状況です。
- 東急電鉄や都営地下鉄の駅周辺では、一時利用の定数に対して高頻度で利用されているところが多く、比較的余裕のあるところでは定期利用の契約率が下がる状況です。

■定期利用自転車等駐車場の契約率（令和2年9月時点）



■一時利用自転車等駐車場の回転率（令和2年9月時点）



③鉄道事業者と連携した自転車駐車場の整備

- 区では鉄道事業者と連携して自転車駐車場を整備しており、平成25年以降、京急線の高架下を中心に6か所整備しています。

■鉄道高架下の自転車駐車場の整備実績

	設置年月日	収容台数
大森町駅自転車駐車場	H28/6/1	323
京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場	H28/6/1	713
京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場	H28/6/1	1,041
糀谷駅自転車駐車場	H28/7/1	844
梅屋敷駅自転車駐車場	H29/6/1	481
雑色駅高架下自転車駐車場	H29/6/1	1,390



④民間事業者による自転車等駐車場整備に対する補助

- 区では、民間事業者による自転車等駐車場の整備を促進するため、鉄道駅から概ね300m以内で収容台数30台以上の駐車場を整備する場合の経費を一部補助する制度を設けています。
- これまでに補助金を活用して、区内14か所（うち1か所は廃止済み）、自転車3,054台、原動機付自転車115台の民間自転車等駐車場が整備されています。

■補助金制度の概要（令和3年4月1日現在）

構造		運営期間	基準単価（1台）
平地式		5年	50,000円
立体	地上式	7年	150,000円
自走式	地下式	10年	300,000円
立体機械式		10年	250,000円

⑤附置義務制度に基づく自転車駐車場の整備

- 区の附置義務制度では、店舗面積等が200㎡を超える場合に施設の用途に応じて、面積に相当する台数の確保を求めています。
- 昭和63年の自転車条例施行以降、小売店と飲食店を中心に累計で187件の申請があり、16,170台分の附置義務自転車駐車場が整備されてきました。

■附置義務制度の概要

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模	面積算定施設
パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	200㎡超	10㎡/台	店舗面積
映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス	200㎡超	15㎡/台	店舗面積
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	200㎡超	15㎡/台	店舗面積
物品（音楽、映像等の複製物及び書籍）を賃貸する事業所	200㎡超	20㎡/台	店舗面積
銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局	200㎡超	25㎡/台	店舗面積
スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	200㎡超	25㎡/台	運動場面積
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	200㎡超	15㎡/台	教室面積
幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所	200㎡超	50㎡/台	教室面積及び保育室面積
病院、診療所及び施術所	200㎡超	25㎡/台	診療室面積及び施術室面積

⑥自転車等駐車場のサービス向上の取り組み

- 区では、自転車等駐車場の利便性と安全性の向上に向けて、施設の機械化や交通系 IC カードへの対応、防犯カメラの設置等を進めるとともに、大型の子ども乗せ自転車に対応した専用スペースを設けるなど、利用者ニーズに応じた取り組みを行っています。



区営自転車等駐車場一覧（令和3年4月1日現在）

		駅名	駐車場名	設置年月日	収容可能台数		置場構造	管理人の有無	利用形態	利用料金
					自転車	バイク				
		大森	大森駅東口	S59/04/01 H29/09/01(見直し)	1,080	0	鉄骨4層式	常駐	有料制	1日:100円 月額:1,000円・1,400円・1,800円・2,000円
		大森	大森駅西口	H15/07/01 H21/01/26(増)	460	0	平面式	常駐	有料制	1日:100円 月額:1,200円
		大森	大森駅入新井	S59/04/01 H23/04/01(増) H29/09/01(見直し)	1,401	20	鉄骨2層式・平面式、 平面ラック式	常駐	有料制	自転車 1日:100円 月額:1,200円・1,400円・1,700円 原付 1日:200円 月額:3,000円
		大森	大森駅入新井公園	H17/06/01	130	0	平面式	適宜 派遣	有料制 定期のみ	月額:1,400円
		大森	大森複合施設 ビル地下	H23/03/22	536	0	地下機械ラック式	適宜 派遣	有料制 一時のみ	12時間:100円(最初の3時間は無料)
		平和島	平和島駅前国道下	S56/04/01	1,260	16	平面2段ラック式	常駐	有料制	自転車 1日:100円 月額:1,500円・1,900円 原付 1日:200円 月額:3,000円
		馬込	馬込駅前	H04/04/01 H29/09/01(見直し)	620	24	鉄骨3層式	常駐	有料制	自転車 1日:100円 月額:800円・1,600円・2,000円 原付 1日:200円 月額:3,000円
		西馬込	西馬込駅前	H09/02/01 H29/09/01(見直し)	505	0	平面2段ラック式	常駐	有料制	1日:100円 月額:1,500円・1,800円
		西馬込	馬込坂下	R2/03/01	15	0	平面式、電磁ロック	無人	有料制 一時のみ	24時間:100円
		西馬込	西馬込駅前第二	R2/11/01	355	0	平面式、機械ゲート	適宜 派遣	有料制	1日:100円 月額:1,400円
		池上	池上駅前	H03/04/01 H29/09/01(見直し)	605	12	鉄骨3層式	常駐	有料制	自転車 1日:100円 月額:600円・1,300円・1,600円 原付 1日:200円 月額:3,000円
		大森	大森駅西口臨時	H17/12/26	46	0	平面機械ラック式	適宜 派遣	有料制 一時のみ	12時間:100円
		大森	大森駅山王小前	S62/08/01	41	5	平面式	無人	登録制	自転車 年額:3,000円 原付 年額:4,000円
		梅屋敷	梅屋敷駅	H29/06/01	481	0	鉄骨2層式、機械ゲート・一部電磁ロ ック式、垂直2段、ラック	常駐	有料制	12時間:100円(最初の2時間は無料) 月額:1,800円・2,000円
		昭和島	昭和島駅前	H12/04/01 H30/10/01(増)	600	0	平面個別ラック式 スライドラック	無人	有料制 一時のみ	24時間:100円
		大森海岸	大森海岸駅前臨時	H22/04/01	138	0	平面機械ラック式	無人	有料制 一時のみ	12時間:100円
		流通 センター	流通センター駅前	H22/04/01 H29/07/03(増) R2/07/01(有)	185	37	平面式	無人	有料制 一時のみ	自転車 24時間:100円 原付 1日:200円 自動二輪 1日:300円
		大森町	大森町駅	H28/06/01	323	0	鉄骨2層式、機械ゲート・一部電磁ロ ック式、垂直2段、ラック	常駐	有料制	12時間:100円(最初の2時間は無料) 月額:1,800円・2,000円

①大森地区

②調布地区

		駅名	駐車場名	設置年月日	収容可能台数		置場構造	管理人の有無	利用形態	利用料金
					自転車	バイク				
		鶴の木	鶴の木駅前	H14/04/01	45	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		鶴の木	鶴の木駅前交番横	H18/04/01	78	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		沼部	沼部駅前	H19/04/01	50	0	平面ラック式	無人	登録制	年額:3,000円
		多摩川	多摩川駅前	H11/04/01	665	0	平面2段ラック式他	常駐	有料制	自転車 1日:100円 月額:1,000円・1,700円・2,000円
		多摩川	多摩川台公園下	S56/04/01	80	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		久が原	久が原駅前	H24/04/10	122	0	平面機械ラック式	常駐	有料制 一時のみ	12時間:100円
		久が原	久が原駅前第二	H27/04/01 H31/04/01(見直し)	160	0	平面式	適宜 派遣	有料制 定期のみ	月額:1,700円
		久が原	久が原駅前第三	R2/03/01	95	0	平面機械ラック式	無人	有料制 一時のみ	12時間:100円(最初の1時間は無料)
		御嶽山	御嶽山駅前第一	H25/04/01	62	0	平面機械ラック式	無人	有料制 一時のみ	12時間:100円
		御嶽山	御嶽山駅前第二	H25/06/01	66	0	平面機械ラック式	無人	有料制 一時のみ	12時間:100円
		雪が谷大塚	雪が谷大塚駅前	H03/01/20 H30/04/01(見直し)	150	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		雪が谷大塚	雪が谷大塚町	H22/04/01	147	0	平面ラック式	無人	無料制	
		石川台	石川台駅線路脇	S63/04/01	165	10	平面ラック式	適宜 派遣	有料制 定期のみ	自転車 月額:1,700円 原付 月額:3,000円
		石川台	石川台駅柳橋	H01/02/01	69	0	平面式	無人	無料制	
		石川台	石川台駅一の橋	H01/05/01	55	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		石川台	石川台駅前	H22/04/01	250	0	鉄骨3層式	常駐	有料制	1日:100円 月額:2,000円
		洗足池	洗足池駅前	H17/04/01 H29/04/01(増)	200	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		洗足池	洗足池公園前	H28/09/01 H29/04/01(有)	96	0	平面機械ラック式	無人	有料制 一時のみ	12時間:100円
		長原	長原駅交番横	S58/04/01	70	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		長原	長原駅前	H05/11/01	306	10	平面機械ラック式	常駐	有料制	自転車 24時間:100円 月額:1,300円 原付 1日:200円 月額:3,000円
		長原	長原駅北側	S58/04/01	59	0	平面式	無人	無料制	
		北千束	北千束駅前	S59/11/01	55	0	平面式	無人	登録制	年額:3,000円
		大岡山	大岡山駅前地下	H18/04/01 H31/04/01(見直し)	521	10	平面機械ラック式他	常駐	有料制	自転車 24時間:100円 月額:2,000円 原付 月額:3,000円
		田園調布	田園調布駅南	H11/04/01	277	26	平面機械ラック式	常駐	有料制	自転車 24時間:100円 月額:1,700円 原付 1日:200円 月額:3,000円

③蒲田地区

		駅名	駐車場名	設置年月日	収容可能台数		置場構造	管理人の有無	利用形態	利用料金
					自転車	バイク				
		蒲田	蒲田駅西口	S61/06/01	1,257	0	鉄骨4層式	常駐	有料制	1日：200円（4時間以内は150円返金） 月額：1,000円・2,000円
		蒲田	蒲田駅東口	S62/06/01	504	0	鉄骨4層式	常駐	有料制	1日：200円（4時間以内は150円返金） 月額：1,000円・2,000円
		蒲田	蒲田交差東口	S64/01/01	450	0	平面ラック式	無人	有料制 定期のみ	月額：1,200円
●	●	蒲田	日本工学院地下	H19/04/01 H23/04/01(増)	1,524	0	地下機械ゲート式 (ラック式)	常駐	有料制	24時間：100円 月額：600円・1,000円・1,200円
		蒲田	アロマ地下	H10/11/01	1,858	64	地下2段ラック式	常駐	有料制	自転車 1日：100円 月額：1,200円・1,700円 原付 1日：200円 月額：3,000円
●		蒲田	蒲田駅東口環八横	H02/11/01	835	0	鉄骨3層ゲート式	常駐	有料制	24時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：600円・1,200円・1,800円
		蒲田	蒲田駅消費者 生活センター横	H02/04/01	421	0	鉄骨3層式	常駐	有料制	1日：100円 月額：700円・1,200円
●		蒲田	蒲田五丁目45番	H22/09/10	200	0	平面機械ゲート式	無人	有料制 定期のみ	月額：1,600円
		蒲田	蒲田駅東口 臨時駐輪帯	H21/09/07	125	0	平面式	適宜派遣	無料制	（利用は2時間まで）
		蒲田	蒲田駅西口 臨時駐輪帯	H21/09/07	225	0	平面式	適宜派遣	無料制	（利用は2時間まで）
		蒲田	蒲田駅東口陸橋下	H05/04/01	328	20	2段ラック式	常駐	有料制	自転車 1日：100円 月額：700円・1,200円 原付 1日：200円 月額：3,000円
●	●	蒲田	区役所本庁舎前	H12/04/01 H29/10/01(増)	837	0	鉄骨2層ゲート式	適宜派遣	有料制 一時のみ	24時間：100円
●		蒲田	蒲田駅西口御園	S61/06/01	297	0	平面ラック式、 平面電磁ロック式	無人	有料制	12時間：100円（最初の3時間は無料） 月額：1,200円
		蒲田	蒲田駅西蒲田公園	H06/04/01 H31/4/1(増)	1309	34	地下2段ラック式	常駐	有料制	自転車 1日：100円 月額：500円・1,200円 原付 1日：200円 月額：3,000円
●	●	蒲田	暫定西蒲田	R01/05/10	300	0	機械ゲート式、 平面ラック式	無人	有料制 一時のみ	自転車 24時間：100円
●		蒲田	蒲田駅西口環八下	H11/04/01	2026	33	平面式・2層式、 機械ゲート	常駐	有料制	自転車 24時間：100円 原付 1日：200円
		蒲田	蒲田呑川右岸	S51/04/01	450	0	平面式	無人	登録制	年額：3,000円
		蒲田	蒲田あやめ橋	S61/04/01	90	0	平面式	無人	登録制	年額：3,000円
●	●	蒲田	蒲田駅西口呑川横	H16/09/01 H29/04/01(有)	206	0	電磁ロック式	無人	有料制 一時のみ	12時間：100円（最初の2時間は無料）
		矢口渡	矢口渡駅前	S49/04/01	704	0	平面ラック式、2段ラック式	常駐	有料制	1日：100円月額：900円・1,500円
		武蔵新田	武蔵新田(土手側)	S51/04/01	100	0	平面式	無人	無料制	
●		下丸子	下丸子駅前	S63/04/01 H13/4/1 H31/1/9(増)	623	10	平面式、 平面機械ラック式、 2段ラック式	常駐	有料制	自転車 24時間：100円 月額：1,100円・1,700円 原付 月額：3,000円
●	●	蓮沼	蓮沼	S61/04/01 H29/04/01(有)	138	50	平面機械ラック式、 電磁ロック式 (一時利用の 自動二輪)	無人	有料制	自転車 24時間：100円 (最初の2時間無料) 月額：1,400円 原付 1日：200円 月額：3,000円 自動二輪 1日：300円 月額：6,000円
		千鳥町	千鳥町駅前	H04/04/01	190	0	地下ラック式	無人	無料制	
●		京急蒲田	産業プラザ横	H10/05/01 H26/12/1(増)	702	0	機械ゲート式・ 2段ラック	無人	有料制	24時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：1,200円
		京急蒲田	京急蒲田呑川緑道	H24/04/01	100	0	平面式	無人	登録制	年額：3,000円
●	●	京急蒲田	京急蒲田駅本線 高架下	H28/06/01	713	0	鉄骨2層式、機械ゲート・一部電磁ロ ック式、垂直2段、ラック	適宜 派遣	有料制	12時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：2,000円
●	●	京急蒲田	京急蒲田駅空港線 高架下	H28/06/01	1,041	0	鉄骨2層式、機械ゲート式、垂直2段・ スライド式ラック	常駐	有料制	12時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：2,000円
●	●	雑色	雑色駅西口	H23/03/01 H27/9/1(増) H29/12/21(機械化)	558	22	平面式・ 機械ゲート・ 電磁ロック(一時の 原付・自二)	適宜 派遣	有料制	自転車 12時間：100円 (最初の2時間無料) 月額：1,600円 原付 1日：200円 月額：3,000円 自動二輪 1日：300円
		雑色	雑色	S59/09/01	200	0	平面式	無人	無料制	
●	●	雑色	雑色駅高架下	H29/06/01	1,390	0	鉄骨2層式、機械ゲート・一部電磁ロ ック式、垂直2段、ラック	常駐	有料制	12時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：1,500円・1,700円・1,800円 ・2,000円
		六郷土手	六郷土手(高架下)	S61/04/01	343	0	平面式	無人	無料制	

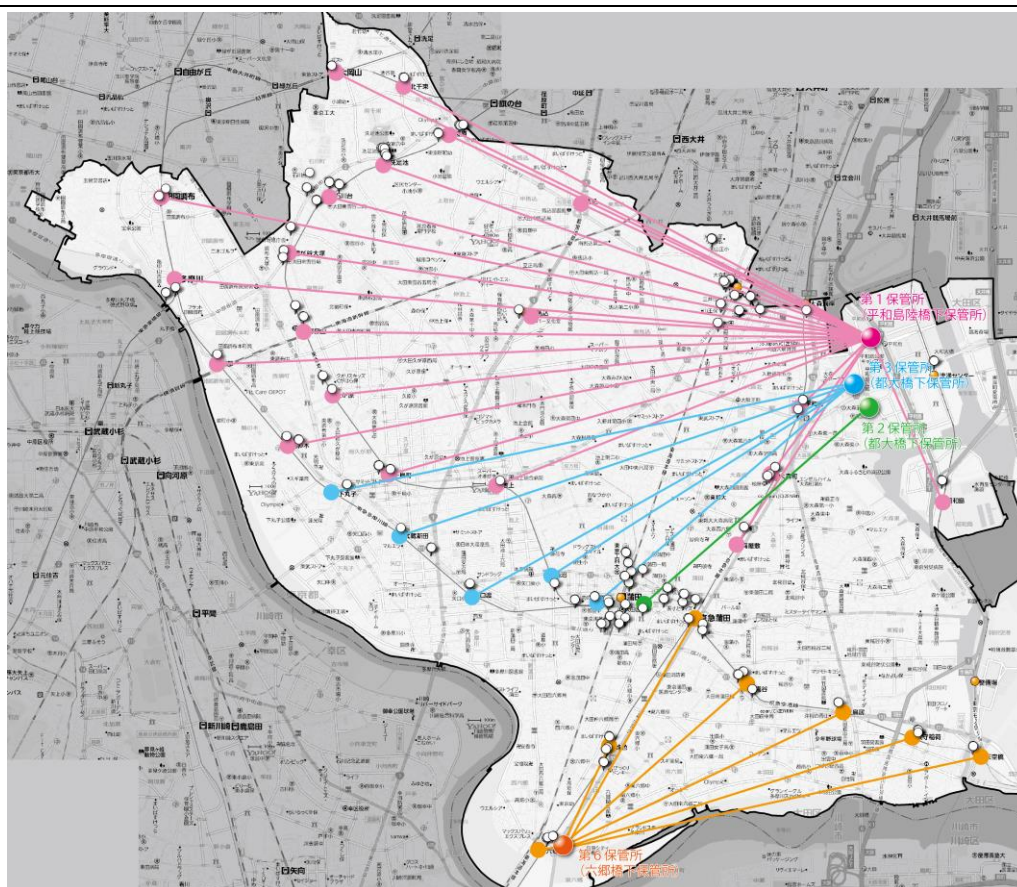
④荏谷・羽田地区

		駅名	駐車場名	設置年月日	収容可能台数		置場構造	管理人の有無	利用形態	利用料金
					自転車	バイク				
●	●	荏谷	荏谷駅	H28/07/01	844	0	2層、機械ゲート、 電磁ロック式、 垂直2段ラック	常駐	有料制	12時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：1,800円・2,000円
●	●	荏谷	荏谷駅前地下	H29/04/01	840	0	機械ゲート、 スライド式ラック	適宜 派遣	有料制	12時間：100円（最初の2時間は無料） 月額：1,800円
		穴守稲荷	穴守稲荷駅前	H05/11/01	280	0	2段ラック式	常駐	有料制	1日：100円月額：1,200円・2,000円
		天空橋	天空橋駅前	H05/11/01	260	30	平面式	常駐	有料制	自転車 1日：100円 月額：1,400円 原付 1日：200円 月額：3,000円 自動二輪 1日：300円 月額：4,000円

⑦自転車等放置禁止区域の設定と放置自転車の撤去

- 区内 35 駅で自転車等放置禁止区域を指定しており、令和 2 年度には区域内での即時撤去も含めて、年間約 1.3 万台の撤去を行っています。
- 撤去自転車は、区内 4 か所の保管所（合計 3,000 台収容可能）に収容し、自転車 1 台につき 3,000 円の撤去手数料を徴収して返還しています。令和 2 年度の返還率は約 65%で、返還されなかった自転車は再生（海外譲渡、庁内利用等）、売却または廃棄しています。

■自転車等放置禁止区域の指定、放置自転車の撤去、保管所の状況



1) 放置禁止区域・放置禁止区域に準じた区域の指定（35 駅）と保管所

	放置禁止区域・放置禁止区域に準じた区域*	保管所
J R 線	大森駅	第 1 保管所（平和島陸橋下保管所）
東急線	北千束駅、大岡山駅、田園調布駅、多摩川駅、沼部駅、鶴の木駅*、長原駅、洗足池駅、石川台駅、雪が谷大塚駅、御嶽山駅、久が原駅、千鳥町駅、池上駅	
京浜急行線	大森海岸駅*、平和島駅、大森町駅*、梅屋敷駅	
都営浅草線	馬込駅、西馬込駅	
東京モトル線	昭和島駅*、流通センター駅*	第 2 保管所（都大橋下保管所）
J R 線	蒲田駅（東口）	
J R 線	蒲田駅（西口）	第 3 保管所（都大橋下保管所）
東急線	矢口渡駅、武蔵新田駅、下丸子駅*、蓮沼駅*	第 6 保管所（六郷橋下保管所）
京浜急行線	京急蒲田駅、雑色駅、六郷土手駅*、穴守稲荷駅、天空橋駅、靴谷駅、大鳥居駅*	

2) 放置自転車等の撤去、返還、廃棄、売却・再生台数

年度	撤去台数(台)	返還台数(台)	返還率 (%)	廃棄台数(台)	再生台数(台)	売却台数(台)
H 28	27,195	17,847	65.6	5,166	401	4,312
H 29	23,758	15,472	65.1	5,626	406	2,337
H 30	21,156	13,602	64.3	1,773	358	5,533
R 1	20,365	13,514	66.4	1,582	439	5,076
R 2	13,265	8,568	64.6	1,204	244	3,567

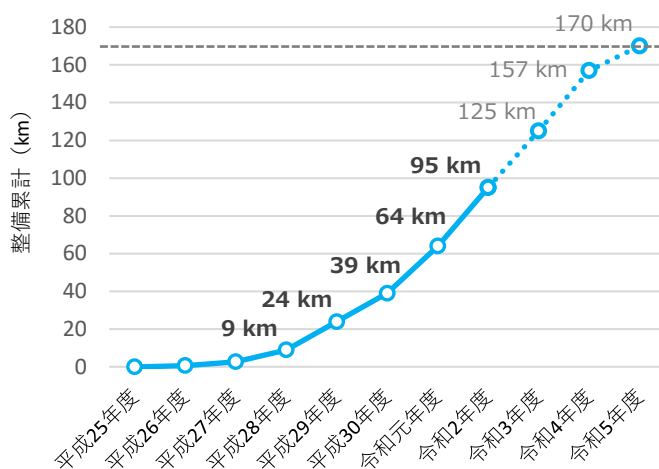
出典：大田区調べ

（２）【はしる】自転車走行環境の整備

①自転車走行環境の整備

- ネットワーク計画に基づく約 170km の対象路線のうち、令和 2 年度末時点で約 95km の整備が完了しています。
- 当初は令和 7 年度末までの整備完了を予定していましたが、毎年の整備ペースを加速し、令和 5 年度末までの全区間整備を目指しています。

■自転車走行環境整備の推移と今後の整備予定



■自転車走行環境の整備実績



大田区自転車ネットワーク整備実施計画

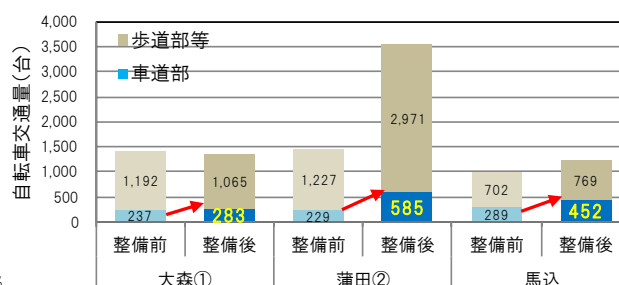
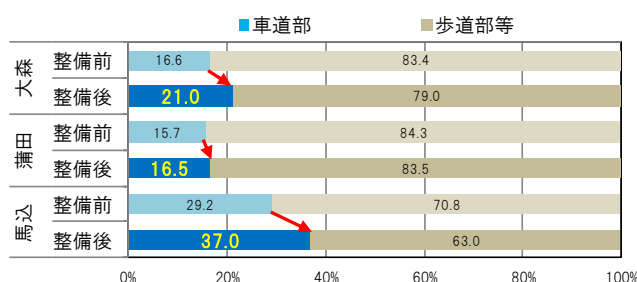
整備予定区間（令和 5 年度末） 約 170km
整備済み区間（令和 2 年度末） 約 95km

【参考】東京都自転車推奨ルート

大田区内整備済み区間 約 3.2km

②自転車走行環境整備前後の自転車走行位置と交通量の変化

- 自転車走行環境を整備した区間について、車道・歩道の走行位置、整備前後での交通量の変化等を検証するために、効果測定を行いました。
- 平成 28 年度に実施した調査では、自転車の車道通行の比率は整備前と比べて増加していますが、2割程度と低い区間もあります。

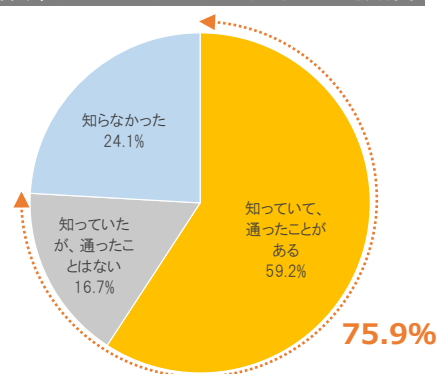


出典：大田区自転車走行環境普及基礎調査（平成 28 年）

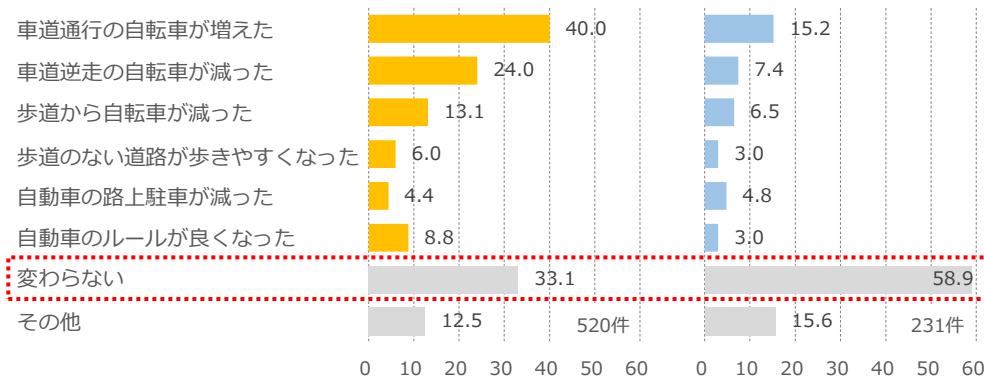
③自転車ナビマーク・ナビラインの認知度と整備効果

- 自転車ナビマーク・ナビライン（矢羽根型路面標示）の認知度については、「知っていて、通ったことがある」と「知っていたが、通ったことはない」を合わせて 75.9%と高い状況です。
- 自転車ナビマーク等の整備効果については、普段自転車を利用する人の 33.1%、自転車を利用しない人の 58.9%が「変わらない」と回答しており、正しい通行ルールの周知を図ることが必要です。

自転車ナビマーク・ナビラインの認知度



自転車ナビマーク・ナビライン整備による効果（左：利用者／右：未利用者）



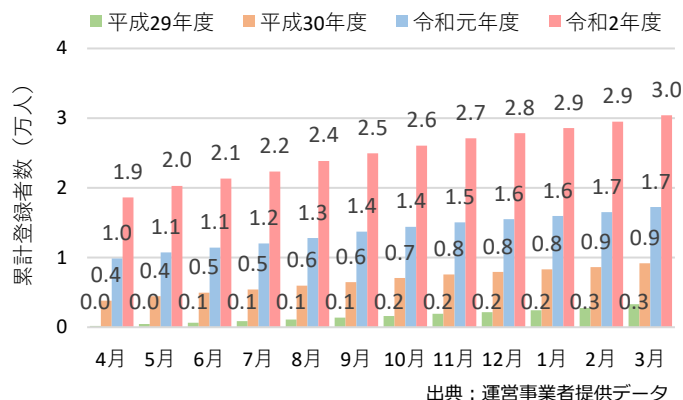
出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

④シェアサイクルの検証実施

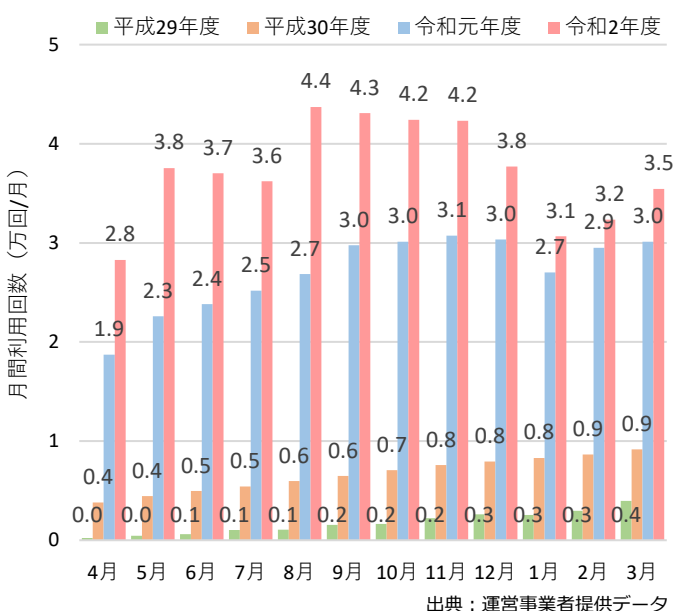
- 区では、(株)ドコモ・バイクシェアと協定を結び「大田区コミュニティサイクル事業」を平成29年3月から3年間、試行事業として実施しました。試行事業の最終年度となる令和元年度に利用状況や期待される事業効果等を検証し、本格事業への移行の可否を判断するための条件値を設定しました。令和2年度からは、その条件値への推移を管理するため、新たに検証期間を設けて事業を実施しています。

- 会員登録数は、令和3年3月に3万人を超え、月間利用回数もピークの8月～11月で4万回を超えています。
- シェアサイクルが区民の移動手段として浸透しつつある中で、導入効果の検証を進め、他区との広域連携の方向性を踏まえながら、本格導入を検討していく必要があります。

■登録者の推移



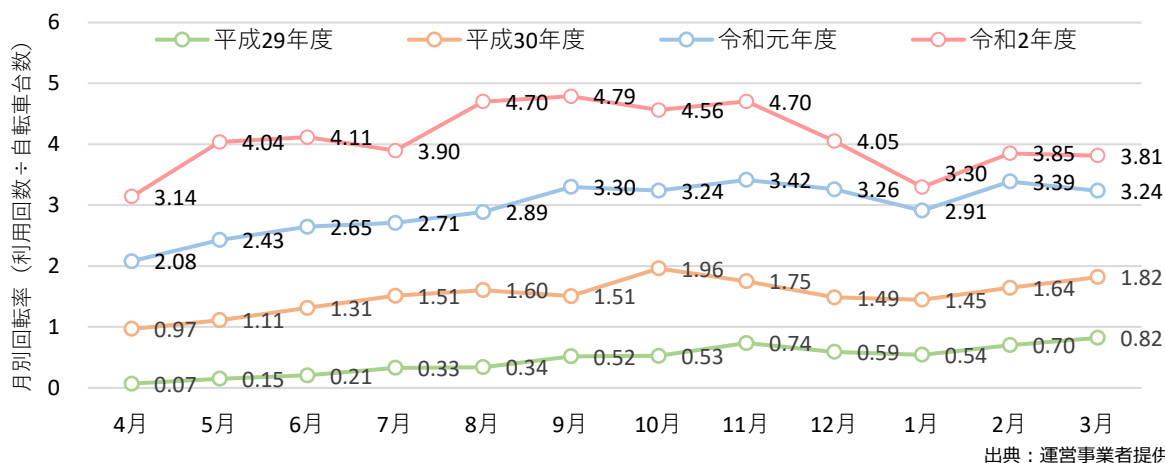
■月間利用回数の推移



⑤シェアサイクルの回転率

- 大田区におけるシェアサイクルの回転率（利用回数÷自転車台数）は過去最高で4.79回/台となっており、当初の1.0回/台から堅調に増加しています。本格導入に向けては、さらに回転率を高めていく必要があります。

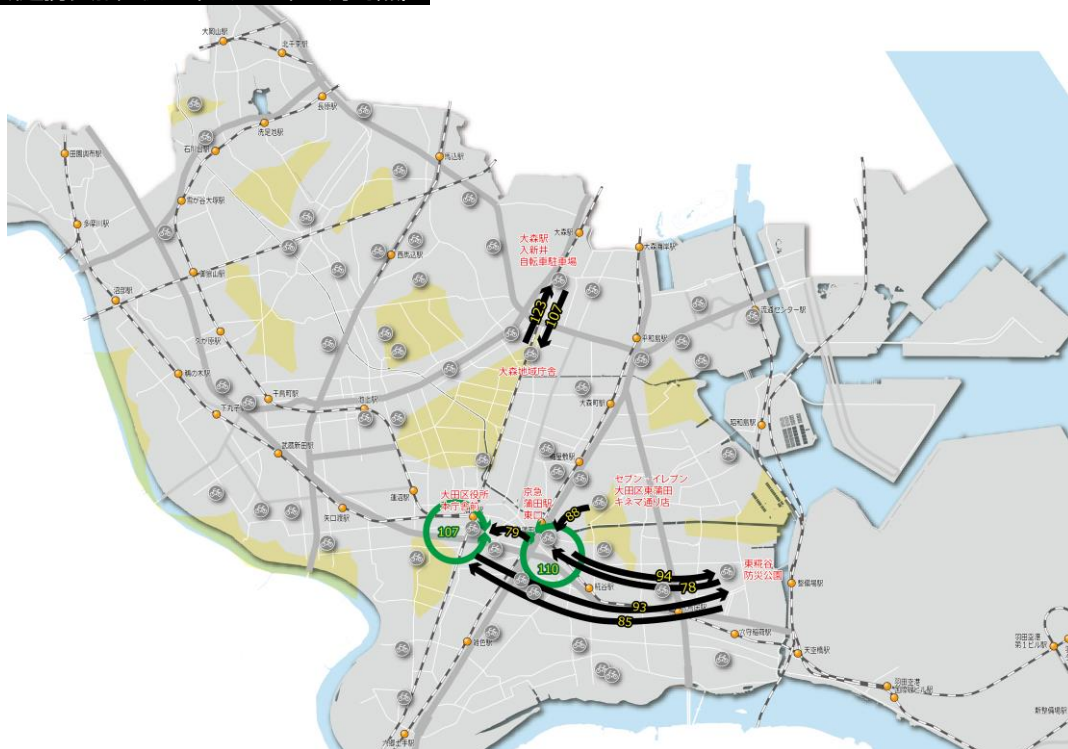
■大田区の月別回転率の推移



⑥サイクルポートの利用状況の変化

- 平成 30 年 5 月と令和 3 年 4 月時点の利用回数が多かったサイクルポート間での移動状況を比較すると、ポートが増え、様々な地域で利用されるようになったことから、さらなる拡充による利便性向上が期待できます。

■ 利用が多いポート間の移動 (広域連携参加直後：平成 30 年 5 月時点)



■ 利用が多いポート間の移動 (最大利用月：令和 3 年 4 月時点)



■ 留意すべき事項①

久が原、南馬込、西蒲田など、区西部の交通不便地域周辺での利用は多く行われていますが、交通不便地域内のポートは少ない状況です。

■ 利用が多いポート

大森駅の最寄りポートから、大森地域庁舎の最寄りポート間の移動に多く利用されています。

■ 利用が多いポート

蒲田駅・京急蒲田駅の最寄りポートでは、貸出し・返却ともに同じポートの「レンタルサイクル」のような利用が多くなっています。

ポート間移動（上位10位）

- ➡ 別ポートに返却
- ➡ 同じポートに返却

コミュニティサイクルポート

- 🚲 利用数の多い上位10位
- 🚲 利用数11位以下
- ※順位付けの利用数は、開始数+返却数

交通不便地域

- 🚶 鉄道駅 半径500m、バス停 半径300m以上の地域

■ 留意すべき事項②

広域連携参加直後に利用が特に多かった東糀谷防災公園と蒲田駅・京急蒲田駅間の移動は、当時と変わらず多くなっています。

(3)【まもる】自転車のルール・マナーの啓発

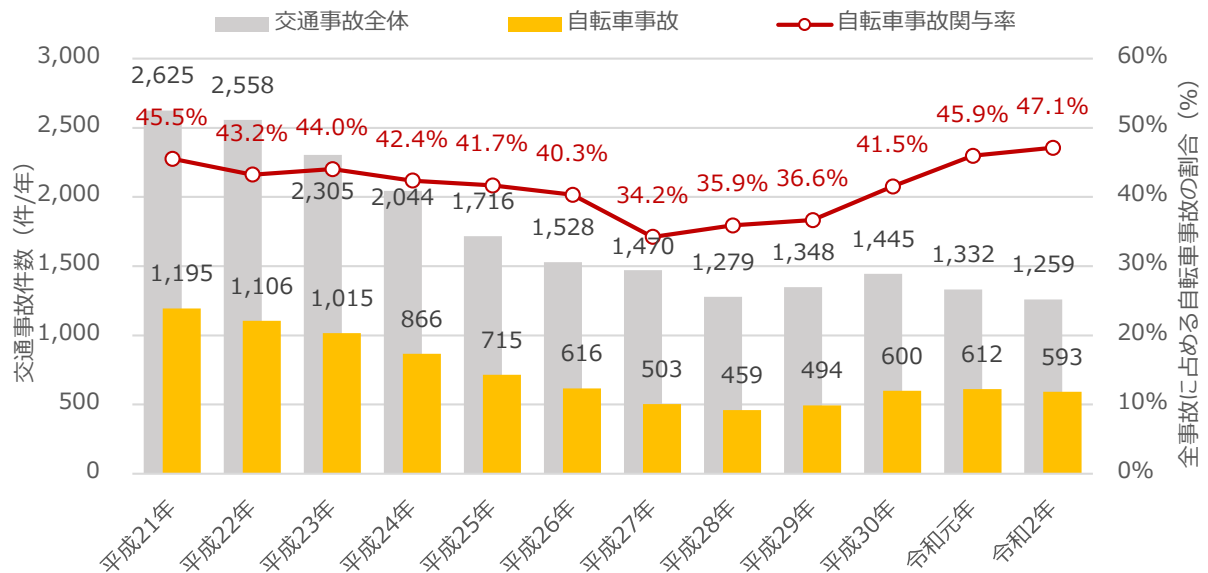
①交通安全教育と周知・啓発の年齢層別取組状況

- 区では、警察等と連携・協力しながら、未就学児、小・中学生、高齢者向けを中心に交通安全教育を実施してきました。

年齢層	交通安全教育（講習会、体験会等）						周知・啓発（チラシ配布等）			
未就学児	交通安全移動教室（S58～）	交通安全指導者研修会（S47～）	交通安全運動（春・秋）	自転車押し歩き運動（H24～）	たまりバー交通安全啓発運動（H22～）	OTAふれあいフェスタでのスケアード・ストリートイベント（H22～）	萩中公園でのスケアード・ストリートイベント（H28～）	公道でのスケアード・ストリートイベント（H26～H28）	交通安全だより(S45～)	
小学生（低学年）		交通安全巡回指導（H9～） ※自転車教室等								
小学生（高学年）										
中学生	中学生向けスケアード・ストリート（H22～）								中学生向けスケアード・ストリートでの啓発チラシ配布（H22～）	
高校生	高校生向けスケアード・ストリート（R2～）								高校生向けスケアード・ストリートでの啓発チラシ配布（R1～）	
大学生										
大人	自転車安全利用 TOKYO セミナー ※R1より大田区での開催を誘致		鉄道駅、バス車内等でのポスター掲出（R1～）	3歳児健診でのリーフレット配布（H30～）						
				子ども乗せ自転車利用啓発チラシ(R2～)						
				交通安全だより（未就学児・小学生向け）						
高齢者	交通安全のつどい（H9～）	高齢者交通安全体験教室（H7～）								
	高齢者との交通安全集会（S47～）									
			高齢者向けイベントでの啓発チラシ配布（S47～）							

②自転車事故の発生件数

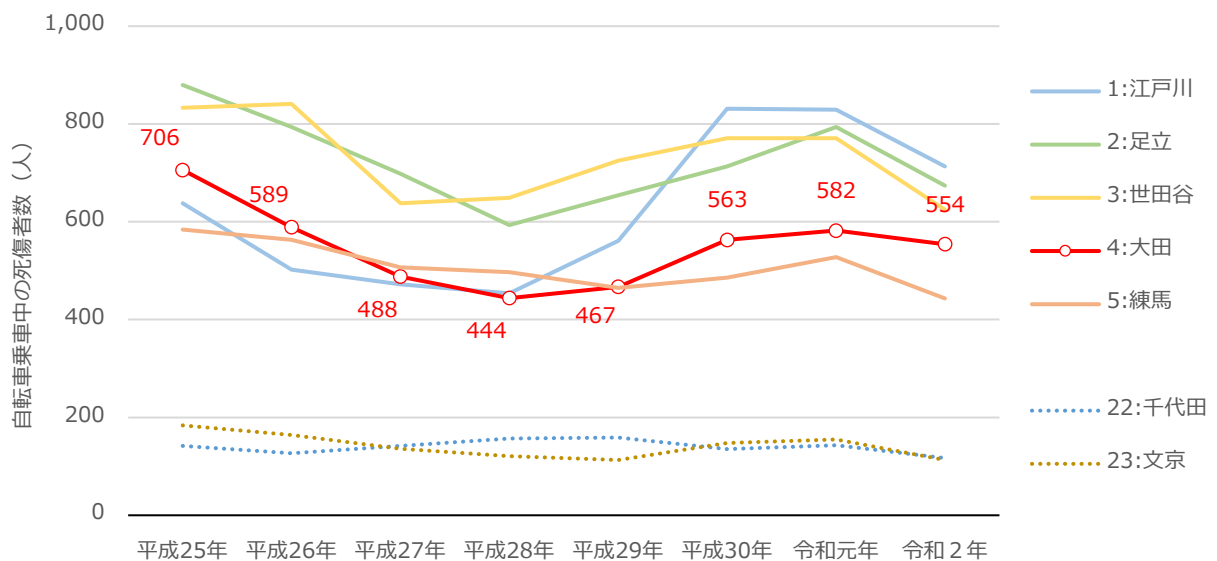
- 大田区内の自転車事故件数は平成 28 年まで減少傾向にありましたが、近年は増加傾向に転じ、令和 2 年には 593 件となっています。
- 交通事故全体に占める自転車事故の割合（自転車事故関与率）は令和 2 年に 47.1% となっており、交通安全教育等の取組みを継続・充実させていく必要があります。



出典：大田区交通安全のあらまし

③自転車乗車中の死傷者数

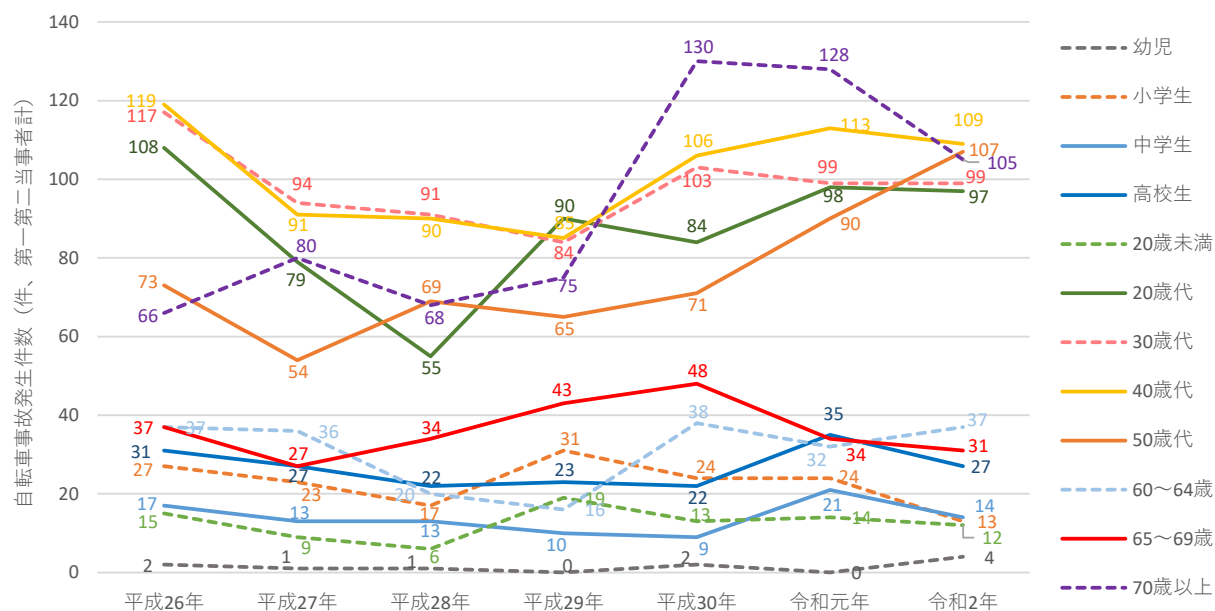
- 自転車乗車中の死傷者数の推移を他区と比較してみると、区域面積が広く、人口の多い自治体を中心に死傷者数が多くなっており、大田区は 23 区中 4 番目に多くなっています。



出典：東京の交通事故（警視庁）

④年齢層別の自転車事故件数

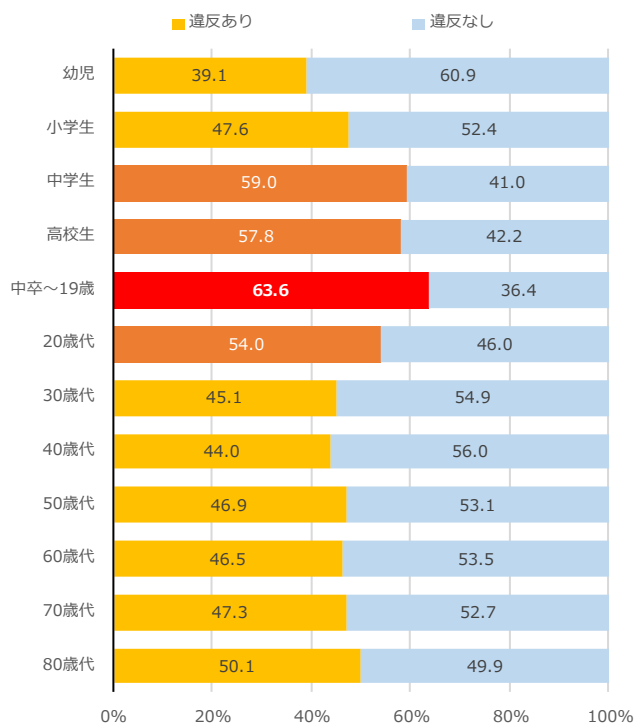
- 大田区内で発生した自転車事故の発生件数を年齢層別に整理すると、令和2年時点では特に「50歳代」の自転車事故件数が大きく増加しています。
- 20歳以上の自転車事故件数は、20歳未満の若年層と比較して非常に多くなっているため、成人に向けた交通安全教育の取組みを強化していく必要があります。



出典：大田区交通安全のあらまし

⑤自転車事故の年齢別違反割合

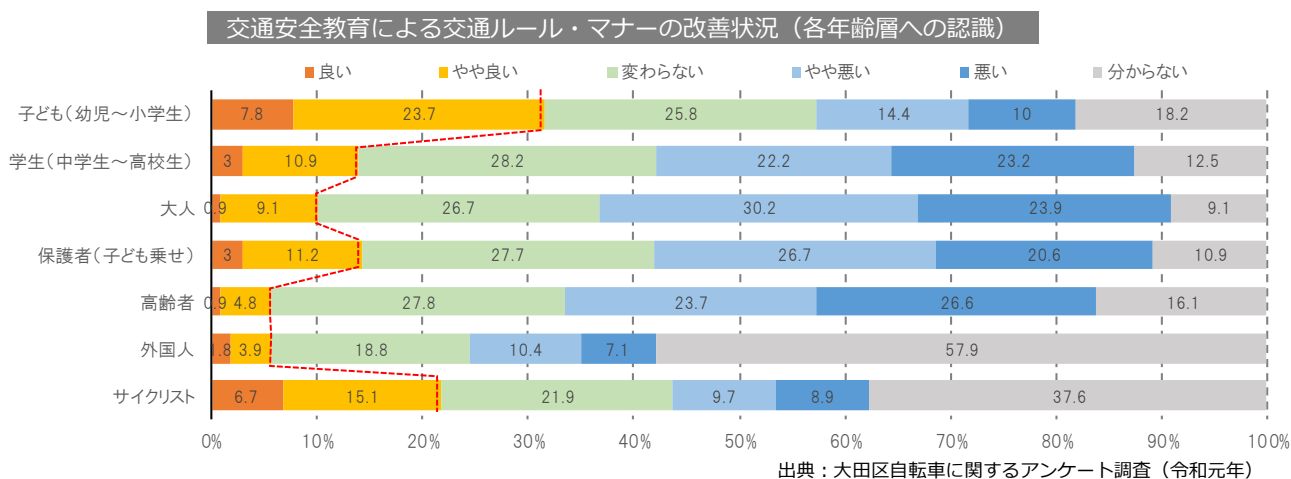
- 年齢層別の自転車事故件数に対して、自転車側の交通ルール違反の有無を分けると、「中学生」、「高校生」、「中卒～19歳」、「20歳代」の比較的若い世代で、違反者が多くなっています。
- 今後も中学校、高校、大学等と連携し、若い世代の交通安全意識の醸成を図ることが求められています。



出典：東京の交通事故（警視庁、平成30年）

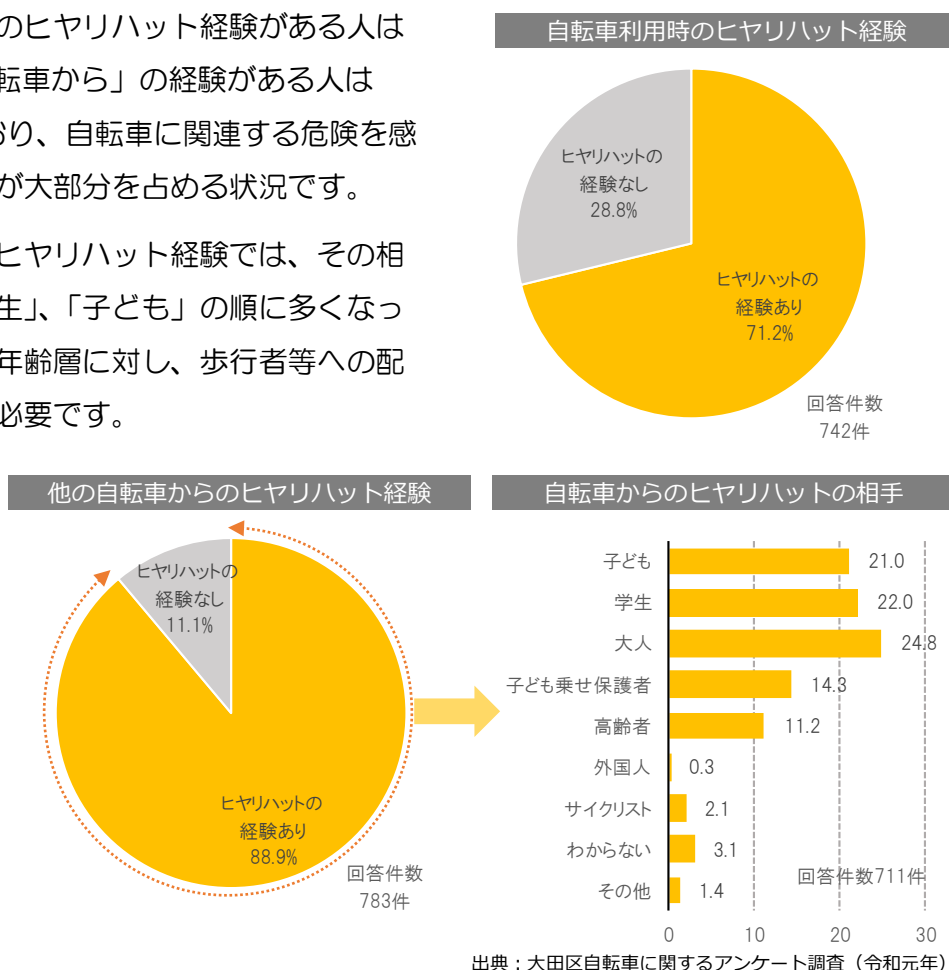
⑥自転車の交通ルール・マナーの改善

- 自転車の交通ルール・マナーの改善状況について、年齢層別では全体的に「変わらない」と感じている人が多い一方、「中学生～高齢者」の自転車利用に対しては「やや悪い」、「悪い」との回答も多く、依然として十分に改善されているとはいえない状況です。



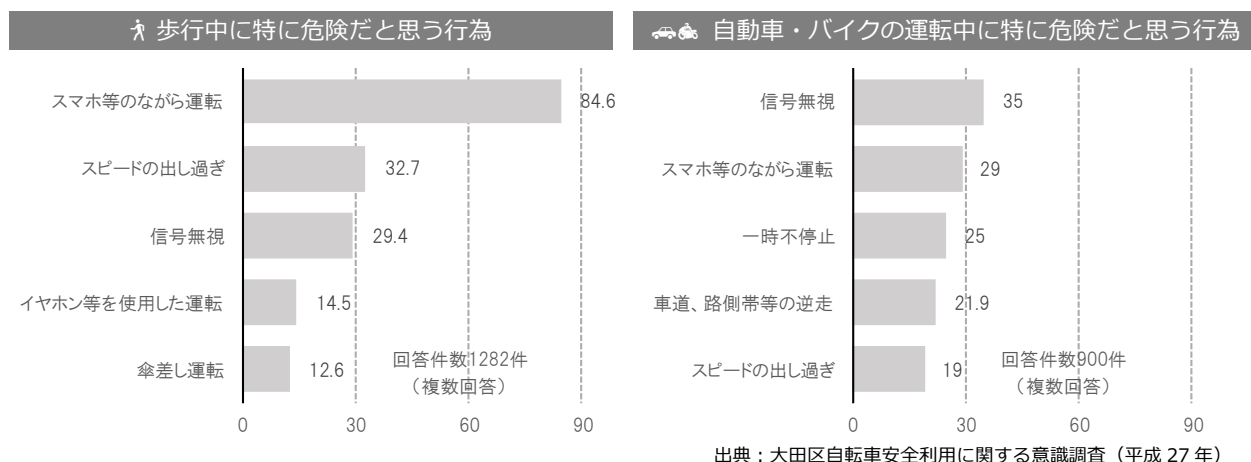
⑦自転車に関わるヒヤリハット経験

- 「自転車利用時」のヒヤリハット経験がある人は71.2%、「他の自転車から」の経験がある人は88.9%となっており、自転車に関連する危険を感じたことがある人が大部分を占める状況です。
- 他の自転車からのヒヤリハット経験では、その相手が「大人」、「学生」、「子ども」の順に多くなっており、あらゆる年齢層に対し、歩行者等への配慮に関する啓発が必要です。



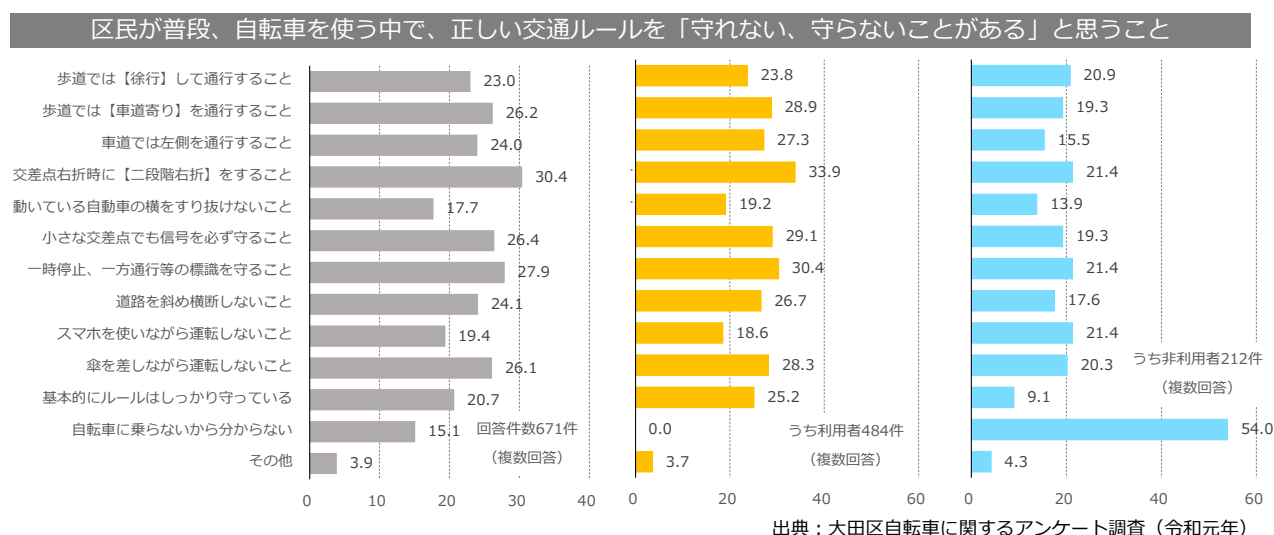
⑧自転車の危険行為

- 歩行中、自動車・バイクの運転中の自転車側の危険行為として、歩行者からは「スマホ等のながら運転」、ドライバーからは「信号無視」の回答が多くなっています。



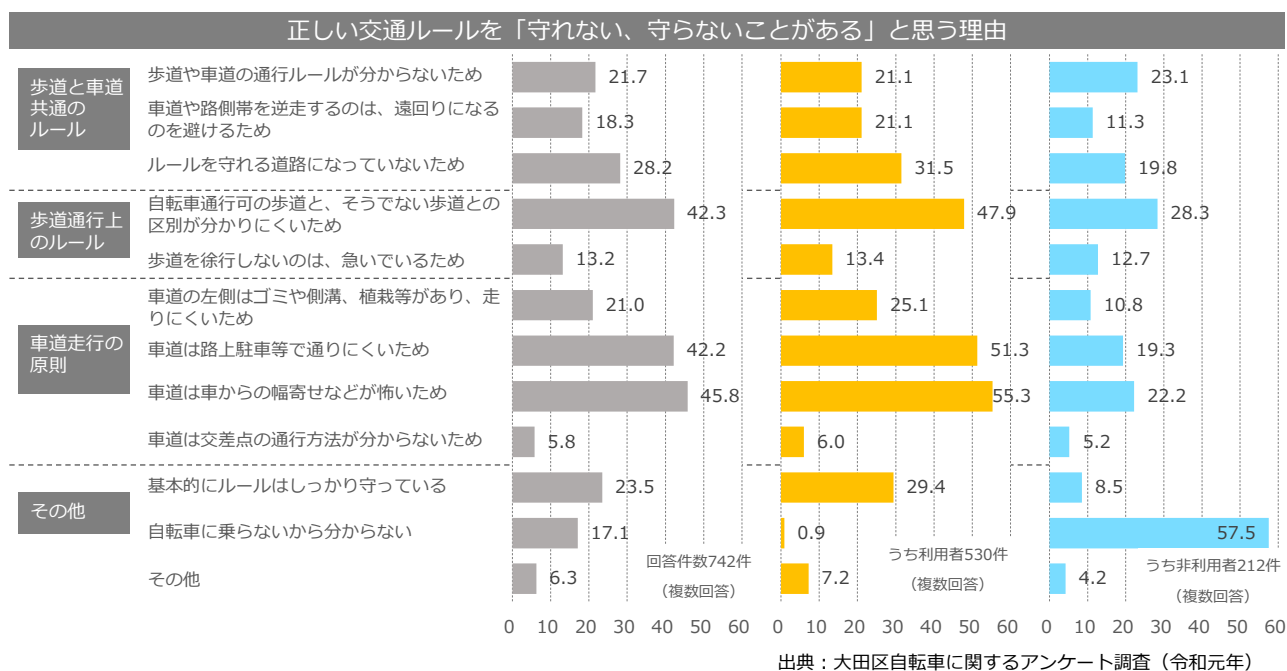
⑨守れない・守らないことがある自転車の交通ルール

- 自転車利用時に守れない・守らないことがある交通ルールについては、「交差点右折時に【二段階右折】をすること」、「一時停止、一方通行等の標識を守ること」、「小さな交差点でも信号を必ず守ること」が多くなっています。



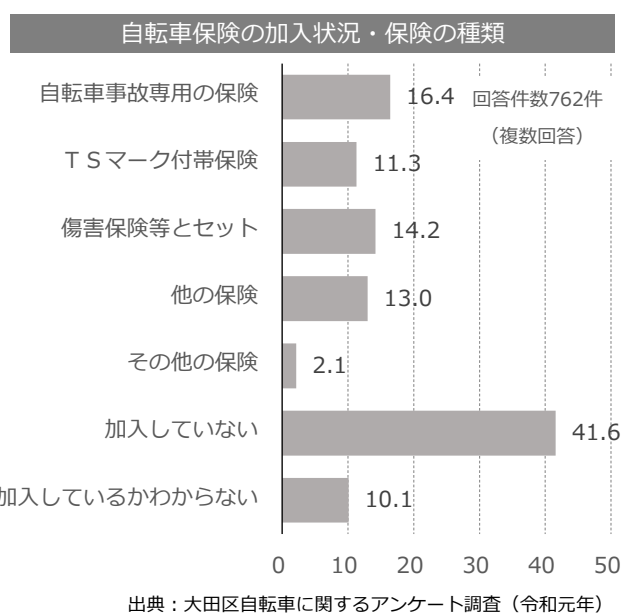
⑩自転車の交通ルールを守れない・守らない理由

- 自転車の交通ルールを守れない・守らないことがある理由として、車道走行の原則に対しでは「車道は車からの幅寄せなどが怖いため」、「車道は路上駐車等で通りにくいため」が多くなっています。
- 交通安全教育による自転車利用者への啓発だけでなく、自転車走行環境の整備など、自転車のルール・マナーが守られる環境づくりも必要です。



⑪自転車保険の加入促進

- 令和2年4月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正されたことにより、自転車利用者の自転車保険加入が義務化されました。
- 区では、自転車利用者に対して自転車保険の加入を促すための情報提供等の取組を行っています。令和元年のアンケート調査では自転車保険に「加入していない」人が41.6%、「加入しているかわからない」人が10.1%おり、今後も継続的に情報発信していく必要があります。



⑫自転車の交通安全教育の実施

- 区では、幼児向けの交通安全移動教室、中学校での自転車事故再現による体験学習（スクエアード・ストレイト方式）など、継続的に取り組みを実施しています。
- イベントでの周知・啓発、メディアを通じた情報提供など、様々な場面を活用した交通安全教育も実施しています。

年 度	28		29		30		1		2	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
交通安全指導者研修会	1	42	1	45	1	50	1	51	※	
交通安全移動教室	91	5,428	90	5,168	90	5,001	82	5,114	53	1,483
高齢者との交通安全集会	30	1,066	30	1,236	30	1,152	19	653	14	172
区民交通安全教室	595	72,270	586	68,545	505	50,393	642	100,891	531	128,968
自転車安全教育 (スクエアード・ストレイト方式)	12	5,380	12	5,188	10	3,521	8	2,798	3	1,395
高齢者交通安全 大田区民のつどい	1	1,325	1	1,350	1	1,300	1	1,300	※	
高齢者交通安全体験教室	1	168	1	185	1	124	1	200	1	88
自転車安全利用実技教室	3	475	3	210	3	150	3	220	※	

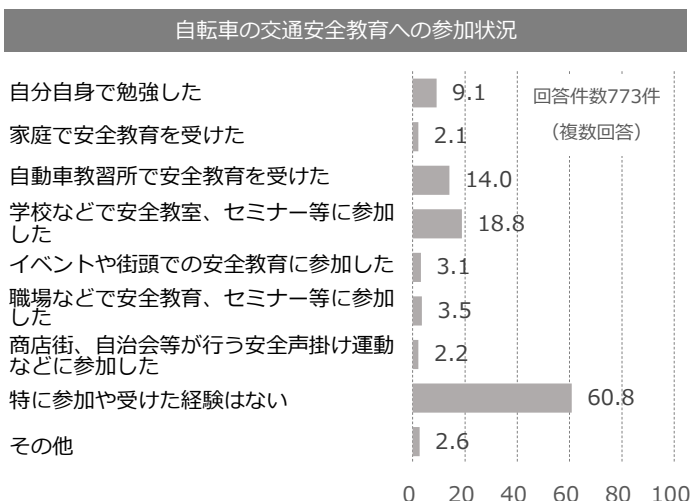
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

出典：大田区交通安全のあらし



⑬自転車の交通安全教育への参加状況

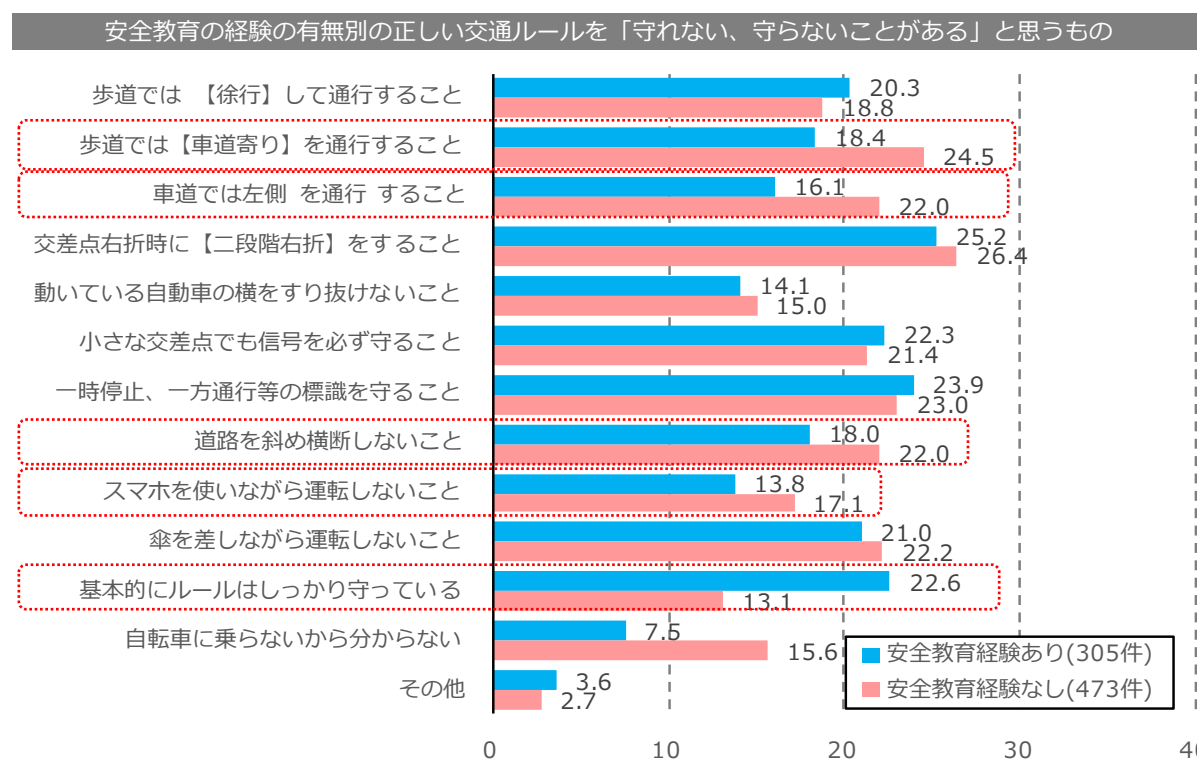
- 自転車の交通安全教育への参加状況については、60.8%が「特に参加や受けた経験はない」となっており、参加経験がある場合でも、学校と自動車教習所以外の機会はほとんどない状況です。
- 今後は、多くの方がより参加しやすくなるよう、交通安全教育機会の拡充等を検討していく必要があります。



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

⑭自転車の交通安全教育による効果

- 自転車の交通安全教育に参加した経験のある人は、経験のない人と比べ、「歩道では【車道寄り】を通行すること」、「車道では左側を通行すること」、「道路を斜め横断しないこと」、「スマホを使いながら運転しないこと」について、守れない・守らない人の割合が少なくなっています。
- 「基本的にルールはしっかり守っている」人は、交通安全教育に参加した経験のある人の割合が高くなっており、自転車の交通ルール・マナーの遵守意識を向上させるためには、交通安全教育に参加する人を増やしていく必要があります。



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

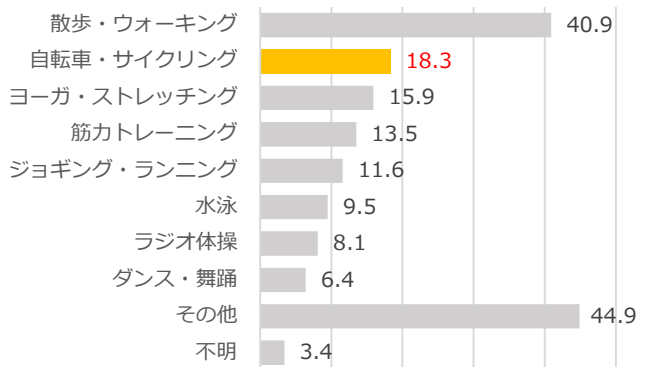
4. 自転車活用に関する現状と課題

(1) 区民の自転車活用状況

①自転車・サイクリングの実施状況

- 過去1年間に、毎月1回以上実施したスポーツでは、「自転車・サイクリング」が18.3%となっており、「散歩・ウォーキング」に次いで2番目に高くなっています。

毎月1回以上実施したスポーツ（過去1年間）

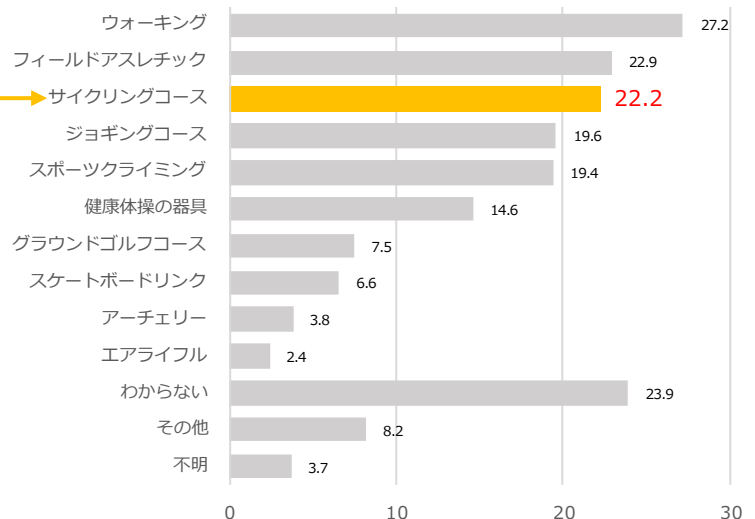


出典：大田区スポーツ推進計画（平成30年）

②サイクリングコースのニーズ

- 区では大森ふるさとの浜辺公園を中心に、大森スポーツセンター、大田スタジアム、森ヶ崎公園、大田区総合体育館に囲まれたエリアを「新スポーツ健康ゾーン」として整備しています。
- 新スポーツ健康ゾーンへ新たに希望する施設・設備としては、「サイクリングコース」が3番目に高くなっています。

新スポーツ健康ゾーンの範囲として【新たに希望する施設・設備】

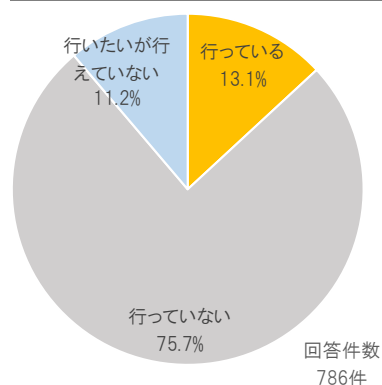


出典：大田区スポーツ推進計画（平成30年）

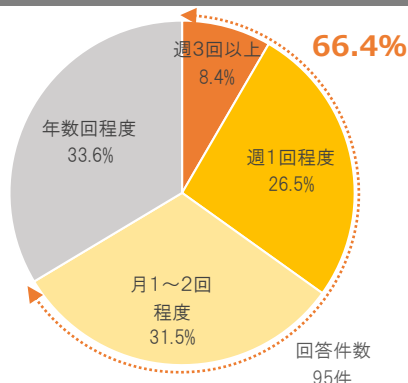
③余暇活動でのサイクリング等の実施状況

- 余暇活動としてサイクリング等を「行っている」人は全体の13.1%であり、サイクリング等を行っている人の66.4%は、月1回以上はサイクリング等を行っている状況です。
- サイクリング等を「行っていない」人は75.7%になっており、「自転車を買わないといけないため」、「時間が無いため」という理由が多くなっています。

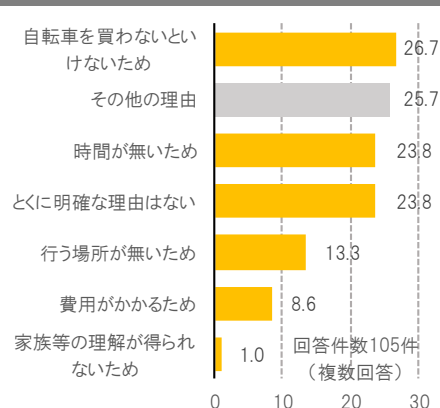
余暇活動でのサイクリング等の実施状況



サイクリング等を行う頻度



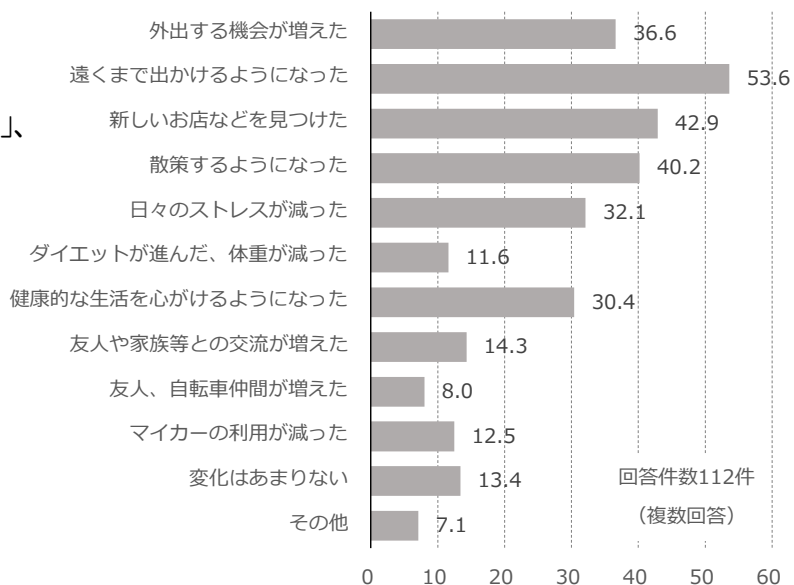
サイクリング等を行っていない理由



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

【参考】サイクリングによる暮らし・心身への影響

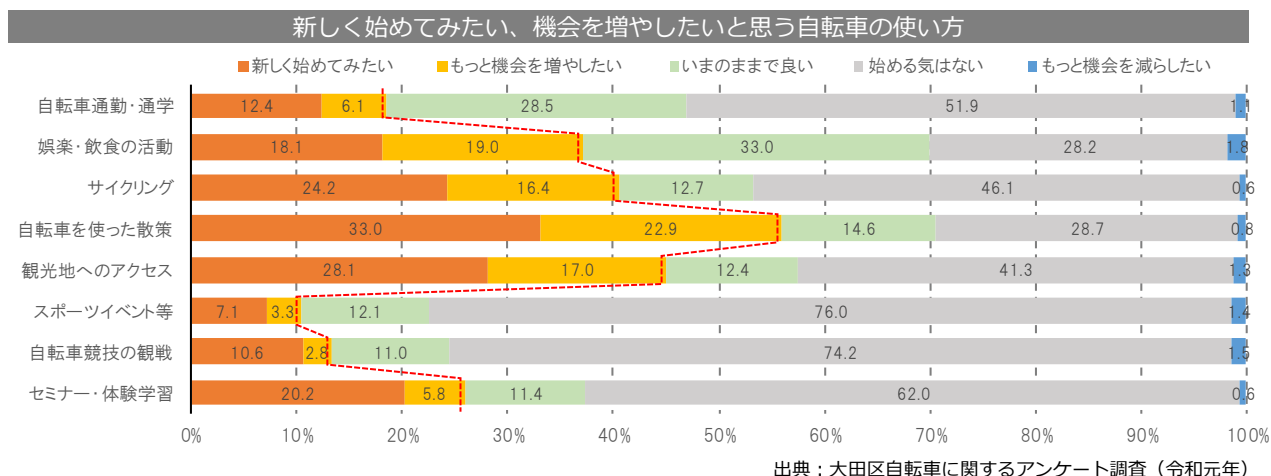
- サイクリングを行うことで暮らしに変化のあったこととしては、「遠くまで出かけるようになった」、「新しいお店などを見つけた」、「散策するようになった」、「外出する機会が増えた」といった、活動機会増加と活動範囲拡大の効果が高くなっています。
- 「日々のストレスが減った」、「健康的な生活を心がけるようになった」といった、心身への良い影響もあります。



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

④自転車の使い方

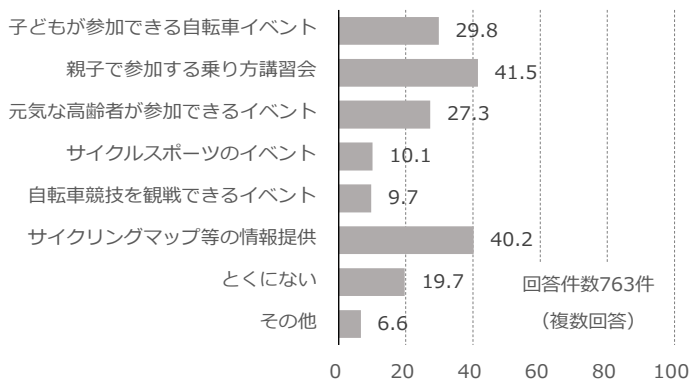
- 新しく始めてみたい、機会を増やしたいと思う自転車の使い方としては、「自転車を使った散策」、「観光地へのアクセス」、「サイクリング」、「娯楽・飲食の活動」が高くなっています。
- 特に「自転車を使った散策」については、全体の半数以上が今後機会を増やしたり、新しく始めたりしたいと思っている状況です。



⑤自転車活用の取組みの方向性

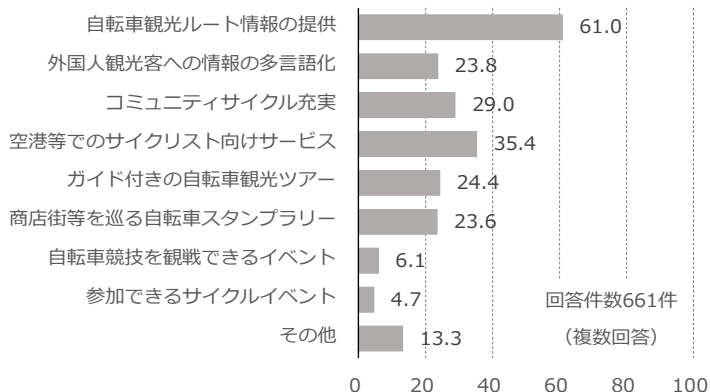
- 【健康づくり】や【スポーツ】の視点から大切だと思う自転車活用の取組みについては、「親子で参加する乗り方講習会」と「サイクリングマップ等の情報提供」が多くなっています。

【健康づくり】や【スポーツ】の視点から大切だと思う取組み



- 【観光】や【にぎわい】の視点から大切だと思う自転車活用の取組みについては、「自転車観光ルート情報の提供」が最も多く、次いで「空港等でのサイクリスト向けサービス」が多くなっています。

【観光】や【にぎわい】の視点から大切だと思う取組み



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

⑥おすすめの観光スポット

- 大田区のおすすめスポットとしては、羽田空港、池上本門寺などが挙げられています。
- 国際都市おおたフェスティバル in「空の日」羽田の来場者ヒアリングでは、有名な観光スポットだけでなく、地元のおすすめの飲食店やサイクリングにおすすめの場所など、地域に根差し、魅力ある多様な観光資源の情報を得ることができました。

大田区の「おすすめスポット」(10件以上の回答)



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

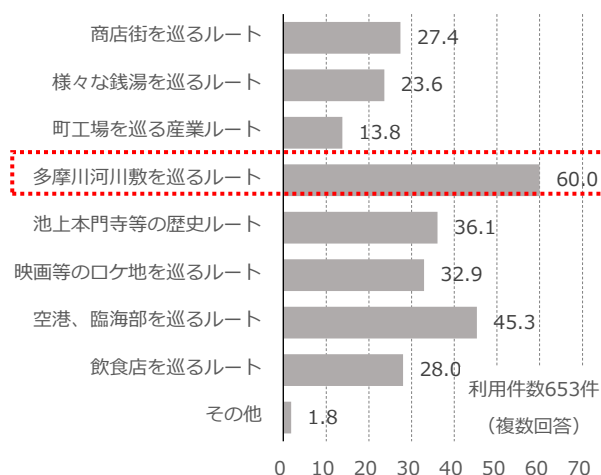
「空の日」の来場者ヒアリングの「おすすめスポット」



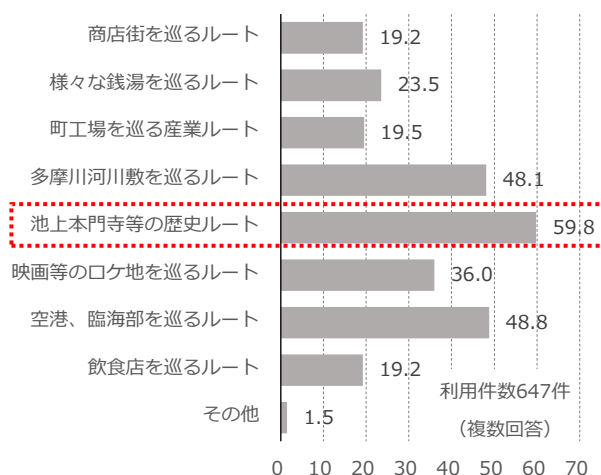
⑦おすすめのサイクリングルート

- 自分が実際に回ってみたいサイクリングルートとしては、「多摩川河川敷を巡るルート」が60%で最も多く、次いで「空港、臨海部を巡るルート」となっています。
- 来訪者におすすめしたいサイクリングルートとしては、「池上本門寺等の歴史ルート」が59.8%で最も多くなっています。

自分が実際に回ってみたいサイクリングルート



来訪者におすすめしたいサイクリングルート



出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

(2) 先行施策の展開

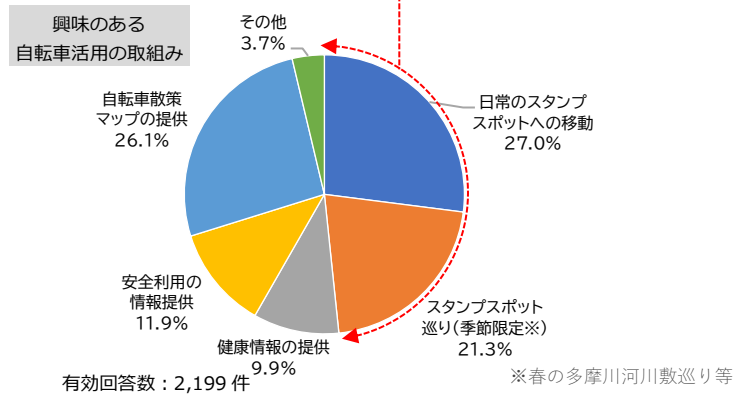
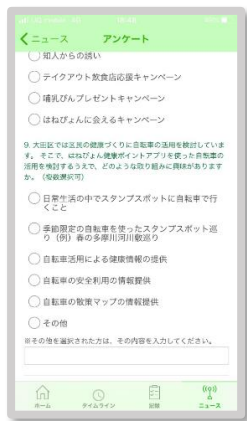
- 自転車活用推進の主体は区民であることから、計画策定段階から多くの人を巻き込んでいく仕掛けが重要となります。そのため、区では、本計画の策定に先行して、取組みを実施してきました。
- 本計画では、先行施策で得られた成果や課題を踏まえて、自転車活用施策をさらに発展させていきます。

①「はねびん健康ポイントアプリ」との連携

取組み① 自転車活用メリット等の情報提供・アンケートの実施（令和2年度）

- 自転車活用メリットと安全利用に関する情報を作成し、ホームページで公開
 - アプリ登録者へ情報提供、アンケート調査を実施
- 「自転車を使ったスタンプスポットへの移動」に**全体の48.3%が「興味がある」と回答**

■ アプリ登録者に対するアンケート調査の実施



取組み② 自転車を使ったスタンプスポット巡り（令和2年度）

- 自転車でも巡りやすいスタンプスポットを多摩川河川敷に6か所新設
- スタンプを集めた人に「自転車盗難防止啓発用品」をプレゼント（期間限定）
- スポーツ自転車を抽選応募の景品として新たに設定

■ 新たなスタンプスポットの設置

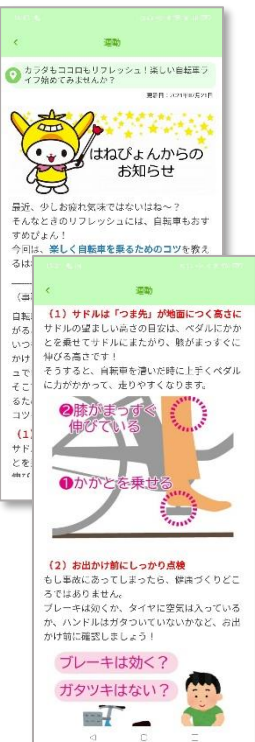
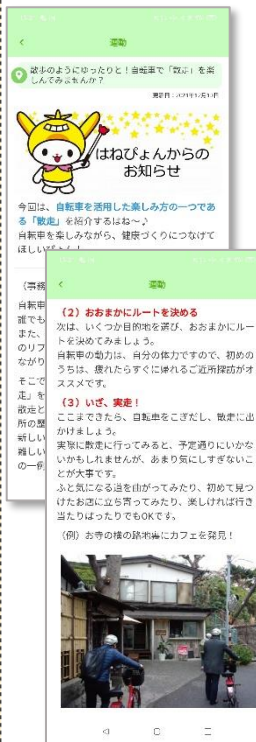
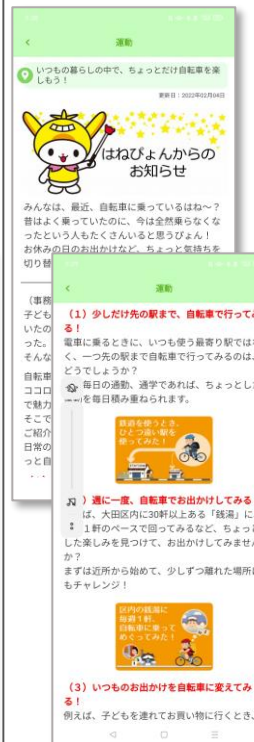


■ 新たに自転車を景品に設定



取組み⑥ 自転車活用に関するニュース配信（令和3年度）

- 自転車による健康づくりへの興味を高めるため、アプリのニュース機能を活用して、自転車に関する情報を配信

	第1回 (R3.7.21 配信)	第2回 (R3.9.27 配信)	第3回 (R3.12.10 配信)	第4回 (R4.2.4 配信)
タイトル	カラダとココロもリフレッシュ！ 楽しい自転車ライフ始めてみませんか？	あなたの自転車は安全？ お出かけ前にセルフチェック！	散歩のようにゆったりと！ 自転車で「散走」を楽しんでみませんか？	いつもの暮らしの中で、 ちょっとだけ自転車を 楽しもう！
内容	 はねびよんからのお知らせ 最近、少しお疲れ気味ではないか？ そんなときのリフレッシュには、自転車もおすすすめびよん！ 今回は、楽しく自転車を楽しむためのコツを教えるよ。 （1）サドルは「つま先」が踵面につく高さ に調整しよう。足が踏むときに、ペダルにかかる力がスムーズに伝わるように調整しよう。つま先がペダルから離れると、足が疲れる原因になります。 （2）お出かけ前にしっかり点検 もし事故にあってもいいから、安全確認は必ずしよう。ブレーキは効くか、タイヤに空気は入っているか、ハンドルはガタついていないかなど、お出かけ前に確認しよう！ ブレーキは効く？ ガタツキはない？	 はねびよんからのお知らせ みんなはいつも自転車に乗っていて、ヒヤリとしたことはないかな？ 安全に自転車を楽しむためには、定期的な点検整備が必要だよ。 （1）安全確認の順番 ①ブレーキ ②タイヤ ③チェーン ④ライト ⑤ベル （2）安全確認の方法 ①ブレーキは効くか ②タイヤは空気が入っているか ③チェーンはスムーズに動くか ④ライトは点灯するか ⑤ベルは鳴るか （3）安全確認の結果 安全確認が完了したら、安全に自転車を楽しもう！	 はねびよんからのお知らせ 今回は、自転車を活用した楽しみ方の一つである「散走」を紹介するよ。 （1）散走とは 「散走」は、散歩のようにゆっくりと、自分のペースで楽しむことです。 （2）散走のメリット ①健康的 ②リラックスできる ③自然を楽しむことができる （3）散走の注意点 ①安全確認 ②周囲の状況を確認 ③自分のペースを守る	 はねびよんからのお知らせ みんなは、最近、自転車に乗っているかな？ 昔はよく乗っていたのに、今は全然乗らなくなったという人もたくさんいると思うよ！ お休みの日のお出かけなど、ちょっと気持ちよく乗ってみよう。 （1）少しだけ先の駅まで、自転車で行ってみよう！ 電車に乗るときは、いつも使う最寄り駅ではなく、一つ先の駅まで自転車で行ってみよう。そうすれば、通勤・通学が楽になるよ。 （2）週末の遠出、週末のドライブ、週末のキャンプなど、週末の楽しみを自転車で行ってみよう！ 週末の楽しみを自転車で行ってみよう。週末の楽しみを自転車で行ってみよう。 （3）いつものお出かけを自転車に変えてみよう！ 例えば、子どもを連れてお買い物に行くとき、

②「散走」の試行実施

取組み① 「池上本門寺エリア」散走（令和2年度）

ワーク（令和2年10月30日）

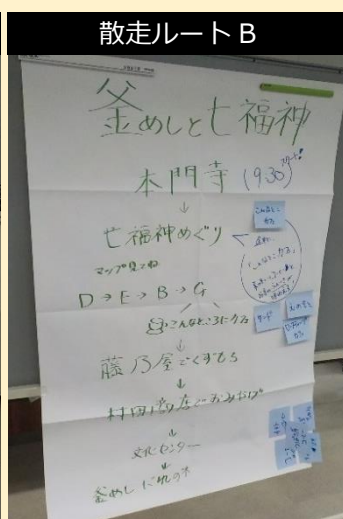
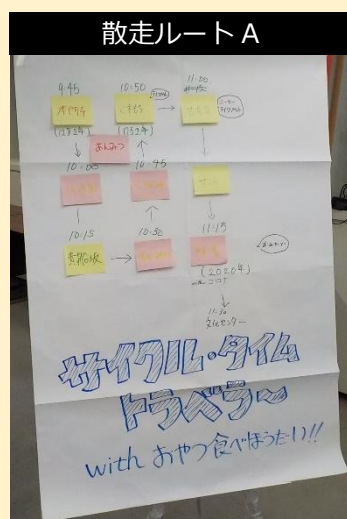
- 令和2年度は、「池上本門寺エリア」をモデル地区として散走を試行的に実施
- 実際に散走を行うにあたり、ワークショップ形式の勉強会を行い、ルートを検討
- （一社）大田観光協会、池上まちづくり協議会、地元の企業などの協力を得て実施



実走（令和2年11月12日）

- ワークで作成した2つのルートを実走
- 最後に「散走による気づきの報告会」を行い、参加者間で良かった点や問題点を共有
- 散走マップ（走行軌跡）を作成

■池上本門寺エリアの散走マップ



取組み② 「蒲田・糀谷・羽田エリア」散走（令和3年度）

ワーク（令和3年11月4日）

- 「蒲田・糀谷・羽田エリア」において、商店街等を巡りながら、羽田イノベーションシティまでの散走を実施
- 実際に散走を行うにあたり、ワークショップ形式の勉強会を行い、ルートを検討
- （一社）大田観光協会、大田区商店街連合会などの協力を得て実施



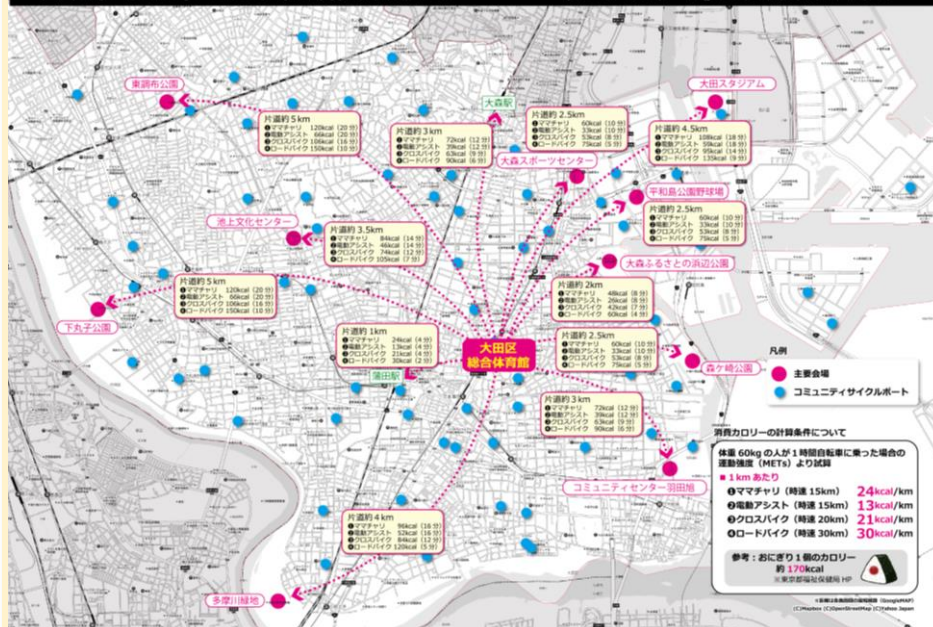
実走（令和3年11月18日）

- ワークで作成した2つのルートを実走
- 最後に、感想や意見を話し合いながら、振り返りを行い、区民に伝えるべき散走の魅力、散走の普及に必要なことや課題を整理
- 散走マップ（走行軌跡）を作成



- 取組み① 会場間の自転車利用の推進（令和２年度）**
- 令和２年１０月１１日に開催した「第３７回大田区区民スポーツまつり」で、会場間の自転車消費カロリーを示したパネルを展示し、来場者にヒアリングを実施
 - 会場間移動でのシェアサイクル利用を促進（会場案内図にサイクルポートの位置等を掲載）

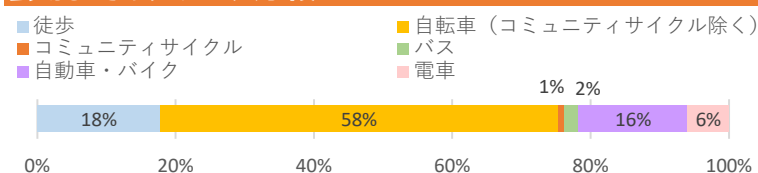
区民スポーツまつり 主要会場間の自転車消費カロリー



取組み② 来場者アンケートの実施（令和２年度）

- 来場者アンケートを実施し、
来場手段、日常や余暇での自
転車の使い方等を調査
- ➔会場までのアクセス手段と
して、半数以上の人が自転
車を使用していることなど
を把握

会場までのアクセス手段



④区民・企業への自転車活用PR

取組み① 自転車のメリットに関する周知チラシの作成（令和２年度）

- チラシ「楽しい自転車暮らし、はじめてみませんか？」を作成
- 令和2年12月に「おおた健康経営事業所」19社に配布



取組み② 自転車活用に関するアンケート調査の実施（令和3年度）

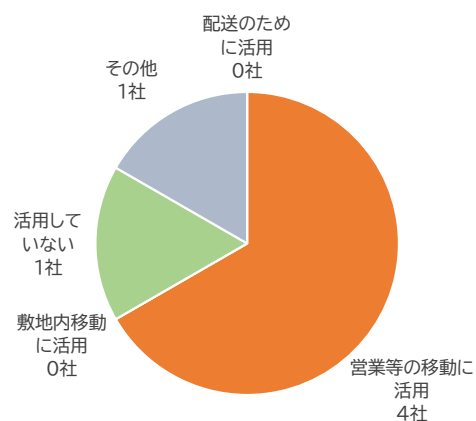
- 企業における自転車活用の状況や今後の意向、要望等を把握するため、アンケート調査を実施

→業務活動の中では、営業等の移動に自転車を活用している企業が多いことなどを把握

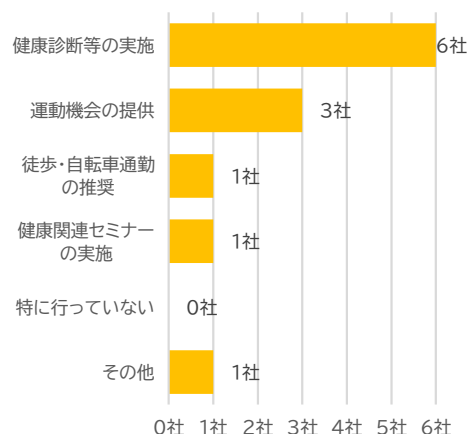
■アンケート調査について

【調査時期】	令和3年12月2日～12月23日
【対象】	おおた健康経営事業所17社
【回収状況】	6社

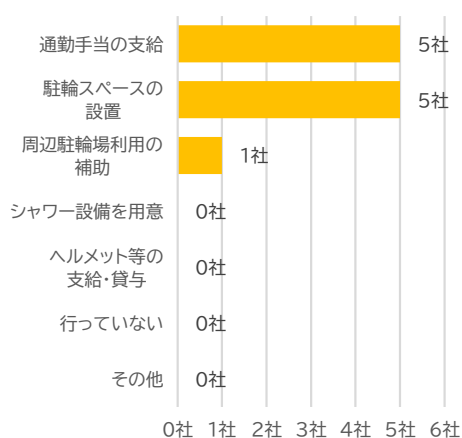
・業務活動での自転車活用



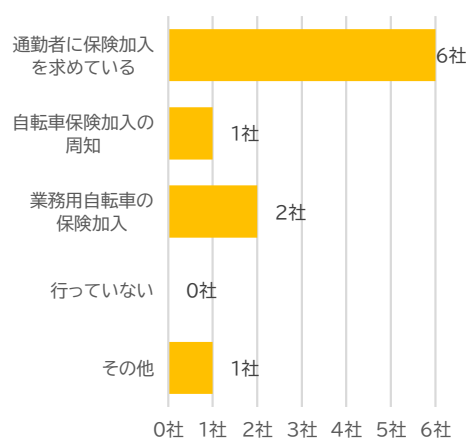
・従業員の健康のため取組み



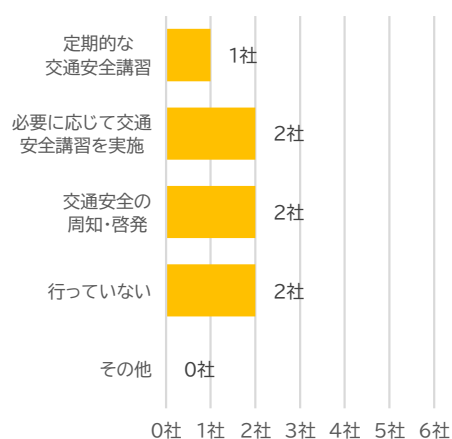
・自転車通勤に対する取組み



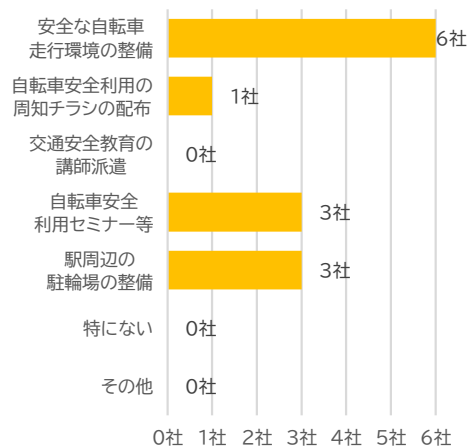
・自転車保険の加入に関する取組み



・交通安全に関する取組み



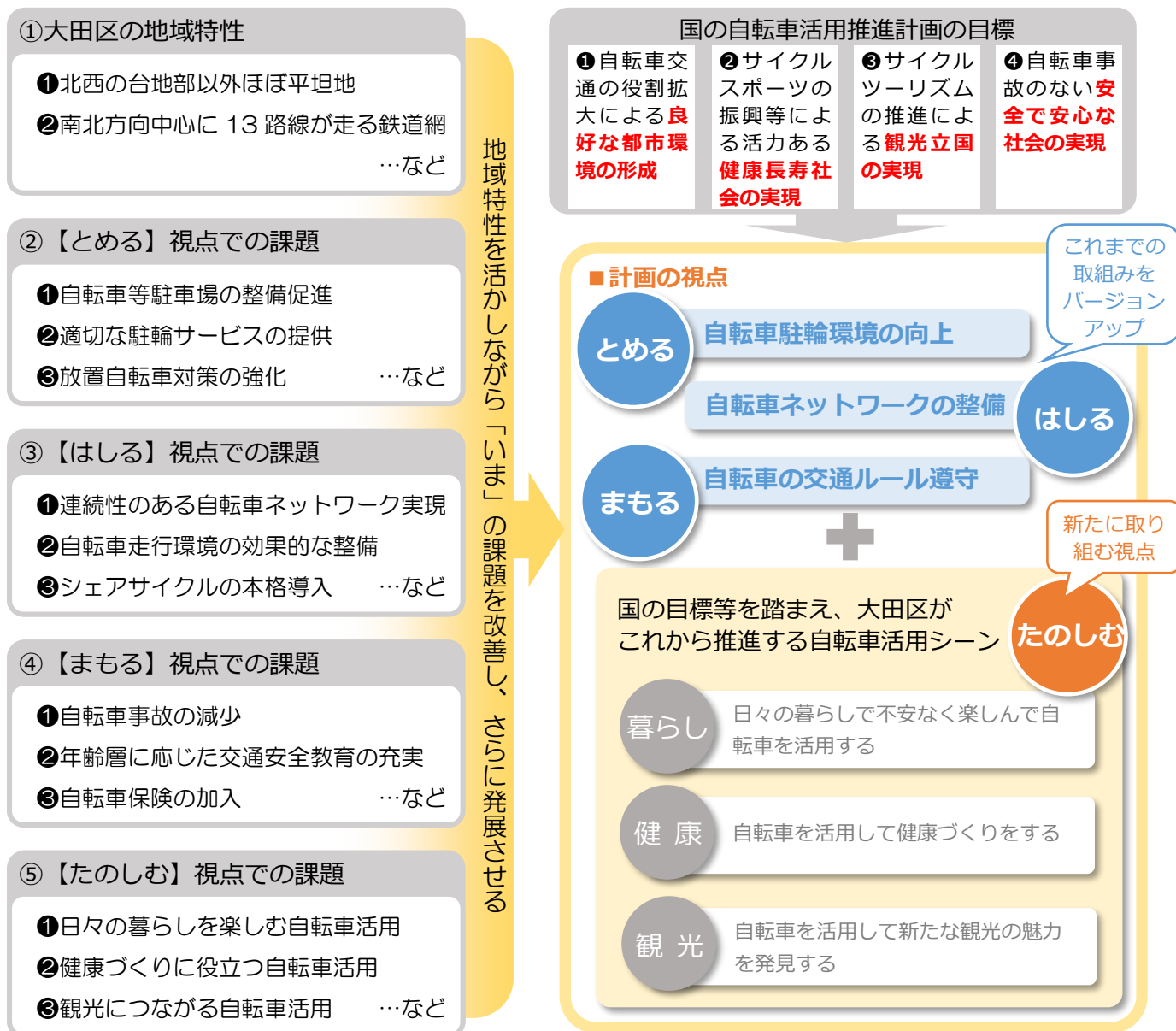
・今後の自転車活用推進のために必要な施策



第3章 計画の目標像と基本方針

1. 課題を踏まえた計画の方向性

- 区では、歩行者、自転車利用者等の全ての人が安全・快適に出かけられるまちを実現することを目指し、【とめる】【はしる】【まもる】の視点で自転車利用環境向上に向けた取り組みを進めてきました。
- 自転車活用推進法の施行に伴い、様々なシーンで自転車を活用する方向性が示された中、本計画では、区民のニーズやこれまでに欠けていた視点を踏まえ、「暮らし」、「健康」、「観光」での自転車活用を推進することとしました。自転車を単に生活のツールとして使用するだけでなく、心身の健康づくりや観光等の場面で楽しく活用できるようにしていきます。
- 次代に向けた様々な課題を踏まえ、【とめる】【はしる】【まもる】の施策を継承・発展させるとともに、それらを土台として新たな視点である【たのしむ】の施策を推進していきます。



2. 計画の目標像と4つの基本方針

- 10年後に目指す目標像とその実現に向けた4つの基本方針を定めます。これまでの「自転車利用環境」の取組み、新たな「自転車活用」の取組みの2つの枠組みで施策を展開します。

目標像

安全・快適に自転車で楽しく出かけた

継承・発展

「自転車利用環境」の取組み（土台づくり）

と
め
る

■基本方針1 良質な自転車駐輪環境をつくる

とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

とめる2 適切な駐輪サービスの提供

とめる3 放置自転車の防止対策

は
し
る

■基本方針2 安全な自転車ネットワークをつくる

はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開

はしる2 シェアサイクルの運用

ま
も
る

■基本方針3 自転車の交通ルール遵守の意識をつくる

まもる1 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進

連

新たな視点

「自転車活用」の取組み

社会的な自転車活用の動き

余暇での自転車活用ニーズの高まり

- ・通勤、通学、買物など、日常生活の移動手段として自転車が積極的に活用される
- ・健康志向が高まり、生活習慣病の予防、QOL 向上などのために自転車が積極的に活用される
- ・サイクルツーリズムが普及し、地域の魅力的なスポットを巡るために自転車が積極的に活用される

■大田区で推進する自転車活用シーン

Scene1 暮らし

日々の暮らしで活用する

Scene2 健康

健康づくりで活用する

Scene3 観光

観光・レジャーで活用する

■基本方針4 自転車を活用して楽しい毎日をつくる

たのしむ1 自転車を活用するためのきっかけづくり

たのしむ2 自転車活用を根付かせるための支援

たのしむ3 【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり

動

た
の
し
む

第4章 「自転車利用環境」の取組み

1. 施策体系

とめる

良質な自転車 駐輪環境を つくる

多様なニーズに対応した
利用しやすい自転車等駐
車場の確保と放置自転車
対策を進めることで、良質
な駐輪環境をつくります。



とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

とめる2 適切な駐輪サービスの提供

とめる3 放置自転車の防止対策

はしる

安全な自転車 ネットワーク をつくる

自転車利用者だけでなく、
歩行者やドライバーの安
全にもつながる自
転車ネットワー
クをつくります。



はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開

はしる2 シェアサイクルの運用

まもる

自転車の交通 ルール遵守の 意識をつくる

自転車を利用する全て
の人が正しい交通ルー
ルを知り、
遵守する意識
をつくります。



まもる1 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進



自転車等駐車場の利用状況等に応じ、指定管理者制度等の導入検討を含め効率的・効果的な整備を進めるとともに、鉄道事業者・民間事業者への整備支援等により駐輪需要に対応していきます。

駅からの距離、設備等のサービス水準に応じた料金設定の見直し、WEB 管理システムの導入、キャッシュレス化の推進など、受益者負担の原則のもと、公平かつ適切な駐輪サービスを提供していきます。

駅周辺、繁華街等で依然として発生している放置自転車対策を強化し、道路の走行環境やまちの景観を向上させるとともに、コールセンターを設置するなど、業務効率化を推進していきます。

安全かつ快適な自転車利用を支える自転車走行環境の整備を加速させるほか、効果検証に基づく次期ネットワーク計画策定など、計画的な整備を推進していきます。

シェアサイクルの検証実施による効果や課題を踏まえ、観光等の様々な場面での利用促進に向けて本格導入を進めていきます。

子どもから高齢者まで誰もが安全に自転車を利用できるよう、学校、保育園等の様々な機関と連携し、年齢層に合わせた交通安全教育を推進していきます。

誰もが自転車の交通ルールを正しく理解できるよう、年齢層に合わせて様々なメディアやツールを活用し、効果的に周知・啓発を進めていきます。

【とめる】【はしる】【まもる】を土台に自転車を【たのしむ】

たのしむ

Scene1 暮らし



Scene2 健康



Scene3 観光



2. 施策の展開

基本方針1【とめる】良質な自転車駐輪環境をつくる

とめる 1

自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

新たな生活様式の浸透により、自転車利用状況が変動することが予想される中で、受け皿としての適正量を確保しつつ、駐輪特性に応じた自転車等駐車場を整備する必要があります。

これからは、鉄道駅周辺等、自転車の駐輪需要が発生する場所を中心に、効率的・効果的に整備していきます。



■ 施策の方向性

- 将来需要予測に基づき、区営自転車等駐車場の整備を進めるとともに、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした、指定管理者制度等の導入の検討を進めていきます。
- 鉄道高架下の活用等での鉄道事業者との連携、大田区民営自転車等駐車場育成補助金の継続など、民間事業者による自転車等駐車場の整備を促進していきます。
- 自転車条例の附置義務制度に基づき、一定規模を有する施設の新設・増設時に自転車駐車場の設置を求めています。
- 「大田区自転車等駐車場整備方針」により、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。

■ 日常での「とめる」



日常の様々な場面で駐輪する場所がなくて困ることがないようにしていきます。

■ 個別事業（例）

- 指定管理者等による区営自転車等駐車場の運営
- 補助金交付による民間事業者の自転車等駐車場整備支援
- 附置義務制度の運用による自転車駐車場の整備促進

・・・など

適切な駐輪サービスの提供

電動アシスト付き自転車や子ども乗せ自転車の増加など、駐輪サービスに求められることが変化しています。

区民ニーズの変化に柔軟に対応し、サービス向上と見直しを進めることで、適切な駐輪サービスを提供できるようにしていきます。



■ 施策の方向性

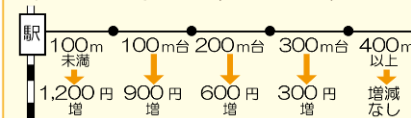
- 区営自転車等駐車場における利用形態を踏まえ、WEB管理システムの導入、キャッシュレス化の推進、特殊車両スペースの確保など、サービス向上と公平性の確保に取り組んでいきます。
- 区営自転車等駐車場の運営コストの増加や、利用に偏りがある状況を踏まえ、各地のサービス水準に応じた料金の見直しを行っていきます。

■ 料金の見直しイメージ

■ 月額基本料金

2,000 円 <100 円（1日分の料金） × 20 日（1か月の平日日数）>

■ 駅からの距離（JRエリア）



■ 駅からの距離（他路線エリア）

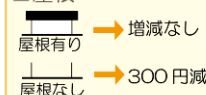


- ・ 駅からの距離は、各エリアの駐車場が存在する地域の中間的な場所を基準とする。
- ・ 例外的に、需要台数 3,000 台以上の駅については、JR エリアの規定を適用する。

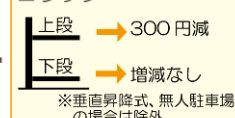
■ 階層



■ 屋根



■ ラック



各自転車等駐車場の定期利用料金

■ 個別事業（例）

- 一時・定期利用等の契約体系の見直し
- WEB 上で定期利用の申請等を管理することができるシステムの導入
- 入出庫管理の機械化による交通系 IC カード等での支払いへの対応

・・・など

放置自転車の防止対策

放置自転車は長年の取組みによって大幅に減少している一方、依然として商業施設、娯楽施設前を中心に短時間の放置自転車が散見される状況です。

放置自転車が歩行者やまちの景観を阻害している状況を鑑み、放置抑制の指導・啓発、監視体制の強化等を行っていきます。



■ 施策の方向性

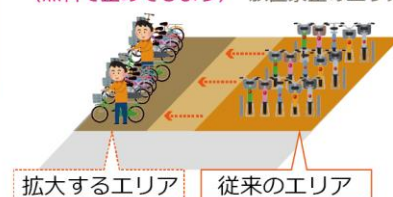
- 放置自転車対策業務の効率化に取り組むとともに、撤去自転車の活用方法についても見直しを行っていきます。
- これまで取り組んできた放置自転車の撤去活動、自転車放置防止指導員の配置等を継続して実施するほか、放置自転車の発生特性の分析を進め、効果的な指導・啓発を行っていきます。
- 放置自転車の即時撤去を可能とする自転車等放置禁止区域については、今後の区内での開発等の動向を注視しつつ、引き続き効果的に設定します。

■ 自転車等放置禁止区域見直しの主な要因

・ 放置禁止区域の境界で、大量の放置自転車が集まってしまう場所がある場合

・ 新しい駐輪場が整備されたことで、駐輪利用の適正化が図れるようになった場合

放置禁止区域外
(無料で止めてしまう) 有料駐輪場があり
放置禁止のエリア



新しく駐輪場が整備され
放置自転車の収容が可能に



■ 個別事業（例）

- 都が主催する駅前放置自転車クリーンキャンペーンにあわせた撤去活動の強化
- 放置自転車関連の問合せに対応するコールセンターの設置
- 再生自転車海外譲与事業の見直し

・・・など

大田区自転車等駐車場整備方針の概要

(1) 自転車等駐車場の整備・運営の課題

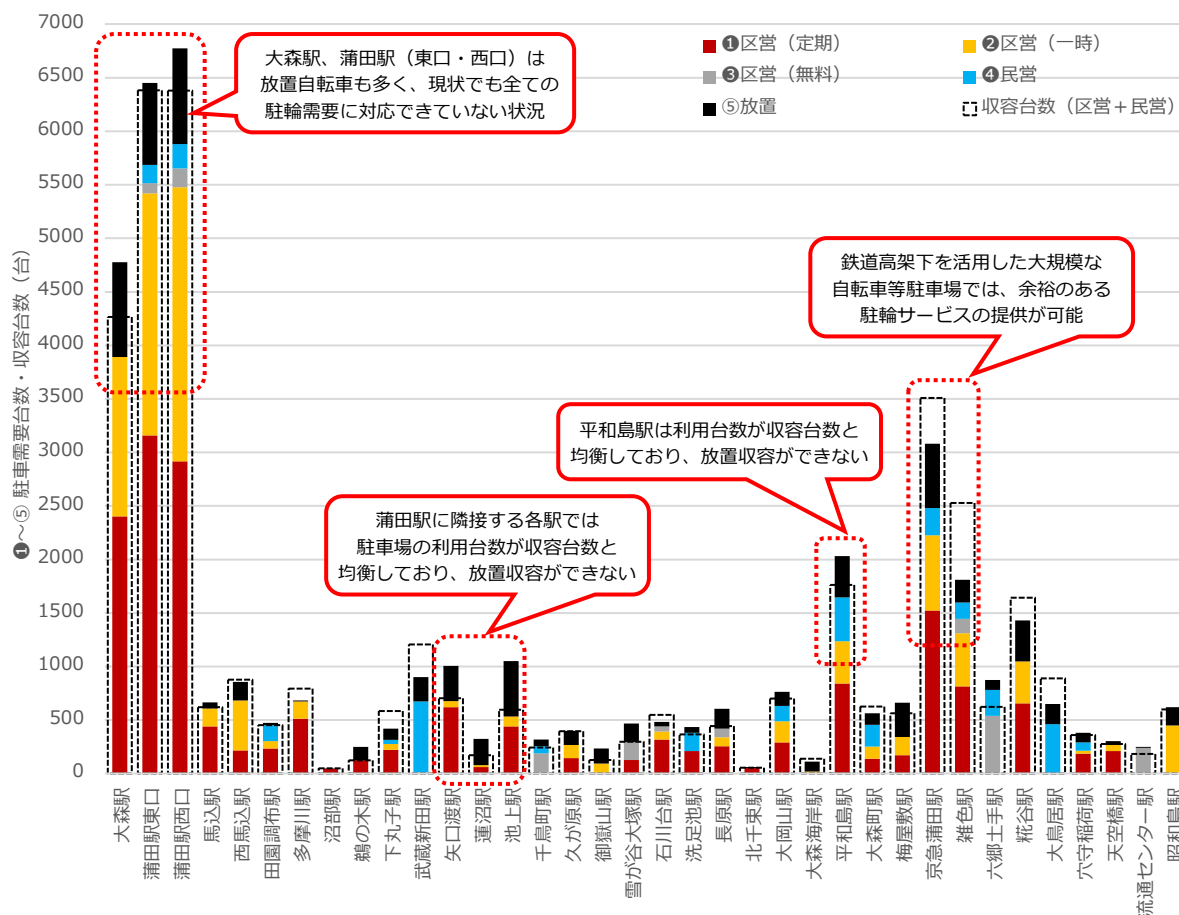
- 区では、自転車等駐車場の運営に対して以下の課題を抱えています。

自転車等駐車場の整備・運営に関する課題

- ①現状で駐輪需要に対して既存施設での収容に限界があり、今後の人口増加に対応しきれない駅がある。
- ②管理運営の情報化が進んでおらず、非効率な定期登録のために利用者の不便が発生している。
- ③人手を介した事業運営方式により、人件費を中心に行政負担が増大している。
- ④施設の老朽化が進む中で、施設の廃止、長寿命化等を含めた方針を定める必要がある。

- 現時点で明らかに自転車等駐車場が不足している駅や放置自転車問題の顕在化が見られる駅等、重点的に対策する必要がある駅を見極め、自転車等駐車場の整備や利便性・効率性の向上を図ることを目的とし、新たな自転車等駐車場整備方針を定めます。

■各駅の自転車等駐車場の需給バランス（需要：区営利用+民営利用+放置台数、供給：区営+民営収容台数）



出典：平成 29 年大田区自転車等駐車場に関する調査

将来の自転車等駐車場の需給バランス（基礎情報の整理）

- 大田区の人口は当面増加傾向を示しており、鉄道駅を利用する自転車利用も増加することが想定されます。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出行動や移動手段の変化など、自転車等駐車場の将来需要にも影響があると考えられます。そのため、以下の考え方にに基づき、将来の自転車等駐車場の需給バランスの状況を確認した上で、今後も継続して新たな日常における利用状況の変化を把握しながら、自転車等駐車場の整備の在り方を検討します。
- 次ページ以降に、以下の考え方で算定した各駅の現状と将来の需給バランスの一覧図を掲載します。

■将来の自転車等駐車場需要の設定の考え方

$$\text{令和12年(2030年)時点駐輪需要} = \text{各鉄道駅周辺の駐輪需要(駐輪場利用台数+放置台数)} \times \text{駅周辺の人口増減率(令和2年(2020年)→令和12年(2030年))}$$

↑ 各施設の最大利用の合算値を代入

↑ 各駅勢圏の人口増加率を代入

■駅周辺で発生している駐輪需要(統計的なデータの取得が可能なもの)

■区内駐輪場の種別

【区営】抽選方式（取得可能なデータ：申込数、契約数、実利用台数（調査））

①登録制 年間契約（年間3,000円）

【申請方法】所定の申請ハガキで申請
【利用判定】募集台数を超えた場合、抽選により決定（継続利用は担保されない）

②有料制（抽選） 月間契約（月2,000円上限で施設ごとに設定）

【申請方法】所定の申請ハガキで申請
【利用判定】募集台数を超えた場合、抽選により決定（継続利用は担保されない）

【区営】先着方式（取得可能なデータ：申込数、契約数、実利用台数（調査））

③有料制（先着） 月間契約（月2,000円上限で施設ごとに設定）

【申請方法】所定の申請書で、駐輪場の各管理室で申請（受付）
【利用判定】募集台数を超えた場合、先着により決定（申請により継続利用も可能）

定期利用に漏れた利用者、申込みをしなかった利用者は、一時利用等にも流れていくことがあるため…

【区営】一時利用方式（取得可能なデータ：実利用台数（調査）、日平均利用者数）

④一時利用 日単位契約（日200円上限で施設ごとに設定）

【申請方法】申請の必要なし
【利用判定】駐輪場に空きがある場合、利用が可能

⑤無料制 駐輪料金なし

【申請方法】申請の必要なし
【利用判定】駐輪場に空きがある場合、利用が可能

一時利用・無料駐輪場が空いていない場合や、他の民間施設を利用しようと思わない場合

【民営】各事業者のサービス

（取得可能なデータ：実利用台数（調査）、日平均利用者数）

⑥民間ビジネスによる専用の駐輪場 民間事業として運用

駐輪場が空いていない場合や、駐輪場利用を選択しない場合

⑦放置自転車

※不適切な駐輪行為

通勤・通学の駐輪に対応する主な施設

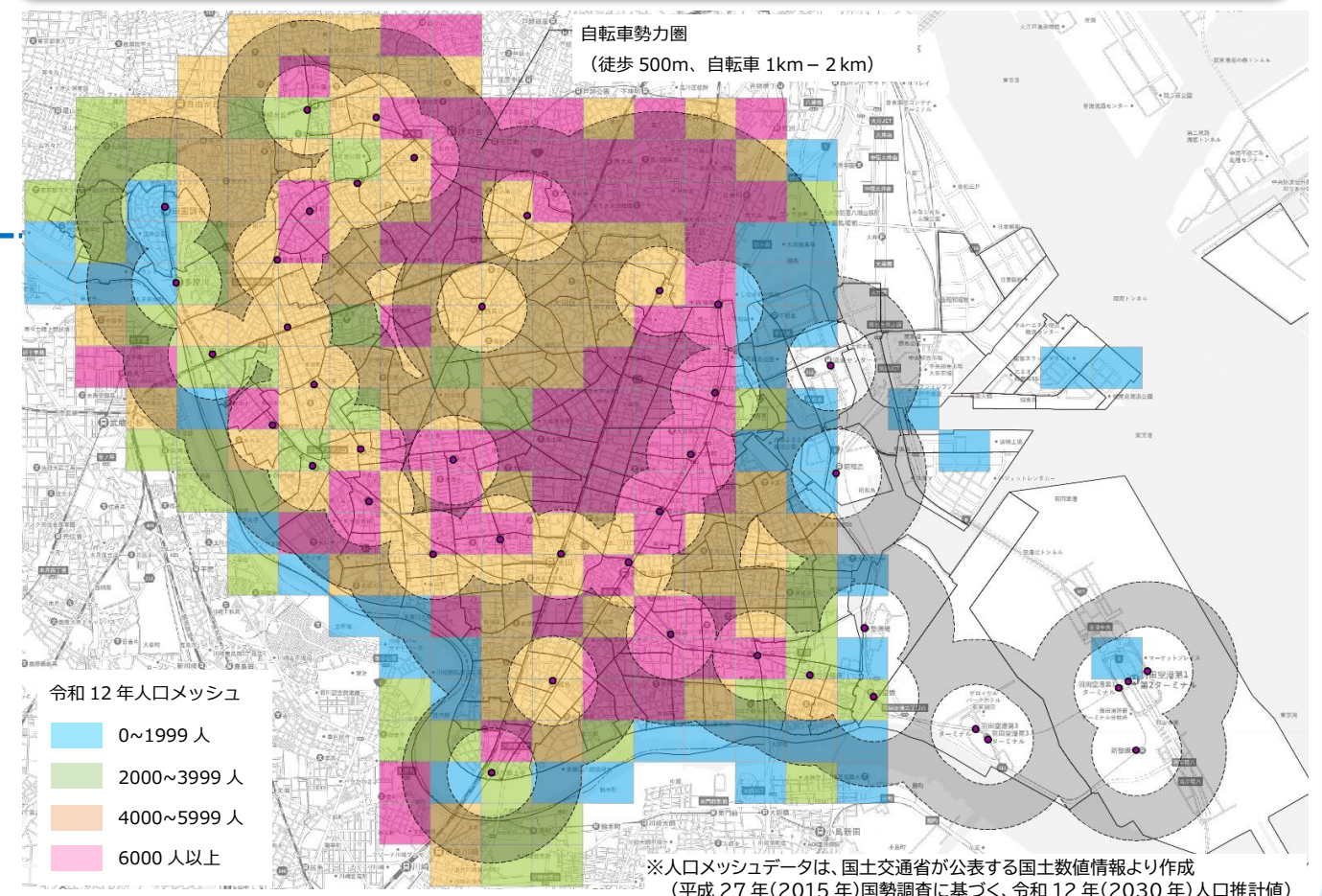
買い物等の駐輪に対応する主な施設

■駅周辺の人口増加率

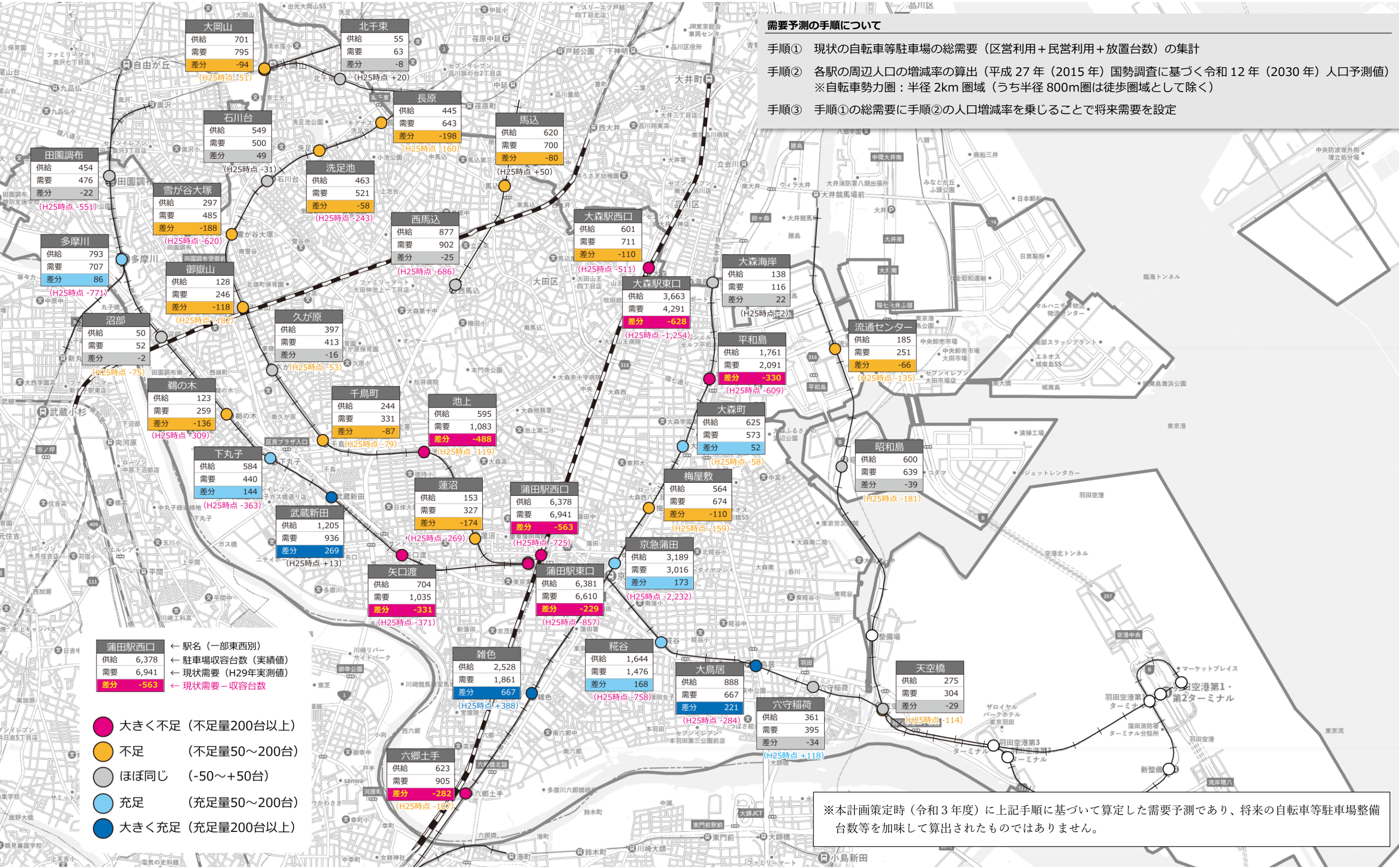
駅勢圏の人口算出条件

【人口データ】 国土交通省公表の「国土数値情報」の平成27年国勢調査人口メッシュデータ（現状人口）平成27年（2015年）時点 → （将来人口）令和12年（2030年）時点
→駅単位での人口集計後、増減率は「令和2年（2020年）→令和12年（2030年）」となるよう補正

【駅勢圏】 徒歩圏を鉄道駅から半径500m（大田区交通政策基本計画の公共交通不便地域の設定より）、自転車圏を駅から半径1km・2km（下記条件に基づく）とし、自転車圏から徒歩圏を省いた自転車勢力圏で算定
（自転車圏条件） J R 蒲田駅、J R 大森駅、京急蒲田駅：駅から2km
その他駅（京急、東急等）：駅から1km



【将来】 各駅の自転車等駐車場需給バランスの分布



(2) 課題を踏まえた自転車等駐車場の整備・運営方針

- 現状の課題を解消するため、以下の整備・運営方針を設定します。

方針① 自転車等駐車場整備のための重点度合いの設定

■現状

区営自転車等駐車場の収容台数の確保については、基本的に既存施設の活用により進めます。

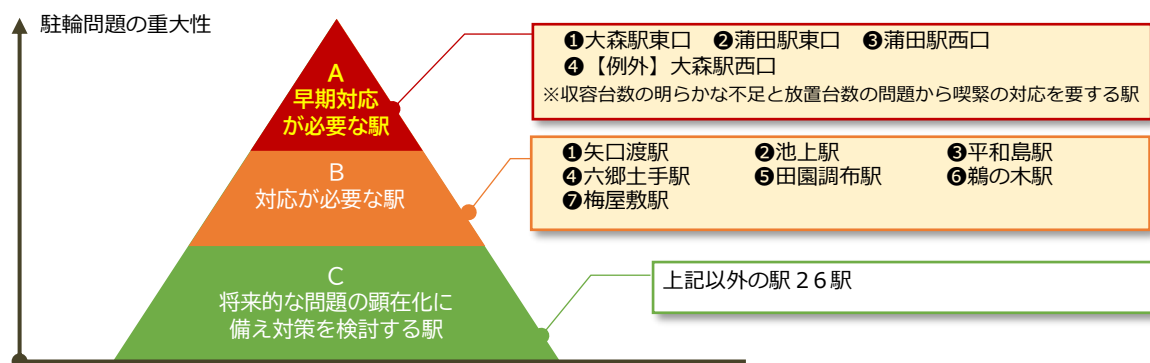
ただし、駐輪需要の高い駅や放置自転車が集中している駅など、現時点で明らかな駐輪問題が発生している駅周辺地域については、その問題の程度に合わせて段階的に対策を講じる必要があります。

■方針

各駅の将来需要予測や自転車等駐車場の駐車率等から重要度合いを設定し、このうち、蒲田駅、大森駅を重点整備駅とします。

蒲田駅、大森駅以外については、既存の自転車等駐車場の維持を前提に、機械化や指定管理者制度の導入等により利用者サービスの向上を図ります。また、駅前の用地確保の状況に応じて、適宜、収容台数の確保に努めます。

【将来】 各駅の自転車等駐車場整備の重要度合い



※大森駅西口は駅分類に基づく「B」に分類されるものの、補助第28号線整備や大森駅（西口）周辺の都市基盤整備方針と合わせた整備を実施予定のため、重要度合いを引き上げています。
将来需要予測及び優先順位は本計画策定時（令和3年度）のものであり、状況に応じて適宜見直しを実施予定です。

（参考）【駐輪問題の重大性】に基づく駅分類

	① 放置台数		② 区営自転車駐車場の駐車率		③ 将来の自転車駐車需給バランス				合計スコア	重要度合い
	台数	スコア	駐車率	スコア	駐車需要	供給量	過不足	スコア		
大森駅東口	794台	3点	104%	3点	3,663台	4,291台	628 台不足	3点	9点	A
蒲田駅西口	892台	3点	89%	2点	6,378台	6,941台	563 台不足	3点	8点	
蒲田駅東口	763台	3点	88%	2点	6,381台	6,610台	229 台不足	2点	7点	
矢口渡駅	329台	2点	96%	2点	704台	1,035台	331 台不足	2点	6点	B
池上駅	518台	2点	90%	2点	595台	1,083台	488 台不足	2点	6点	
平和島駅	386台	2点	98%	2点	1,761台	2,091台	330 台不足	2点	6点	
六郷土手駅	92台	1点	※ 100%	3点	623台	905台	282 台不足	2点	6点	
大森駅西口	90台	1点	107%	3点	601台	711台	110 台不足	1点	5点	
田園調布駅	21台	1点	100%	3点	454台	476台	22 台不足	1点	5点	
鵜の木駅	121台	1点	104%	3点	123台	259台	136 台不足	1点	5点	C
梅屋敷駅	318台	2点	71%	2点	564台	674台	110 台不足	1点	5点	
馬込駅	59台	1点	98%	2点	620台	700台	80 台不足	1点	4点	

放置 700 台以上	3点	駐車率 100%以上	3点	需給バランス 500 台超不足	3点
300~700 台	2点	70~100%	2点	200~500 台不足	2点
300 台未満	1点	70%未満	1点	200 台以下の不足	1点
				不足なし・余剰有り	0点

※六郷土手駅は無料の駐車場で駐車率は算出できませんが、多くの時間帯で駐車スペースに空きがないため 100%としています。

出典：平成 29 年大田区自転車等駐車場に関する調査

方針② 利便性・効率性の向上に向けた自転車等駐車場の機械化の促進

■現状

区営自転車等駐車場では、紙面での定期登録手続き、一時利用の現地での料金収受等、人の手を介した煩雑な管理、運営を行っており、近年の情報化社会の中で利用者の不便や事務作業の負担が発生しています。

■方針

定期登録のオンライン手続き化や駐輪器具の機械化を段階的に進め、利用者の利便性向上と効率化を両立します。また優先整備駅においては、入出庫が自動化された地下機械式自転車等駐車場の導入を含めて検討を進めます。

■応募申請・抽選結果等の情報化

WEBでの定期登録、更新等の各種手続きの利便性の向上を図る。

加えて、登録情報の電子化による抽選作業の効率化に向けて、自転車等駐車場管理の情報化を図る。

■情報化のメリット



今までは紙の申請書を書いていただけど、WEBでどこからでも登録できる。



現在は手作業で実施している抽選事務を軽減できる。

■オンライン手続き・決済一括システム

オンラインで定期契約、更新、解約等が24時間無人对応可能なシステム。

多様な料金支払いに対応しており、自治体での導入も増えている。

■WEB登録画面



■利用登録機



最新のオンライン手続きシステムでは登録、更新、キャンセル等の全ての手続きが24時間対応可能（参考：NCD社 エコプール）

■自転車等駐車場の入出庫管理の機械化

場内の駐輪ラックや入出庫口を機械化することで、利用者の利便性を向上するとともに、管理業務の軽減につながる。

電子マネー等、多様な決済方法への対応も可能。

■機械化のイメージ



■地下機械式駐車場（品川区 大森駅設置）

省スペースに大量の自転車を地下に収容する、機械式駐車場。

地上部は入出庫ゲートのみで、地下部分にある駐車スペースに自動収容される。

■品川区 大森駅神口自転車駐車場



方針③ 指定管理者制度の導入など自転車等駐車場事業への民間活力導入の推進

■現状

区営自転車等駐車場の運営は、民間事業者に業務委託しており、施設の警備、保守点検など、年間で175業務を約60社に発注しています。

■方針

他自治体で導入が進む指定管理者制度や、民間事業者による公共駐車場の整備など、民間活力を活かした事業運営に向けて、自転車等駐車場事業の仕組みを見直します。

■業務統合の必要性

▼現在の発注業務

年間175業務を約60社に発注（令和元年度）

- ・機器の賃貸借契約
- ・警備業務
- ・保守点検業務
- ・補修業務 …など

業務委託の発注手続き、業務履行監督等が複雑化しており、サービス向上にさらなる検討が必要

機械化とともに業務統合を図り、利便性向上に注力できる事業スキームへ改善

■指定管理者制度導入のメリット・デメリット

	管理委託制度（現行）	指定管理者制度
メリット	○運営主体が行政であり、運営に意向を反映できる。 ○利用者と行政の接点があり、速やかな対応ができる。	○民間ノウハウを活用した経費削減が期待できる。 ○利用者ニーズに合った質の高いサービスが期待できる。 ○選定方法次第で機械化等の提案を受けられる。
デメリット	×民間ノウハウが活用できる場面が少ない（経費削減、利用者サービス等）。	×サービス提供者が民間事業者のため、行政の意向が反映されないことがある。

(3) 優先整備駅の整備方針

- 前途の「方針① 自転車等駐車場整備のための重点度合いの設定」において重点整備駅と設定した蒲田駅（東口/西口）、大森駅について、具体的な整備方針を以下に示します。

【蒲田駅東口】の整備方針

【課題】

- ① 蒲田駅東口の放置自転車台数は 763 台であり、放置自転車を含めて駅周辺に集まる駐輪需要に対応できていない状況です。
- ② 駅前広場の地下を活用した収容台数 2,800 台の自走式（地下 1 階）+ 自動収納式（地下 2 階）の駐車場が整備されます。
- ③ 地下駐車場の整備に合わせ、道路区域や公園用地である等の理由から解消予定であった暫定自転車駐車が 7 か所あり、全てを廃止した場合の影響について検討しています。
→ 暫定駐車場 7 施設の在り方、指定管理者制度等の導入、料金についての検討を実施します。

■ 将来の駐車需給の想定

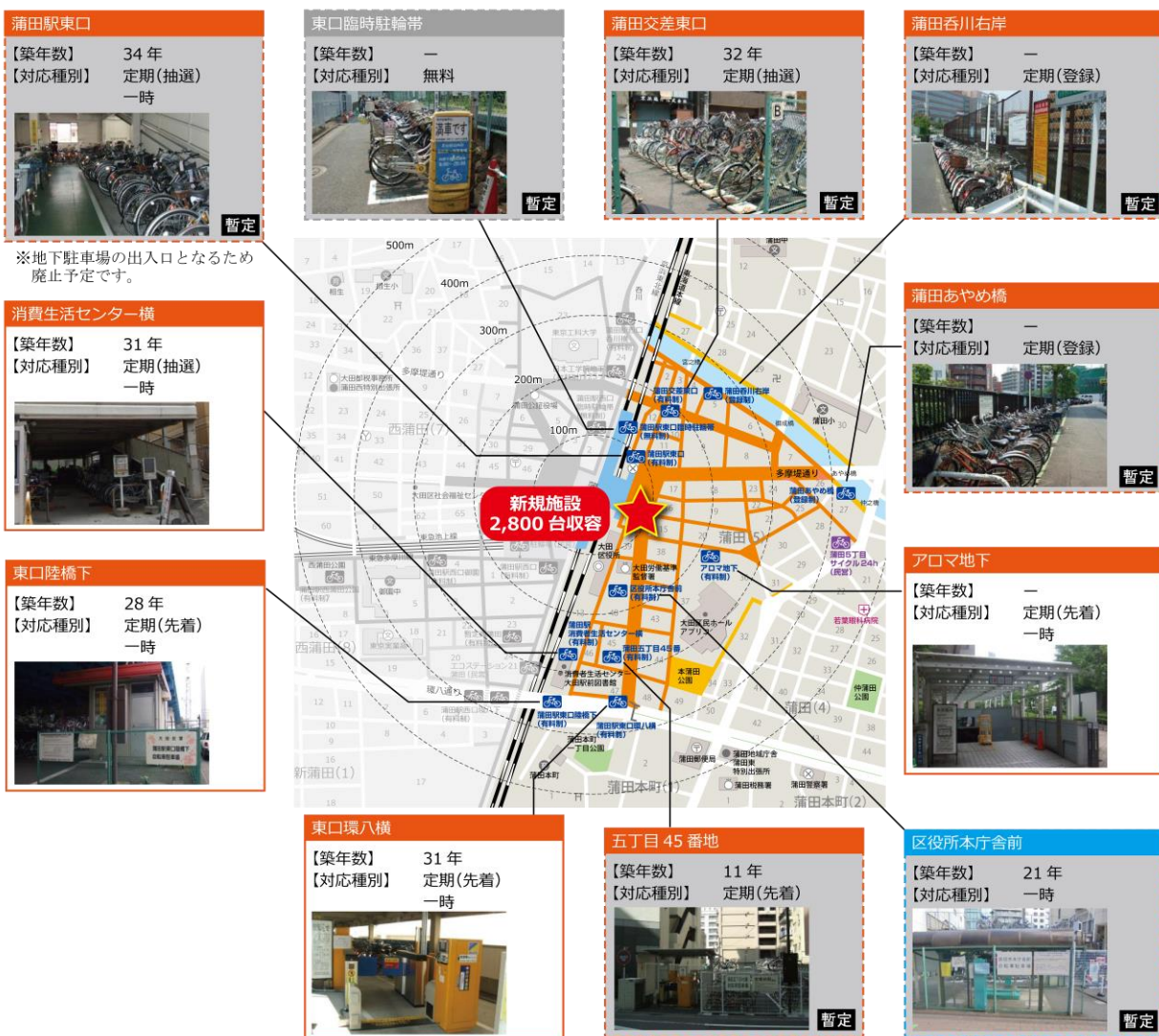
	供給			需要	
	既存	新規		利用台数	放置
現状 (H29)	6,381台	—		5,687台	763台
	6,381台		<	6,450台	

暫定廃止 -2,656台
新規整備 +2,800台

	供給			需要	
	既存	新規		利用台数	放置
将来	3,725台	2,800台		5,828台	782台
	6,525台		<	6,610台	

※人口増加率102.5%を現状の需要に乘じ、将来需要を推計しました。

■ 蒲田駅東口周辺の運営状況と将来の方向性



【蒲田駅西口】の整備方針

【課題】

- ① 蒲田駅西口周辺の自転車等駐車場の収容能力は不足している状況にあります。
- ② 蒲田駅西口周辺での新規自転車等駐車場の用地確保は困難です。
- ③ 築年数が 30 年を越える自転車等駐車場があり、老朽化施設への対応が求められています。

→既存施設の改修と合わせて、収容台数の見直しを検討します。

【検討例】

- ① 既設自転車等駐車場のうち、区が土地を所有している自転車等駐車場のスペースを活用
- ② 蒲田駅西口自転車駐車場の施設改修と合わせ、収容台数を確保

■ 将来の駐車需給の想定

	供給			需要		
	既存	新規		利用台数	放置	
現状 (H29)	6,378台	—	<	5,881台	892台	
	6,378台			6,773台		
	↓ ↓					
将来	6,378台	—	<	6,027台	914台	
	6,378台			6,941台		

※人口増加率102.5%を現状の需要に乘じ、将来需要を推計しました。

■ 蒲田駅西口自転車駐車場概要

▽ 定期利用

【収容台数】 360 台
【実利用数】 334 台
【築年数】 35 年
【使用料金】 1,000・2,000 円/月



▽ 一時利用

【収容台数】 897 台
【実利用数】 806 台
【築年数】 35 年
【使用料金】 200 円/日



【大森駅】の整備方針

【課題】

- ① 大森駅周辺の自転車等駐車場の収容能力は、蒲田駅西口周辺と同様に不足している状況です。
- ② 大森駅周辺での新規自転車等駐車場の用地確保は困難です。
- ③ 築年数が 30 年を越える自転車等駐車場が少なく、老朽化施設への対応が求められています。

→既存施設の改修と合わせて、収容台数の見直しを検討します。

【検討例】

- ① 既設自転車等駐車場のうち、区が土地を所有している自転車等駐車場のスペースを活用
- ② 入新井公園のスペースの有効活用や、大森駅東西自転車駐車場の施設改修と合わせ、収容台数を確保

■ 将来の駐車需給の想定

	供給			需要		
	既存	新規		利用台数	放置	
現状 (H29)	4,264台	—	<	3,893台	884台	
	4,264台			4,777台		
↓減 ↓増						
将来	4,264台	0台	<	4,076台	926台	
	4,264台			5,002台		

※人口増加率104.7%を現状の需要に乘じ、将来需要を推計しました。

■ 入新井公園自転車駐車場概要

【収容台数】 130 台
【実利用数】 130 台（待機：不明）
【築年数】 16 年
【使用料金】 1,400 円/月



基本方針2 【はしる】 安全な自転車ネットワークをつくる

はしる 1

自転車走行環境整備のさらなる展開

自転車の安全利用を支える自転車走行環境整備について、当初の予定を短縮して進めている一方、整備済み箇所の経年劣化や十分な効果が得られていないなどの課題が見えてきました。

次期ネットワーク計画を見据えつつ、ルール・マナーの周知・啓発も継続しながら、区内約 170km の自転車走行環境整備を着実に進めていきます。



■ 施策の方向性

- 現行のネットワーク計画に基づく自転車走行環境整備を早期に完了させるとともに、整備効果や課題の検証を行い、国・東京都と連携しながら、さらなる事業展開を図ります。
- 区道における自転車走行環境の整備については、十分な幅員の確保が難しい状況を鑑み、矢羽根型路面標示の形態で基本的に進めていますが、道路構造、交通状況等に合わせた区独自の整備形式（小型自転車ナビライン等）も含めた検討を継続して進めていきます。
- 自転車利用者やドライバーに対し、自転車走行環境の通行方法等の周知・啓発を行っていきます。

■ 整備効果検証のイメージ

■ 自転車走行環境の整備区間での自転車事故統計データの分析

右図は試験的に実施している大森駅周辺の事故データに基づく分析例



■ 自転車・歩行者・自動車交通量調査

自転車の車道通行の割合等を観測し、他交通の影響等を検証

■ 道路利用者アンケート調査

道路利用者へのアンケート調査等により、使いやすさの変化等を検証

■ 交差点での自転車挙動調査

ビデオカメラ等の設置・観測により、交差点内のナビラインによる誘導効果を検証



■ 個別事業（例）

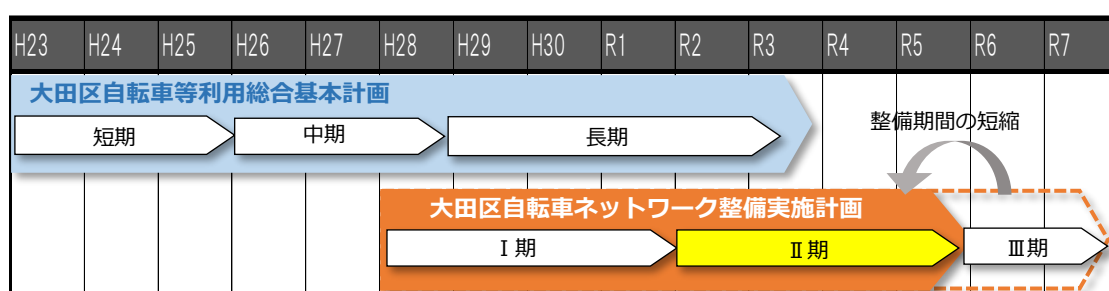
- 現行のネットワーク計画による自転車走行環境整備の効果検証の実施
- 令和9年度以降に向けた次期ネットワーク計画の策定
- 自転車の通行方法や自転車の特性に関するチラシ等の作成・配布

・・・など

大田区自転車ネットワーク整備実施計画の概要

- 区では、自転車が安全かつ快適に通行でき、歩行者の安全性が高まるよう、平成 28 年にネットワーク計画を策定しました。
- 現行のネットワーク計画に基づき、全長約 170km の自転車走行環境整備を進めており、令和 2 年度末時点で約 95km の整備が完了しています。
- 当初は、令和 7 年度までの 3 期に分けた整備を予定していましたが、Ⅰ期整備完了後に、ネットワークの連続性確保等に向けて整備スピードを加速し、令和 5 年度末までの整備完了を目指しています。
- 国の自転車活用推進計画においても、自転車走行環境の計画的な整備の重要性が示されており、今後も着実に計画を進めていきます。

計画のスケジュール



■ 整備後の主な検証項目

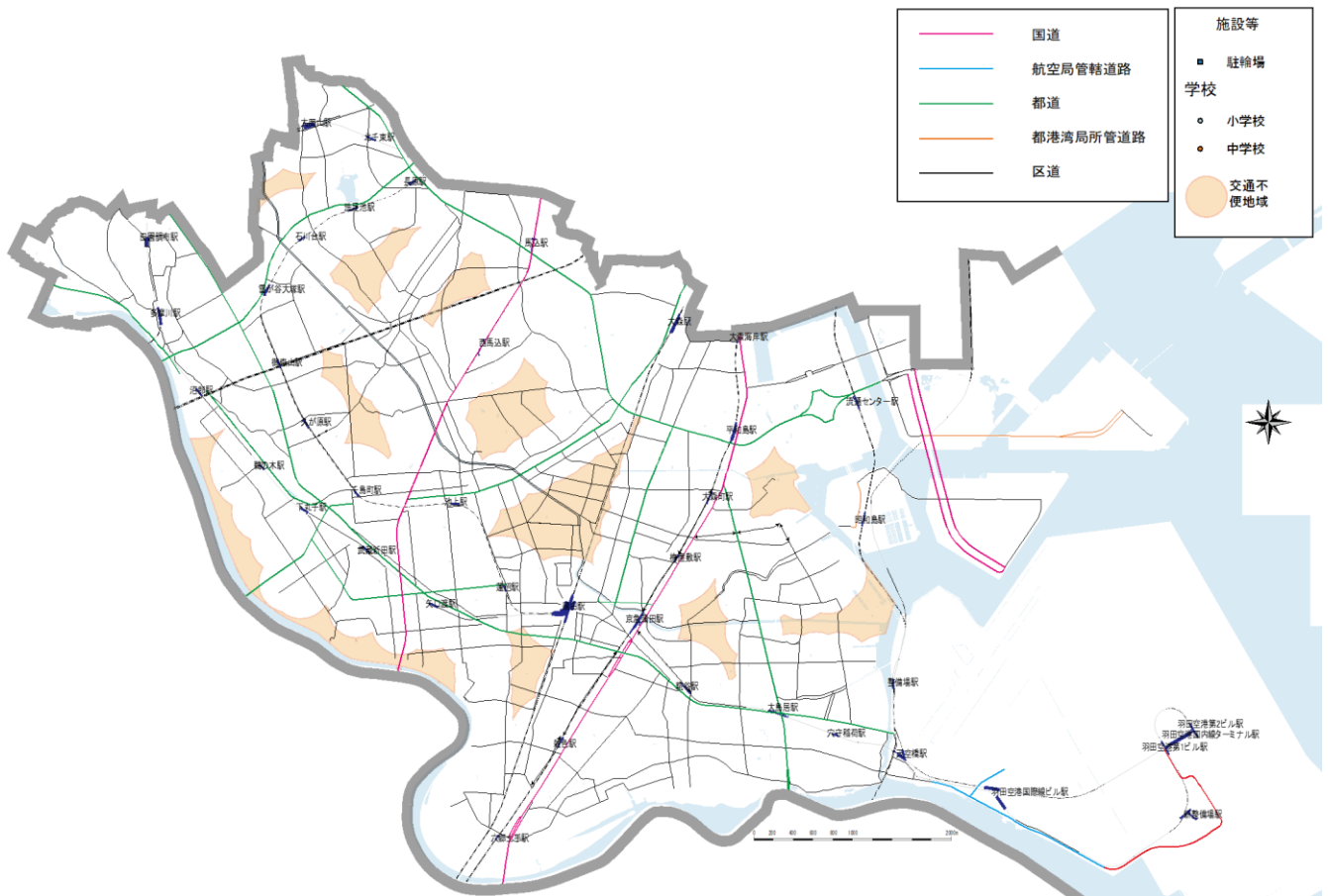
- ① 自転車ナビマーク・ナビラインをはじめとする自転車走行環境の認知度
- ② 自転車の走行位置の遵守状況
- ③ 自転車走行環境整備後の自転車事故の発生状況
- ④ 路面標示の摩耗状況

現行ネットワーク計画による自転車走行環境整備完了後（予定）の令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間で効果検証を実施し、そこで**見えてきた効果や課題を踏まえ**、令和 9 年度以降に向けた次期ネットワーク計画を検討していきます。

また、特別区内の国道と主要都道において、国が自転車活用推進計画に基づき、自転車専用通行帯等の整備を進めている中、道路管理者、河川管理者、港湾管理者等の様々な主体が連携し、自転車ネットワークの範囲と連続性をさらに高めていきます。

■参考「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」P 28～39

■自転車ネットワーク路線図



自転車ネットワーク路線選定の考え方

- ① 自転車交通量の多い路線
 - ② 交通不便地域とのアクセス路線
 - ③ 拠点施設間を結ぶ路線
 - ④ 自転車駐車場へのアクセス路線
 - ⑤ 広域移動の軸となる路線
 - ⑥ 近隣自治体との連携路線
 - ⑦ 都市計画道路等その他関連計画に準じた路線
- これらの7項目を重ね合わせ、連続性を確保するための路線を追加し、課題のある路線を除外

平成 29 年から試行事業として3年間実施し、令和2年度から検証事業として進める「大田区コミュニティサイクル事業」は、年々利用回数が増加しており、区民や来街者の移動手段として根付きつつあります。

今後のシェアサイクルの本格導入を見据え、さらなる認知度の向上、サイクルポート密度の向上、サービス改善等に取り組んでいきます。



■ 施策の方向性

- 大田区コミュニティサイクル事業は、平成 30 年4月から他自治体との相互乗り入れも行い、隣接する自治体との移動手段としても浸透している中、効果検証の結果や区としてのシェアサイクルの在り方を踏まえて、本格導入を検討していきます。
- シェアサイクルの持続的な事業運営に向けて、協定を結ぶ運営事業者と連携しながら、利用促進を図っていきます。
- シェアサイクルは自転車活用推進の重要な基盤の一つであり、イベント等の様々な場面でのシェアサイクル活用を推進していきます。

■ 大田区コミュニティサイクル事業導入当初に期待された6つの事業効果

①観光振興

- ・ 鉄道駅から遠い、観光施設への移動利便性が向上する。
- ・ 訪日外国人の観光施設への移動手段として利用が見込める。

②回遊性の向上

- ・ 目的地までの間、様々な場所を巡るなど回遊性が向上する。
- ・ 立ち寄り箇所も増加し、地域振興効果も期待できる。

③公共交通の補完

- ・ 異なる鉄道路線間を乗り換えることなく移動できる。
- ・ 交通不便地域等でのポート設置で移動時間の短縮につながる。
- ・ 公共交通機関不通時等の代替として機能する。

④放置自転車の削減

- ・ 指定されたポート場所が返却条件のため、ポート外の路上設置が極めて少なくなる。

⑤環境負荷の低減

- ・ 自家用車やバイクの利用から転換することにより、CO₂排出量の削減に寄与する。

⑥健康増進

- ・ 日常的に運動機会を増やし、生活習慣病の予防につながる。
- ・ ストレス解消など、精神的に良好な状態となる。

■ 個別事業（例）

- 回遊性向上を目指した適地へのポート開拓
- 運営事業者と連携した広報の実施
- スポーツイベントでシェアサイクルをPR

・・・など

基本方針3【まもる】自転車の交通ルール遵守の意識をつくる

まもる 1

年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

自転車は誰もが利用できる一方で、十分な交通安全教育を受ける機会が少ない交通手段です。

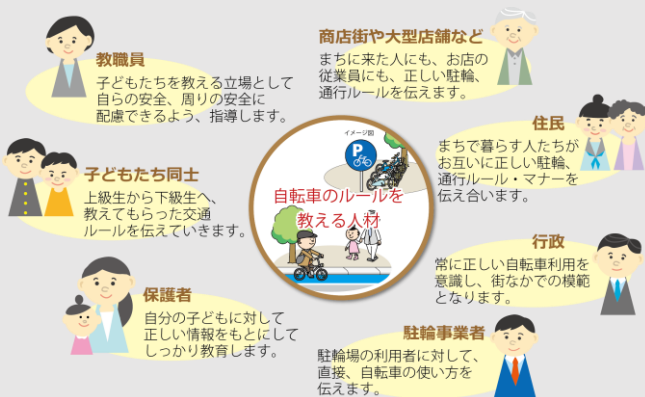
幼児から中学生や高齢者だけでなく、交通ルール等を学ぶ機会が少ない高校生から社会人も含めた各年齢層が適切なタイミングで学べるよう、交通安全教育を受ける機会を充実させていきます。



■ 施策の方向性

- 自転車の交通安全教育では、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生から社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも新たに交通安全教育を受ける機会を提供していきます。
- すでに取り組んでいる保育園や小学校等での交通安全教育については、指導教材やコンテンツの充実を図りながら、今後も継続していきます。

■ 交通安全教育の「場」と「人材」づくり



■ 様々な年齢層への交通安全教育

区では、自転車交通安全教室を交通公園で実施するなど、様々な年齢層に向けた取組を継続して行っています。

交通安全教室



■ 個別事業（例）

- 子育て世帯を対象にした親子自転車セミナーの開催
- 保育園における交通安全移動教室の実施
- 中学校におけるスケアード・ストレイトの実施

・・・など

年齢層に合わせた周知・啓発の推進

交通安全教育機会だけでなく、区報、ホームページ等の様々な媒体を活用して、自転車保険加入や盗難防止のための鍵かけ義務等、交通安全を含めた自転車の安全利用に関する周知・啓発を行っています。

自転車の安全利用への備え、自転車走行環境の周知等、新たな事業も含め効果的な周知・啓発活動を展開していきます。



■ 施策の方向性

- これまでにあまり繋がりのなかった高校、大学、企業とも連携を図りながら、適切なタイミングで基本的な交通ルールを周知するためのツール作成などを進めていきます。
- 未就学児、小学生、中学生、高齢者については、すでに周知チラシの配布等に取り組んでおり、引き続き様々なメディアを活用しながら周知・啓発に取り組んでいきます。

■ 周知・啓発ツールの多言語化

訪日外国人や外国人住民が増えている中、区や警視庁でも多言語による日本の自転車ルールの周知を行っています。



■ 個別事業（例）

- 企業を通じた従業員への周知・啓発の実施
- 子ども乗せ自転車利用者を対象とした周知・啓発ツールの作成
- 自転車保険加入義務の周知
- 自転車の盗難防止のための鍵かけ推進
- 保護者を意識した小学生への周知チラシの配布

・・・など

■年齢層別の交通安全教育の方向性

	未就学児	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生	大学生	大人	高齢者
								
自転車との 主な関わり方	親の自転車 に同乗する	親と 一緒に 自転車に 乗り始める	自分 一人で 自転車に 乗り始める	遊び、 塾等の 主な移動 手段として 自転車を利用し 始める	通学等で自転車を利用する		通勤、買物、趣味等で 自転車を利用する 子どもと 一緒に お出かけ	運転免許証 返納後の 移動手段
基本となる交通ルール	【自転車安全利用五則】 ①自転車は車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行(右側通行は禁止) ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認) ⑤子どもはヘルメットを着用							
学ぶべき交通ルールや意識するべきこと	自転車に乗 るときの 交通ルール を知る		自転車での 安全な通行 方法を身に つける	自転車交通違反にも罰則があることを理解し、遵守する				
				自転車は車道通行が原則であることを理解し、安全に通行する				
	自転車事故の危険性を認識する							
	携帯電話・スマートフォン、イヤホン、傘等を使用しながら運転しない※							
	万一のときのためにヘルメットを着用する※							
	自転車事故で亡くなる人の 多くは頭部の損傷が原因							
	未成年の子どもが自転車を利用するときは、保護者が自転車 保険に加入する					自転車保険の必要性を理解し、加入する		
			子育て世代には、子ども の安全を守るための 交通安全教育が必要				子どもの 見本となる 立場を自覚 し、正しい交 通ルールを 教える	自分自身の 能力を正しく 認識する (不安があれば 自転車に乗ら ないなど)
							子どもを 同乗させる 安全な方法 を知る	
	車のドライバーとしても自転車が車道を安全 に通行できるよう注意する							

※関連性の高い年齢層の色を濃くしています。

第5章 「自転車活用」の取組み

1. 施策体系

たのしむ

自転車を活用して楽しい毎日をつくる

大田区が推進する「自転車活用」のシーン

これまでに培ってきた【とめる】【はしる】【まもる】の土台を活かして自転車活用を推進し、区民の健康や暮らしの向上、観光振興、まちの賑わいづくりにつなげていきます。

暮らし 日々の暮らしで楽しむ

■ 10年後に目指す姿

- ・日々の移動で当たり前に自転車を使う暮らしが根付いています。
- ・社会状況の変化にも対応し、新たな日常で活用されています。



子どもと一緒に
お買物やお出
かけを楽しむ



地震等の災害時
の移動手段とし
ても使える

健康 健康づくりで楽しむ

■ 10年後に目指す姿

- ・日々の移動が運動時間になり、健康への意識が高まっています。
- ・健康づくりに自転車を使った運動を楽しむ人が増えています。



余暇を使って
サイクリングを
楽しむ



通勤での移動を
運動のチャンス
に変えて楽しむ

観光 観光・レジャーで楽しむ

■ 10年後に目指す姿

- ・区民自身がまちの魅力を発見し、大田区への愛着が高まっています。
- ・自転車を使ってまち巡りを楽しむ人が増えています。



自転車でまちの
魅力を見つけて
楽しむ



自転車を使った
イベントなどに
参加して楽しむ



たのしむ1 自転車を活用するためのきっかけづくり

日々の暮らしだけでなく、健康づくりや余暇時間の楽しみなど、様々な場面で自転車を活用できるよう、自転車の走りやすい道や安全な乗り方の情報提供、観光につながるイベントの実施など、自転車を活用するきっかけづくりを行います。



【たのしむ】
と連動

+ とめる

たのしむ2 自転車活用を根付かせるための支援

通勤や買物、健康づくりなど、日常の暮らしの様々な場面で積極的に自転車を活用していくためには、企業等と連携した組織的な取り組みも重要であり、自転車に乗ることのメリットのPRなど、自転車活用を根付かせるための支援を行います。



+ はしる

たのしむ3 【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり

自転車を積極的に活用するためには、安全で快適に楽しめる走行環境、サイクリストが気軽に立ち寄れる場所の整備、シェアサイクルの利便性向上などが必要であり、主にハード面の自転車活用を支える環境づくりを行います。



+ まもる

2. 施策の展開

基本方針4 【たのしむ】 自転車を活用して楽しい毎日をつくる

たのしむ 1

自転車を活用するためのきっかけづくり

自転車は、通勤や買物など、日々の暮らしの中で必要となる様々な移動の場面で活用されています。

健康的で環境にもやさしく、自由度が高い移動手段としてのメリットを活かし、観光も視野に入れた自転車活用のきっかけをつくるための施策を展開していきます。



■ 施策の方向性

- 移動手段としての利便性だけでなく、自転車が有する健康面でのメリット、走りやすい道、自然環境に与える良い影響など、自転車を楽しく安全に活用するための情報提供等を行います。
- 新たな健康づくりのきっかけとして進める「はねぴょん健康ポイントアプリ」との連携、「大田区区民スポーツまつり」をはじめとしたスポーツ・健康イベントと連携した取り組みなどを行います。
- まちの魅力を新たに発見し、気軽に楽しむことのできる「散走」など、自転車を活用した観光を普及する取り組みを行います。

■ はねぴょん健康ポイントアプリ

区民の健康づくり促進のためにつくられたスマートフォンアプリです。令和3年12月末現在で2万7千人以上の登録者があり、ためたポイントで自転車等の景品に応募できます。



■ 散走

自転車で散歩するように、歴史や文化に触れたり、食を楽しんだりする自転車を活用した楽しみ方です。



■ 個別事業（例）

- ホームページ、SNS 等による自転車活用メリットの周知・啓発
- はねぴょん健康ポイントアプリで自転車に関する情報を発信
- スポーツ・健康イベントにおける会場間の移動手段としてのシェアサイクル活用
- 区民が参加できる散走イベント・ワークショップの開催

・・・など

自転車活用を根付かせるための支援

自転車は、短距離の移動では、自動車よりも便利かつ経済的であり、通勤等の日常的な活用により運動習慣の継続につながるなど、健康面でのメリットも期待できます。

企業等と連携を図りながら、日々の生活に自転車活用を根付かせるための施策を展開していきます。



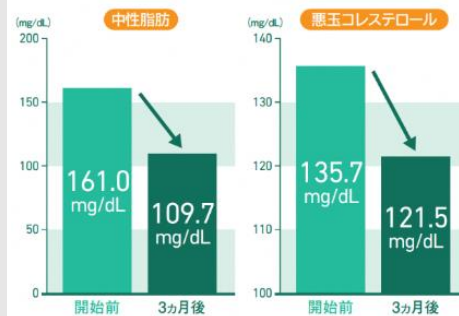
■ 施策の方向性

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、3密回避やソーシャルディスタンスの確保等、これまでとは違う新たな日常でも利用できる自転車のメリットなどを周知していきます。
- 区が社員の健康づくりに積極的に取り組む企業として認定している「おおた健康経営事業所」などの協力を得ながら、自転車活用を推進していきます。
- 空港、駅、宿泊施設等を起点とする、ちょっとした余暇時間に楽しめる自転車観光を促進します。

■ 自転車の運動効果

(株)シマノの公開する、3か月間の自転車通勤等の試行による効果検証のデータでは、中性脂肪、悪玉コレステロール等が変化することが明らかにされています。

Data M-05 中性脂肪／悪玉コレステロールの変化(6名平均)



自転車への興味を惹く魅力的なデータやコンテンツを、企業等と連携しながら発信することも検討していきます。

■ 個別事業（例）

- 自転車活用メリットを周知するためのチラシ、パンフレット等のツールを作成
- おおた健康経営事業所への自転車に関するアンケートやモニタリングの実施
- 区民や来街者が自転車で区内の観光スポットを巡る際のルート等の案内

・・・など

【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり

自転車を活用する際の安全性や利便性を確保するため、駐輪環境と走行環境の整備を中心として進めてきました。

自転車を安心して活用することができ、積極的に自転車を選択したくなるよう、ハード面を中心とした環境づくりの施策を展開していきます。



■ 施策の方向性

- 多摩川河川敷、空港臨海部など、サイクリストに人気のある区の大切な資源を活かし、安全にサイクリングを楽しむことができるような情報を提供していきます。
- サイクリストの受入環境を充実させるため、サイクリング拠点の設置を推進していきます。
- 区民や来街者の自転車観光をさらに促進するため、シェアサイクルポートの整備を推進していきます。

■ 大田区ならではのサイクリングルート

大田区ならではの風景が楽しめるサイクリングルートに安全にアクセスでき、より楽しめるような環境整備を検討していきます。



■ サイクリング拠点のイメージ

■ 広島空港バイシクル・ハブ（HPより）

他の自治体では、鉄道駅や空港においてサイクリスト向けサービスを提供する事例や商業施設と連携した受入環境整備の事例があります。



■ 個別事業（例）

- 多摩川河川敷・空港臨海部の交通量調査等を踏まえた安全なルートの案内
- 自転車ラック、休憩所、自販機等を備えたサイクリング拠点の設置
- 区内観光のための新たなサイクルポート設置

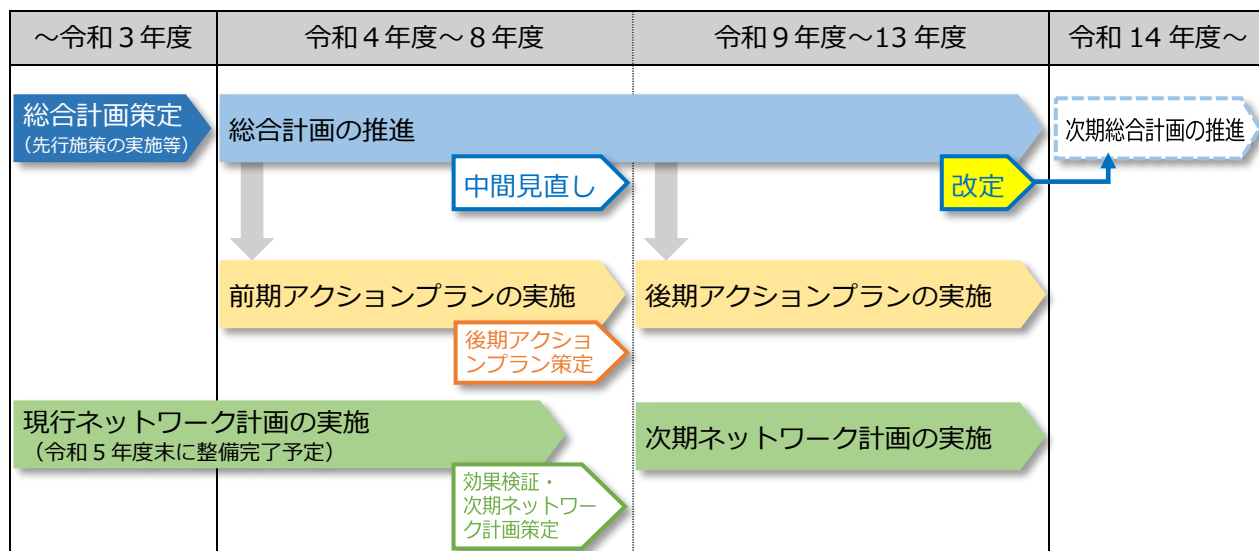
・・・など

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画推進の考え方

①計画の進め方

- 本計画では、10年後の目標像「安全・快適に自転車で楽しく出かけたくなるまち」の実現に向けて、4つの基本方針【とめる】【はしる】【まもる】【たのしむ】に基づく前後期5年ごとのアクションプランを策定し、具体的な個別事業の展開を図ります。
- 求められる自転車施策は、区民のライフスタイルの変化等の影響を大きく受けて変わっていくため、本計画の開始5年後を目途に中間見直しを行うものとし、前期アクションプランの成果や課題を後期アクションプランにつなげていきます。なお、一部で実証実験が始まっている電動キックボード等の新たなモビリティへの対応については、今後の法改正等の動向や大田区交通政策基本計画での位置づけを踏まえ、検討していきます。
- 【とめる】【はしる】【まもる】については、前総合計画に基づき従前から継続して取り組んでおり、自転車等駐車場の整備促進による収容台数の確保と撤去・啓発による放置自転車の減少、自転車ナビマーク・ナビラインをはじめとする自転車走行環境の着実な整備による走行ルールの啓発、区民の移動手段としてのシェアサイクルの推進、スケアード・ストリートや交通安全教室等の交通安全啓発による交通事故の減少など、多くの成果がありました。しかし、放置自転車が依然として存在するなど、課題も残っているため、これまでの取り組みを継続しつつ、さらに発展させていきます。
- 新たな視点である【たのしむ】については、計画策定段階より「先行施策」として、「①はねぴょん健康ポイントアプリとの連携」、「②散走の試行実施」、「③スポーツ・健康イベントとの連携」、「④区民・企業への自転車活用PR」の取り組みを進めており、【とめる】【はしる】【まもる】の土台のもと実効性を高めながら、次期計画へとつなげていきます。



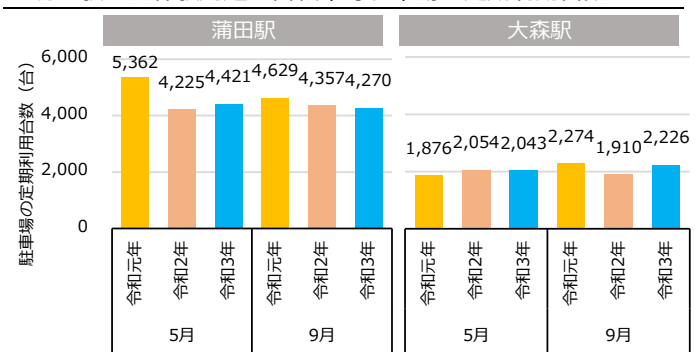
■新型コロナウイルス感染症による行動変化への対応

- 新型コロナウイルス感染症が拡大し、大きく社会状況が変化する中、テレワークの普及や自転車通勤への転換等、区民の自転車利用の仕方に影響も見られるため、今後の動向を注視しつつ、自転車利用状況の変化を適切に把握し、施策に反映させていきます。
- 自転車は人との接触を回避・低減できるツールであり、新たな日常において、感染拡大防止と社会経済活動の両立が可能であるとの考えのもと、自転車の活用を推進します。

(参考) 新型コロナウイルス感染症拡大後の自転車利用状況の変化

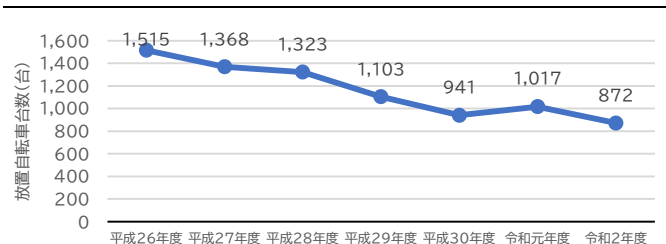
- 新型コロナウイルス感染症拡大後、緊急事態宣言発令等により外出・移動自粛が続く中、区内拠点駅である蒲田駅と大森駅周辺の自転車等駐車場における定期利用台数は、減少傾向を示しています。
- 自転車等の放置台数や自転車事故による死傷者数については、これまでの継続的な啓発等の取組みによる効果もあると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の拡大後も減少しています。
- 区内におけるシェアサイクルの利用回数は、新型コロナウイルス感染症の拡大後も堅調に増加しています。

■蒲田駅・大森駅周辺の自転車等駐車場の定期利用台数



出典：大田区調べ

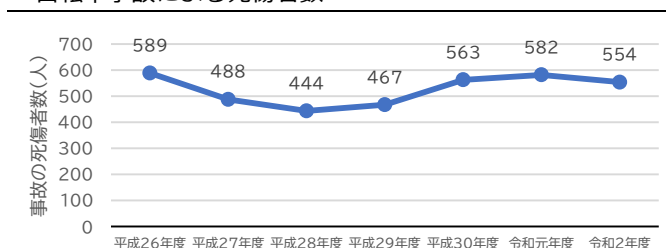
■自転車等の放置台数



出典：駅前放置自転車等の現況と対策（東京都）

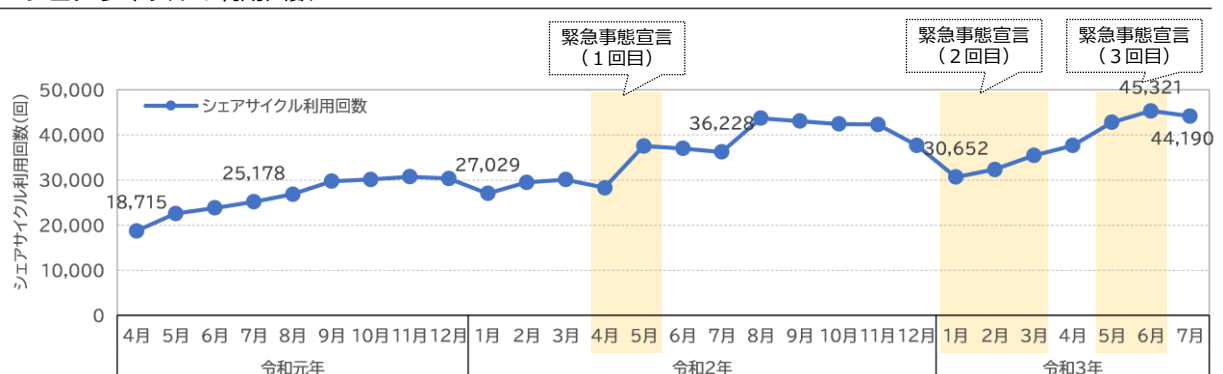
※各年10月の任意の1日に調査した放置台数（原動機付自転車を含む）

■自転車事故による死傷者数



出典：東京の交通事故（警視庁）

■シェアサイクルの利用回数



出典：運営事業者提供データ

■計画全体の構成



様々な外的要因に対し柔軟に対応

大田区自転車等総合計画(令和4年度～13年度)の目標像

安全・快適に自転車で楽しく出かけたくなるまち

施 策

前期アクションプラン(令和4年度～8年度)の個別事業※詳細は別冊子

主に大田区自転車活用推進委員会で議論

目標像の実現に向けた【たのしむ】の目指す姿

Scene1
暮らし

- 日々の移動で当たり前自転車を使う暮らしが根付いています。
- 社会状況の変化にも対応し、新たな日常で活用されています。

Scene2
健康

- 日々の移動が運動時間になり、健康への意識が高まっています。
- 健康づくりに自転車を使った運動を楽しむ人が増えています。

Scene3
観光

- 区民自身がまちの魅力を発見し、大田区への愛着が高まっています。
- 自転車を使ってまち巡りを楽しむ人が増えています。

たのしむ

■基本方針4 自転車を活用して楽しい毎日をつくる

たのしむ1
自転車を活用するためのきっかけづくり

たのしむ2
自転車活用を根付かせるための支援

たのしむ3
【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり

たのしむ1-1 自転車を活用した【暮らし】の推進

たのしむ1-2 自転車を活用した【健康】づくりの推進

たのしむ1-3 自転車を活用した【観光】の推進

たのしむ2-1 【暮らし】での自転車活用支援

たのしむ2-2 【健康】づくりでの自転車活用支援

たのしむ2-3 【観光】での自転車活用支援

たのしむ3-1 サイクリング環境の向上

たのしむ3-2 サイクリストの受入環境の充実

たのしむ3-3 シェアサイクルの推進

【とめる】【はしる】【まもる】を土台に自転車を【たのしむ】

主に大田区自転車等駐車対策協議会で議論

とめる

■基本方針1
良質な
自転車駐輪環境を
つくる



とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

とめる2 適切な駐輪サービスの提供

とめる3 放置自転車の防止対策

とめる1-1 将来需要予測に基づく自転車等駐車場の整備促進

とめる1-2 民間事業者と連携した自転車等駐車場の確保

とめる1-3 開発に伴う附置義務自転車駐車場の確保

とめる2-1 自転車等駐車場の利用者サービスの向上

とめる2-2 自転車等駐車場利用料金の適正化

とめる3-1 放置自転車対策業務の効率化

とめる3-2 放置自転車に対する指導の充実

はしる

■基本方針2
安全な
自転車ネットワーク
をつくる



はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開

はしる2 シェアサイクルの運用

はしる1-1 自転車走行環境整備の早期実現

はしる1-2 次期自転車ネットワーク整備実施計画の策定・推進

はしる1-3 自転車走行環境に関する周知・啓発の実施

はしる2-1 シェアサイクルの在り方の整理

はしる2-2 持続的な事業運営に向けたシェアサイクルの利用促進

はしる2-3 様々な場面でのシェアサイクル活用の推進

まもる

■基本方針3
自転車の交通ルール
遵守の意識をつくる



まもる1 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進

まもる1-1 新たな交通安全教育機会の創出

まもる1-2 既存の交通安全教育の継続

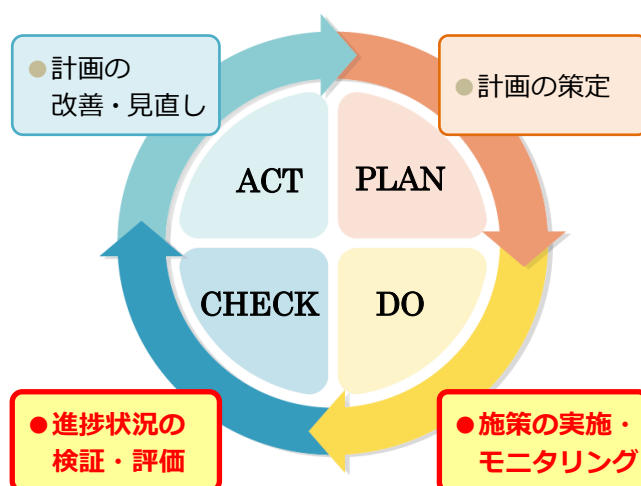
まもる2-1 自転車安全利用に関する周知・啓発の新たな展開

まもる2-2 既存の周知・啓発事業の継続

69

②PDCA サイクルに基づく計画推進

- 本計画は5年後に中間見直しを行い、施策の進捗状況等を駐車対策協議会と活用推進委員会に適宜報告しながら、PDCA サイクルに基づく継続的改善を図ります。
- 本計画の評価に際しては、主な指標や関連するデータをモニタリングするとともに、施策の成果や様々な外的要因を含め、各会議で議論し、総合的に行っていきます。
- 主な指標の項目だけでなく、評価に必要なその他の項目やデータの取り方についても各会議で議論し、検討していきます。



■主な指標（目標像にどれだけ近づくことができたかを評価するためにモニタリングする主なデータ）

項 目	現状値	評価の目安となる数値※ ₁
放置自転車台数	835 台※ ₂ (令和 2 年度)	500 台 (令和 13 年度)
駅周辺の自転車等駐車場が足りていないと感じる人の割合	68.1%※ ₃ (令和元年度)	50% (令和 13 年度)
自転車ナビマーク・ナビラインの認知度	75.9%※ ₄ (令和元年度)	90% (令和 13 年度)
車道左側通行を遵守していない人の割合	24%※ ₄ (令和元年度)	18% (令和 13 年度)
自転車事故件数	593 件※ ₅ (令和 2 年)	340 件 (令和 13 年)
他の自転車から受けるヒヤリハット経験がある人の割合	88.9%※ ₄ (令和元年度)	67% (令和 13 年度)
自転車利用者の割合	59.3%※ ₃ (令和 2 年度)	70% (令和 13 年度)
余暇時間にサイクリング等を実施している人の割合	13.1%※ ₄ (令和元年度)	24% (令和 13 年度)
シェアサイクルの認知度	33.9%※ ₃ (令和 2 年度)	50% (令和 13 年度)
シェアサイクルの年間利用回数	446,780 回※ ₆ (令和 2 年度)	547,500 回※ ₇ (令和 13 年度)

※₁ これまでの実績推移等を踏まえ、各項目の評価の目安となる数値を設定しています。

※₂ 出典：令和 2 年度調査 駅前放置自転車等の現況と対策（東京都、令和 2 年 10 月の任意の 1 日に調査した台数）

※₃ 出典：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査（令和元年度・2 年度）

※₄ 出典：大田区自転車に関するアンケート調査（令和元年）

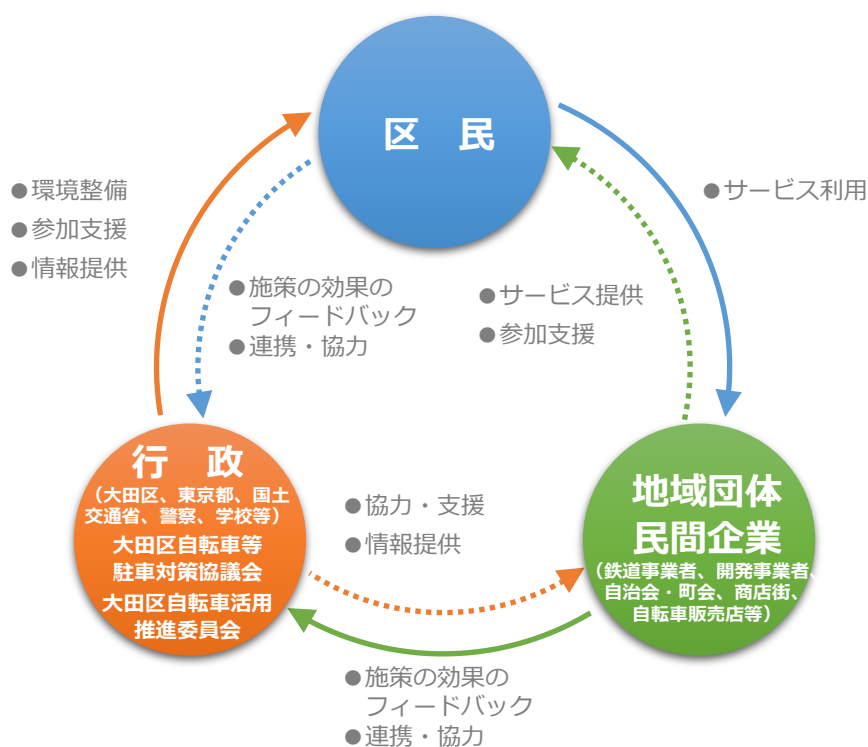
※₅ 出典：令和 3 年度 大田区交通安全のあらまし

※₆ 出典：運営事業者提供データ

※₇ シェアサイクルの本格導入後、現在の運営事業者との協定を継続した場合の数値です。

2. 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、都市基盤整備部を中心に関係部局が連携・協力し、計画的かつ着実に取り組んでいきます。また、道路管理者である国や東京都、近隣自治体のほか、交通管理者である警察、教育機関である学校等の行政関係機関とも連携を図り、計画を推進していきます。
- 区では、これまでに前総合計画を含め自転車施策に取り組んでおり、自転車の安全・快適な利用環境が確保された住みよいまちを目指して多くの事業を展開してきましたが、全ての課題が解決されたわけではありません。
- 本計画において、自転車施策をさらに充実させることにより諸課題を解決し、目標像「安全・快適に自転車で楽しく出かけたいまち」の実現に近づくためには、行政の力だけでなく、関係者相互の連携・協力体制が不可欠です。鉄道事業者、商業施設や集合住宅の開発事業者、自治会・町会、商店街、自転車販売店等の様々な関係者が連携・協力し、自転車の適正利用の促進、発生する駐車需要への対応等に継続して取り組んでいきます。
- 区民や地域団体、民間企業等が主体的に行動することも重要です。特に区民をはじめとする自転車利用者については、自転車の交通ルール・マナーの遵守、自転車等駐車場を適正に利用し放置をしないなど、自身や他の自転車利用者、歩行者等の安全と快適な環境の確保に十分留意することが求められるほか、環境負荷が少なく、心身の健康増進等につながる自転車を積極的に活用し、SDGsを意識することが期待されます。



1. 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年法律第八十七号)

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくことが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に戻還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
 - 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
 - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に

基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第十四条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置

に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年一二月二二日法律第九七号）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

2. 自転車活用推進法

(平成二十八年法律第百十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十三年法律第百五号）第四十九条第一項に

規定する時間制限駐車区間をいう。)の指定の見直し

三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備

四 自転車競技のための施設の整備

五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備

六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上

七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化

八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発

九 自転車の活用による国民の健康の保持増進

十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上

十一 自転車と公共交通機関との連携の促進

十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

十三 自転車を活用した国際交流の促進

十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援

十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

(自転車活用推進計画)

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

(都道府県自転車活用推進計画)

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 文部科学大臣

三 厚生労働大臣

四 経済産業大臣

五 環境大臣

六 内閣官房長官

七 国家公安委員会委員長

八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 道路交通法 ※一部抜粋

(昭和三十五年法律第五号)

(目的)

第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

三の二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)又は自動車専用道路(道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)の本線車線により構成する車道をいう。

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された車道部分の部分をいう。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四 横断歩道 道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分の部分をいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分の部分をいう。

五 交差点 十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道)の交わる部分をいう。

六 安全地帯 路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分の部分をいう。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分の部分をいう。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。)以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)をいう。

十一の三 身体障害者用の車椅子 身体障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二 トロリーバス 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三 路面電車 レールにより運転する車をいう。

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一 追越し 車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

二十三 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動のうち内閣府令・環境省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（信号機の信号等に従う義務）

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則 第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号）

（通行区分）

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車

両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

- 4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分と中央とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。
- 5 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、そのはみ出し方ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
 - 一 当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつておりとき。
 - 二 当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。
 - 三 当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。
 - 四 当該道路の左側部分の幅員が六メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。）。
 - 五 勾配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。
- 6 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入つてはならない。

（罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二 第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二）

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

- 2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号）

（左側寄り通行等）

第十八条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

（罰則 第二項については第百十九条第一項第二号の二）

（軽車両の並進の禁止）

第十九条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（罰則 第百二十一条第一項第五号）

（車両通行帯）

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつておりときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側

の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

- 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。
- 3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

（罰則 第二百十条第一項第三号、同条第二項）

（道路外に出る場合の方法）

第二十五条 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

- 2 車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央（当該道路が一方通行となつていときは、当該道路の右側端）に寄り、かつ、徐行しなければならない。
- 3 道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、前二項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の變更を妨げてはならない。

（罰則 第一項及び第二項については第二百一十一条第一項第五号 第三項については第二百十条第一項第二号）

（横断等の禁止）

第二十五条の二 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入出するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

- 2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

（罰則 第一項については第百十九条第一項第二号の二 第二項については第二百十条第一項第四号、同条第二項）

（進路の變更の禁止）

第二十六条の二 車両は、みだりにその進路を變更してはならない。

- 2 車両は、進路を變更した場合にその變更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を變更してはならない。
- 3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の變更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を變更してはならない。
 - 一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。
 - 二 第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。

（罰則 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号二、第二百十条第一項第二号 第三項については第二百十条第一項第三号、同条第二項）

（踏切の通過）

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止し、かつ、安全であることを

確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

- 2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮(しや)断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。
- 3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなったときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(左折又は右折)

第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

- 2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。
- 3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。
- 4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。
- 5 原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分(一方通行となつている道路にあつては、道路)に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路(以下この項において「多通行帯道路」という。)において右折するとき(交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。)は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。
- 6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

- 一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車
- 二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車
- 2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路(道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。)である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。
- 3 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろう

とする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

- 4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第一項については第百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二）

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

- 2 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

- 3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

（罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）

第三十八条の二 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

（罰則 第百十九条第一項第二号の二）

（徐行すべき場所）

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

- 一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。

- 二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾(こう)配の急な下り坂を通行するとき。

（罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（指定場所における一時停止）

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

（罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項）

（車両等の灯火）

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とす

る。

- 2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

（罰則 第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号へ、第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（合図）

第五十三条 車両（自転車以外の軽車両を除く。次項及び第四項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

- 2 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。
- 3 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。
- 4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わつたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのかにかかわらず、当該合図をしてはならない。

（罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（警音器の使用等）

第五十四条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
 - 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。
- 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ト、第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

- 2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。
- 3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

（罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条 車両（軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同

じ。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあっては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、前二項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

（罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十条第一項第十一号、第百二十三条 第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（自転車道の通行区分）

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を^{けん}牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

（罰則 第百二十一条第一項第五号）

（普通自転車の歩道通行）

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号）

（普通自転車の並進）

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

（自転車の横断の方法）

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

（交差点における自転車の通行方法）

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示

があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

（自転車の通行方法の指示）

第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定める通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

（罰則 第二百二十一条第一項第四号）

（自転車の制動装置等）

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間（第五十二条第一項後段の場合を含む。）、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

（罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の二、同条第二項）

（自転車の検査等）

第六十三条の十 警察官は、前条第一項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

（罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の三 第二項については第二百二十条第一項第八号の四）

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第三号 第二項については第百十七条の二第二号、第百十七条の二の二第四号 第三項については第百十七条の二の二第五号、第百十七条の三の二第二号 第四項については第百十七条の二の二第六号、第百十七条の三の二第三号）

（安全運転の義務）

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

（罰則 第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号チ、第百十九条第一項第九号、同条第

二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 むかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。
- 二 身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。
- 二の二 前号に掲げるもののほか、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。
- 二の三 児童、幼児等の乗降のため、政令で定めるところにより停車している通学通園バス（専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう。）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。
- 三 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。
- 四 乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行う等当該車両等に乗車している者の転落又は積載している物の転落若しくは飛散を防ぐため必要な措置を講ずること。
- 四の二 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講ずること。
- 四の三 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること。
- 五 車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。
- 五の二 自動車又は原動機付自転車を離れるときは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。
- 五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。
- 五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。
- 五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装

置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3 前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4 緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

(罰則 第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の四 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

(罰則 第百二十条第一項第十七号)

(自転車運転者講習の受講命令等の報告)

第百八条の三の五 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

4. 東京都道路交通規則 ※一部抜粋

(昭和 46 年東京都公安委員会規則第 9 号)

(運転者の遵守事項)

第 8 条 法第 71 条第 6 号の規定により、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前方にある車両が歩行者を横断させるため停止しているときは、その後方にある車両は、一時停止し、又は徐行して、その歩行者を安全に横断させること。
- (2) 木製サンダル、げた等運転操作に支障を及ぼすおそれのあるはき物をはいて車両等（軽車両を除く。）を運転しないこと。
- (3) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (4) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。
- (5) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (6) 積雪又は凍結により明らかにすべると認められる状態にある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等してすべり止めの措置を講ずること。
- (7) 後退する場合において、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等後方の安全を確認すること。
- (8) 後写鏡の効用を妨げるように、物を置き、又はカーテンの類を用いないこと。
- (9) 警音器の整備されていない自転車を運転しないこと。
- (10) またがり式の乗車装置に人を乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。
- (11) どろ土の路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着したどろ土を路面に落とさないための確認をし、かつ、その措置をとること。
- (12) みだりに作業灯（車両の側面又は後面の周辺を照明するため当該車両に設けられた灯火をいう。）を点灯しないこと。
- (13) 令第 13 条第 1 項各号に掲げる自動車以外の自動車若しくは原動機付自転車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。
- (14) 普通自動車（総排気量が 0.020 リットルを超え 0.050 リットル以下又は定格出力が 0.25 キロワットを超え 0.60 キロワット以下の原動機を有する三輪以上のもので、車室（側面が構造上開放されているものを除く。）のあるもの又は輪間距離が 50 センチメートルを超えるものに限る。）、普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については 0.125 リットル以下、定格出力については 1.00 キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第 77 条第 1 項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (15) 道路運送車両法による自動車登録番号標若しくは車両番号標又は前号の標識（以下この号において「番号標等」という。）に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、車両（番号標等を取り付けることとされているものに限る。）を運転しないこと。
- (16) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを携帯した者を乗車させて運転しないこと。

(軽車両の灯火)

第 9 条 令第 18 条第 1 項第 5 号の規定により軽車両（牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

- (1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
- (2) 赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯
- 2 軽車両（自転車を除く。以下この項において同じ。）が、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射した場合には、その反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色の反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の軽車両にあつては、両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、尾灯をつけることを要しない。
- 3 自転車が、法第63条の9第2項本文に定める反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の自転車にあつては、両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、第1項の規定にかかわらず尾灯をつけることを要しない。

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして運転してはならない。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させるとき。

(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させるとき。

(ウ) 自転車専用若しくは自転車及び歩行者専用の規制（標識令別表第1の規制標識のうち、「自転車専用」又は「自転車及び歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「タンデム車を除く」の表示がされているものに限る。）が行われている道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、タンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。

(エ) 三輪の自転車（2以上の幼児用座席を設けているものを除く。）に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

ウ 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満の者をいう。）1人を子守バンド等で確実に背負っている場合の当該幼児は、ア（（イ）及び（ウ）に該当する場合を除く。）及びイの規定の適用については、当該16歳以上の運転者の一部とみなす。

- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれこえないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれこえないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下この条において同じ。）にあつては750キログラムをこえないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては450キログラムをこえないこと。

- (3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さをこえないこととする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを、それぞれ加えたもの

イ 幅 積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 牛馬車にあつては3メートルから、牛馬車以外の軽車両にあつては2メートルから、それぞれの積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法は、次のとおりとする。

- ア 前後 積載装置（牛馬車にあつては乗車装置を含む。）から前後に最もはみ出した部分の合計が、自転車にあつては0.3メートルを、牛馬車にあつては0.6メートルを、それぞれこえないこと。
- イ 左右 自転車にあつてはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置から、それぞれ0.15メートルをこえてはみ出さないこと。

5. 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(平成 25 年東京都条例第 14 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第二項において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（都民及び事業者の責務）

第七条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

（自転車安全利用推進計画）

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

（都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及）

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

（自転車安全利用指針）

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要となる技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要となる知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要となる技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

（自転車利用者の技能及び知識の習得）

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

（従業者の技能及び知識の習得）

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

（自転車小売業者等による啓発）

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

（事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等）

第十四条 事業者（就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。）は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で

適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（自転車安全利用推進者の選任）

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

（十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等）

第十五条 父母その他の保護者（以下単に「保護者」という。）は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者（六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。）の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

（十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等）

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

（安全な自転車の利用）

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車（次条において「基準適合自転車」という。）を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

（安全な自転車の製造、販売等）

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

（安全に資する器具の利用）

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

（自転車点検整備指針）

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

これを変更したときも、同様とする。

一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法

二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法

三 整備の方法及び確保すべき性能

四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

（点検整備の実施）

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

（自転車整備業者による点検整備）

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

（違法な利用となる自転車の販売等の禁止）

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改

造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

（自転車道の整備等）

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

（自転車利用環境整備協議会）

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

（自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力）

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

（自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等）

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（保護者の自転車損害賠償保険等への加入等）

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等）

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等）

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認等）

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するように努めなければならない。
- 3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するように努めなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。
- 5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。
(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

- 2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校をいう。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するように努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるように努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。
 - 一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者
 - 二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者
 - 三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

（登録に係る事項の変更等）

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

（登録の抹消等）

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

（表示の制限）

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（自転車旅客運送事業者の登録等）

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

（自転車貸付業者の登録等）

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

（報告及び調査）

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条

（第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。

二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

三 第三十二条第一項（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。

四 第三十四条（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。

五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章（第二十八条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十八年条例第九十一号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第百三十九号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

6. 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例

(昭和 63 年条例第 12 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備並びに自転車の安全利用に関し必要な事項を定めることにより、自転車等の放置による環境悪化及び自転車に関する交通事故の防止を図り、もって区民の安全で快適な生活環境を維持し、向上させることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置された自転車等を駐車させるための施設をいう。
- (4) 放置 自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者が自転車等から離れているため直ちにこれを移動させることができない状態をいう。

(区長の責務)

第 3 条 区長は、自転車等駐車場の設置並びに自転車等が放置されている地域における指導及び啓発その他の自転車等の放置防止施策の実施に努めなければならない。

2 区長は、自転車の安全利用を促進するための施策並びに広報及び啓発の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第 4 条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を記載するように努めるとともに、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。

3 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。

4 駅周辺に居住し、又は通勤若しくは通学している者は、通勤又は通学等のために、当該駅との交通の手段として自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。

5 自転車の利用者は、イヤホン、携帯電話等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第 5 条 鉄道事業者は、鉄道利用者のために、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、第 3 条の規定により区長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第 6 条 公共施設、商業施設又は娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者及び従業員のために、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、第 3 条の規定により区長が実施する施策に協力しなければならない。

第 2 章 自転車等の放置禁止

(放置禁止区域の指定等)

第 7 条 区長は、公共の場所に自転車等が放置されることにより、通行者の通行に著しい障害があり、又は災害時における緊急活動及び避難行動に支障があると認められる地域を自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除した場合に準用する。

(自転車等の放置禁止)

第8条 自転車等の利用者等は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第9条 区長は、禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第10条 区長は、禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置されていることにより、第7条第1項に定める事由が生じ、かつ、急迫の危険を回避する必要があると認めるときは、撤去する旨をあらかじめ警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

(自転車等を撤去する場合の措置)

第11条 区長は、第9条又は前条の規定により自転車等を撤去するときは、禁止区域又は放置現場において、撤去先及び規則で定める期間保管の後は処分する旨を公示しなければならない。

(撤去した自転車等に対する措置)

第12条 区長は、第9条又は第10条の規定により自転車等を撤去した場合において、撤去した自転車等の利用者等が確認できるときは、当該自転車等の利用者等に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 区長は、第9条又は第10条の規定により撤去した自転車等で引き取りのない自転車等及び利用者等が確認できない自転車等については、規則で定める期間保管の後、当該自転車等の処分をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、撤去した自転車等が明らかに自転車等としての機能を喪失していると認められるときは、直ちに当該自転車等を処分することができる。

(費用の徴収)

第12条の2 区長は、第9条又は第10条の規定により自転車等を撤去したときは、撤去に要した費用として、別表第1に定める額を当該自転車等を引き取りにきた利用者等から徴収することができる。

第3章 区が設置する自転車等駐車場

(区営自転車等駐車場の設置)

第13条 区が設置する自転車等駐車場（以下「区営自転車等駐車場」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 利用資格の登録（以下「登録」という。）を要する区営自転車等駐車場

(2) 登録を要しない区営自転車等駐車場（以下「無料制区営自転車等駐車場」という。）

2 登録を要する区営自転車等駐車場は、利用に当たり使用料を納付すべきもの（以下「有料制」という。）及び利用に当たり登録手数料を納付すべきもの（以下「登録制」という。）に区分する。

3 前2項の区営自転車等駐車場の設置は、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場については規則でその名称及び位置を定め、無料制区営自転車等駐車場についてはその位置を告示して行うものとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用手続等)

第14条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場を利用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は抽せんによる。ただし、区長は、抽せんによることが適当でないと認めるときは、申請の順序により承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号に定める者を当該各号列記の順序により優先して利用の承認をすることができる。この場合において、次の各号に定める者の申請件数が有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の収容台数を超えるときは、当該各号列記の順序により当該各号ごとに抽せんによるものとする。

(1) 身体に障害があり、日常生活を営むに当たり、自転車等の利用を欠かすことができない者

(2) 区内に在住する者で、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の最寄りの駅から規則で定める距離以上離れた場所に居住しているもの

4 区長は、次の各号の一に該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 自転車等の構造又は規格が有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の構造又は規模に適合しないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、区長が利用を適当でないとするとき。

(日曜日、休日等の特例)

第14条の2 前条第1項の規定にかかわらず、区長は、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）及び別に規則で定める日に係る利用に限り、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので別に規則で定めるものを自由使用とすることができる。この場合において、第20条の2第1項第1号の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第4項各号又は第18条各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による区営自転車等駐車場の利用を停止し、又は制限することができる。

(使用料及び登録手数料)

第15条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者は、別表第2に定める使用料又は登録手数料（以下「使用料等」という。）を前納しなければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第16条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の返還)

第17条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用承認の取消し等)

第18条 区長は、次の各号の一に該当するときは、有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 災害その他の事故により有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用ができなくなつたとき。

(3) 工事その他の都合により区長が特に必要があると認めるとき。

(無料制区営自転車等駐車場)

第19条 無料制区営自転車等駐車場は、自由使用とする。ただし、区長は、無料制区営自転車等駐車場の位置、規模その他の条件を勘案し、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより利用を制限することができる。

2 第14条第4項及び第18条の規定は、前項ただし書の規定により無料の区営自転車等駐車場の利用を制限する場合に準用する。

(損害賠償の義務)

第20条 区営自転車等駐車場の施設を損傷した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(区営自転車等駐車場の不適正使用自転車等に対する措置)

第20条の2 区長は、区営自転車等駐車場内に次に掲げる自転車等があるときは、これを撤去することができる。

(1) 登録を要する区営自転車等駐車場において必要な登録を受けていない自転車等及び納付すべき使用料又は登録手数料を納付していない自転車等

(2) 無料制区営自転車等駐車場において相当期間継続して駐車してある自転車等

(3) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反した利用をしている自転車等で、区長が区営自転車等駐車場の管理上撤去を必要と認めるもの

2 第12条及び第12条の2の規定は、前項の規定による撤去をした場合について準用する。

(自動二輪車の利用の特例)

第21条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので別に規則で定めるものについては、自動二輪車（道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二

輪車をいい、側車付きのものを除く。以下同じ。)の駐車のために利用させることができる。

2 この章(第14条の2、第19条及び前条第1項第2号を除く。)の規定は、前項の規定に基づく自動二輪車による区営自転車等駐車場の利用について準用する。

第4章 民間施設における自転車駐車場の設置義務

(区域の指定)

第22条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内全域(羽田空港一丁目、羽田空港二丁目及び羽田空港三丁目を除く。)とする。

(施設の新設の場合の自転車駐車場の設置)

第23条 指定区域内において、次の表の(ア)欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で、(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内に設置しなければならない。

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台 (1台に満たない端数は切り捨てる。以下この表において同じ。)
映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
物品(音楽、映像等の複製物及び書籍)を賃貸する事業所	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が200平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台
幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所	教室面積及び保育室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積及び保育室面積50平方メートルごとに1台
病院、診療所及び施術所	診療室面積及び施術室面積が200平方メートルを超えるもの	診療室面積及び施術室面積25平方メートルごとに1台

2 前項の表中施設の用途の範囲並びに店舗面積、運動場面積、教室面積、保育室面積、診療室面積及び施術室面積(以下「店舗面積等」という。)の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第24条 2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該指定用途ごとに前条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)

第25条 指定用途に供する施設の店舗面積等が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第23条の規定にかかわらず、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について第23条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平

方メートルを超える部分について同表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

- 2 混合用途施設で、各指定用途の店舗面積等の合計（以下本項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものを新築する場合は、前条の規定にかかわらず、合計面積のうち5,000平方メートルについては、各指定用途の店舗面積等が合計面積に占める割合の面積について、各々第23条第1項の表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模に、合計面積が5,000平方メートルを超える部分については、当該割合の面積について各々同表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、前条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第26条 次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第30条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- （1）第23条第1項の表中（ア）欄の用途に供する施設についての同表中（イ）欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
- （2）混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして指定用途ごとに第23条第1項の表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

第27条 削除

（自転車駐車場の設備）

第28条 第23条から第26条までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。

（自転車駐車場の設置の届出）

第29条 第23条から第26条までの規定により、自転車駐車場を設置しなければならない者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

（適用の除外）

第30条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して6月以内に指定用途に供する施設又は混合用途施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第23条から第26条までの規定は適用しない。

（自転車駐車場の管理）

第31条 第23条から第26条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

（立入検査）

第32条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

（措置勧告）

第33条 区長は、第23条から第26条まで、第28条又は第31条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 前項の規定による措置の勧告は、その勧告しようとする措置及び理由を記載した措置勧告書により行うものとする。

（公表）

第34条 区長は、前条の規定により勧告した場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わない

ときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第5章 民営自転車等駐車場の育成

(補助金の交付)

第35条 区長は、民営自転車等駐車場の設置が、自転車等の放置防止に寄与すると認めたときは、民営自転車等駐車場を設置する者に対して予算の範囲内で、その設置に要する経費及び管理に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合において、区長は、自転車等駐車場を設置する者に対して、その育成を図るために必要な助言又は指導をすることができる。

第6章 自転車等駐車対策協議会

(協議会の設置)

第36条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、法第8条第1項の規定に基づき、区長の付属機関として大田区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織)

第37条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員25人以内で組織する。

- (1) 区民
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(関係機関との協議)

第38条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 第4章の規定は、施行の日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用する。

付 則 (平成6年10月14日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 平成7年2月1日
 - (2) 第2条の規定 平成7年4月1日
 - (3) 第3条の規定 平成7年10月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例第22条及び第23条の規定は、平成7年4月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例第12条の2の規定は、平成7年10月1日以後に撤去された自転車等について適用し、同日前に撤去された自転車等については、なお従前の例による。

付 則 (平成16年10月22日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 15 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 23 条の改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 22 条及び第 23 条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年 10 月 1 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 12 条の 2、第 21 条関係）

自転車	1 台につき 3,000 円
原動機付自転車	1 台につき 5,000 円
自動二輪車	1 台につき 10,000 円

別表第 2（第 15 条、第 21 条関係）

有料制区営自転車等駐車場使用料

種別		使用料
自転車	一時利用	1 日につき 200 円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24 時間につき 200 円を限度とする。
	定期利用	1 月につき 2,000 円を限度とし、規則で定める額
原動機付自転車	一時利用	1 日につき 200 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 月につき 3,000 円を限度とし、規則で定める額
自動二輪車	一時利用	1 日につき 400 円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1 月につき 6,000 円を限度とし、規則で定める額

登録制区営自転車等駐車場登録手数料

種別	登録手数料
自転車	1 年 1 台につき 3,000 円
原動機付自転車	1 年 1 台につき 4,000 円
自動二輪車	1 年 1 台につき 8,000 円

備考

- （1）一時利用とは、暦日又は時間を単位として利用するものをいう。
- （2）定期利用とは、4 月から翌年 3 月までの間において、月の初日から末日までを単位として利用するものをいう。
- （3）一時利用において利用時間が 1 日に満たない場合においても 1 日の、定期利用において利用期間が 1 月に満たない場合も 1 月の、使用料を徴収する。
- （4）前 2 号の規定にかかわらず、月の中途から新たに定期利用を開始する場合における当該月分の使用料は、月の 11 日から 20 日までの間に開始するものについては 1 月当たりの使用料の 3 分の 2 の額を、月の 21 日から末日までの間に開始するものについては 1 月当たりの使用料の 3 分の 1 の額を、それぞれ徴収するものとする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、当該端数分を切り捨てる。

7. 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則

(昭和63年規則第53号)

(目的)

第1条 この規則は、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例（昭和63年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(放置禁止区域の指定)

第2条 区長は、条例第7条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を指定したときは、自転車等放置禁止区域標識（別記第1号様式）及び告知板を当該区域に設置しなければならない。

2 前項に規定する告知板の内容は、放置禁止区域図、保管所案内図及び引取時の注意事項とする。

(禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第3条 条例第10条に規定する警告は、当該地域又は場所に、撤去する旨及び撤去先を表示した立看板を立てるほか、撤去する日の前日までに、放置されている自転車等に撤去する旨を明示した警告札を付けることにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自転車等の放置状態を早急に解消する必要があると認めるときは、区長は、当日においても当該自転車等を撤去することができる。この場合において、当該撤去は、警告札の取付け後相当の時間をおいて行うものとする。

(放置自転車等に対する措置)

第3条の2 条例第9条、第10条又は第20条の2に規定する自転車等がワイヤー錠等を切断しなければ撤去できないときは、ワイヤー錠等を切断して撤去することができる。この場合において、切断したワイヤー錠等について、区は賠償の責めを負わない。

(返還通知書)

第4条 条例第12条第1項の規定による通知は、返還通知書（別記第3号様式）によるものとする。

(放置自転車等返還申請書兼受領書)

第4条の2 条例第9条又は第10条の規定により撤去された自転車等を引き取ろうとする者は、条例第12条の2に規定する撤去に要した費用（以下「撤去手数料」という。）を添えて、放置自転車等返還申請書兼受領書（別記第3号様式の2）を、区長に提出しなければならない。

(自転車等の保管期間)

第5条 条例第12条第2項の規定による自転車等を保管する期間は、撤去した日から30日とする。ただし、撤去した日から10日以上経過した後に返還通知書を発送した場合、当該通知書発送後20日間は保管しなければならない。

(自転車等の処分)

第5条の2 条例第12条第2項に規定する処分は、売却とする。ただし、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第3項に規定する買受人がない自転車等及び売却することができないと認められる自転車等については、区長は、次に掲げる処分をするものとする。

(1) 廃棄

(2) 無償譲渡

(3) その他区長が適当と認める処分

2 前項ただし書に規定する売却することができないと認められる自転車等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 被害届出のある自転車等

(2) その他区長が売却できないと認めるもの

(売却代金の保管及び返還)

第5条の3 区長は、前条第1項の売却をしたときは、売却した自転車等の代金を保管するものとする。この場合において、撤去した日から起算して6か月を経過するまでに、当該自転車等の利用者又は所有者がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

2 前項後段の規定により、売却代金の返還を受けようとする者は、放置自転車等売却代金返還申請書

(別記第3号様式の3)を、区長に提出しなければならない。この場合において、区長は、売却代金の返還を受けようとする者から撤去手数料を徴収するものとする。

- 3 前項の場合において、区長は、返還する売却代金のうちから撤去手数料を控除するものとする。ただし、返還する売却代金の額が撤去手数料の額に満たないときは、売却代金の返還を受けようとする者から撤去手数料の不足額を徴収するものとする。

(自転車等保管台帳)

第6条 区長は、条例第12条第1項の規定により撤去した自転車等は当該自転車等の形状等を自転車等保管台帳(別記第4号様式)に登載し、処理するものとする。

(撤去手数料の徴収の特例)

第6条の2 撤去手数料は、その納付以前に撤去した自転車等が盗難にあつた旨の申出があり、かつ、撤去日までに当該自転車等に係る被害届を警察署に提出していることが確認できたとき、その他区長が正当な理由があると認めたときは、徴収しない。

- 2 前項の申出は、自転車等盗難申出書(別記第4号様式の2)の提出により行うものとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の設置)

第7条 条例第13条の規定による有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の定期利用の利用手続)

第8条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の定期利用の申請は、区営自転車等駐車場定期利用申請書(別記第5号様式又は別記第5号様式の2)を区長が定める募集期間内に提出して行わなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があつた場合において、利用を承認したときは区営自転車等駐車場定期利用承認書(別記第6号様式)を、利用を承認しなかつたときは区営自転車等駐車場定期利用不承認書(別記第6号様式の2)を申請者に交付しなければならない。
- 3 区長は、条例第14条第2項及び第3項の規定に基づき利用の承認をする場合は、あわせて必要と認める数の補欠者及びその順位を定めて区営自転車等駐車場定期利用補欠者名簿(別記第7号様式)に記載するものとする。
- 4 区長は、利用者に欠員が生じたときは前項の補欠者のうちから当該順位に従い利用の承認をするものとし、その利用期間は欠員となつた利用者の利用期間の残存期間とする。第2項の規定は、補欠者のうちから利用を承認する場合に準用する。

(優先承認を与える距離)

第9条 条例第14条第3項第2号で定める距離は、別表第2のとおりとする。

(有料制の区営自転車等駐車場の開閉時刻)

第10条 有料制の区営自転車等駐車場は、午前6時30分に開場し、午後8時に閉場する。ただし、区長は特に必要があると認めたときは、その時刻を変更することができる。

(日曜日、休日等の特例)

第10条の2 条例第14条の2に規定する別に規則で定める日及び別に規則で定めるものは、別表第1に掲げるものとする。

(有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の定期利用の使用料等)

第11条 有料制の区営自転車等駐車場の定期利用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 新たに利用を開始する場合 区長が定める日まで
- (2) 利用開始後、既納の使用料に応じた月を過ぎて引き続き利用しようとする場合 利用しようとする月の前月20日から同月末日までの間
- 2 前項の使用料は、3月分、6月分若しくは12月分又は承認を受けた全利用期間の月分を一括して納付することができる。
- 3 登録制の区営自転車等駐車場の利用の承認を受けた者は、区長が定める日までに条例第15条に定める登録手数料を納付しなければならない。
- 4 区長は、第1項又は前項の規定により承認を受けた者が使用料又は登録手数料を納付したときは、利

用承認証（第1項の規定によるときは別記第7号様式の2、前項の規定によるときは別記第8号様式）を交付するものとする。

5 前項の利用承認証の交付を受けた者は、自転車等の見やすい位置に当該利用承認証を貼付しなければならない。

6 利用承認証を紛失又は毀損したことによりその再交付を受けようとする者は、利用承認証再交付申請書（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。

7 区長は、前項の申請が適当であると認めたときは、利用承認証を再交付するものとする。

（有料制の区営自転車等駐車場定期券の交付）

第11条の2 前条第1項の規定による有料制の区営自転車等駐車場の定期利用の承認を受けた者のうち、別表第3に掲げる自転車等駐車場にあつては、自転車駐車場定期券（別記第9号様式の2。以下「定期券」という。）を使用し、当該自転車等駐車場を利用するものとする。この場合において、利用者はあらかじめ当該定期券の交付について自転車駐車場定期券交付申請書（別記第9号様式の3）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請が適当であると認めたときは、定期券を無償で交付するものとする。

3 定期券の交付を受けた者が自転車等駐車場の定期利用を終了したとき又は利用承認を取り消されたときは、速やかに当該定期券を区長に返還しなければならない。

4 定期券を紛失し、又は毀損したことにより定期券の再交付が必要となつた者は、自転車駐車場定期券再交付申請書（別記第9号様式の4）を区長に提出し、当該定期券の再交付を受けなければならない。

5 前項の規定により定期券の再交付を受けようとする者は、当該定期券の再交付に係る実費相当分の費用を負担しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（有料制の区営自転車等駐車場の一時利用の使用料等）

第12条 有料制の区営自転車等駐車場の一時利用の利用申請は、利用しようとする度に口頭で申請するものとし、利用承認は、別表第1に定める使用料と引換えに一時利用券（別記第10号様式）を交付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自動発券機等の機械により利用を受け付ける場合は、次に定めるときにおいて前項の利用申請及び利用承認があつたものとみなす。

（1） 使用料を前納する型式の機械を設置している自転車等駐車場においては、当該使用料を納付し、別記第10号様式の2又はこれに準じて自転車等駐車場ごとに定めた様式による一時利用券の交付を受けたとき。

（2） 別表第1に掲げる使用料を後納する型式の機械を設置している自転車等駐車場においては、機械による施錠等が行われ、当該使用料を納付しなければ当該自転車等が出場できない状態に置かれたとき又は別記第10号様式の3若しくはこれに準じて自転車等駐車場ごとに定めた様式による一時利用券の交付を受けたとき。

3 一時利用券を紛失し、又は毀損した者は、当該一時利用券の再交付を受けなければならない。

4 前項の規定により一時利用券の再交付を受けようとする者は、当該一時利用券の再交付に係る実費相当分の費用を負担しなければならない。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用者による利用の取消し）

第13条 利用者が利用の承認を受けた後、区営自転車等駐車場の利用を取り消そうとするときは、有料制にあつては区営自転車等駐車場定期利用取消届兼使用料返還申請書（別記第11号様式）に、登録制にあつては区営自転車等駐車場定期利用取消届兼登録手数料返還申請書（別記第11号様式の2）に、それぞれ利用承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

（使用料の免除）

第14条 条例第16条の規定により使用料を免除する場合及びその期間は次のとおりとする。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 当該保護又は支援給付を受けている日の属する月分

（2） 定期利用の承認を受けた者が、月の初日から当該月の末日又は当該月の翌月以後の末日まで利用しない場合 利用しない月分

- 2 使用料の免除を受けようとする者で、前項第1号に該当する者は利用申請の際に、前項第2号に該当する者は利用しない月の前月（2か月以上継続して利用しない場合は、利用しない最初の月の前月）末日までに使用料減免兼振替申請書（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 第1項各号に該当する者が前項に定める日までに使用料減免兼振替申請書（以下本項において「申請書」という。）を提出しない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号に該当するものにあつては申請書の提出のあつた日の属する月分から、同項第2号に該当するものにあつては申請書の提出があつた日の属する月の翌月分から、使用料を免除する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、大田区民プラザの利用をする者が当該利用のために有料制の区営自転車等駐車場のうち下丸子駅前自転車駐車場を利用する場合において、あらかじめその旨を申し出たときは、条例第16条の規定に基づき、自転車使用料（一時利用に限る。）を免除することができる。
- 5 自転車等駐車場の使用料を前払式利用券（別記第12号様式の2）により納付し、2,300円の前払式利用券を使用したときは、300円を免除する。

（登録手数料の免除）

第14条の2 条例第16条の規定により登録手数料を免除する場合は、次のとおりとする。

- （1）生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者
 - （2）前号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める者
- 2 登録手数料の免除を受けようとする者は、登録手数料減免申請書（別記第12号様式の3）を区長に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第15条 条例第17条ただし書の規定により使用料を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1）利用者の責に帰さない事由により利用承認を取り消したとき 取り消した日の属する月以後の月分の額
 - （2）利用者の責に帰さない事由により利用承認を停止したとき 停止をした日の属する月から停止を解除した日の前日の属する月までの月分の額
 - （3）第13条の規定に基づき利用承認の取消しの届出があつたとき 届出の日の属する月の翌月以後の月分の額
 - （4）第14条第1項の規定に基づき使用料が免除されたとき 免除の適用となる月以後の月分の額
 - （5）別表第1に定める有料制区営自転車等駐車場の一時利用をした場合で同表に定める時間以内の使用であつたとき 同表に定める額
- 2 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（別記第13号様式）又は第13条の規定による返還申請書を区長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当するものにあつては、この限りでない。
 - 3 第1項第4号に該当する者に係る使用料の返還については、当該者の申出により、免除の適用となる月以後も同一の区営自転車等駐車場を定期利用する場合に限り、当該月以後の使用料に振り替えることができる。ただし、翌年度以後に振り替えることはできない。
 - 4 前項の規定による申出は、使用料減免兼振替申請書を区長に提出しなければならない。

（登録手数料の返還）

第15条の2 条例第17条ただし書の規定により登録手数料を返還する場合は、次のとおりとする。

- （1）利用登録後30日以内にやむを得ない理由により利用の取消しをしたとき。
 - （2）前号に定めるもののほか、区長が特に理由があると認めるとき。
- 2 登録手数料の返還を受けようとする者は、登録手数料返還申請書（別記第13号様式の2）又は第13条の規定による返還申請書を区長に提出しなければならない。

（利用承認の取消し等）

第16条 区長は、利用の承認を受けた者が条例第18条第1号の事由に該当する行為を行つた場合は、利用の取消し等の処分を行う前に、その行為を停止するように警告するものとする。

- 2 区長は、条例第18条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限したときは、利用承認取消通知書（別記第14号様式）により通知しなければならない。

(変更の届出等)

第17条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者が次の各号に該当するときは、速やかに住所等変更届(別記第15号様式)を区長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名等を変更したとき。

(2) 条例第14条第3項各号の規定に該当するものにあつては当該各号の規定に該当しなくなつたとき。

2 区長は、前項の届出があつた場合において、当該届出を行つた者が条例第14条第3項各号のいずれにも該当しなくなり、かつ、条例第14条第3項各号に該当する補欠者があるときは、当該該当しなくなつた利用者の利用の承認を取り消すことができる。

3 第16条第2項の規定は、前項の規定による承認の取消しについて準用する。

(無料制区営自転車等駐車場の利用制限)

第17条の2 区長は、条例第19条第1項の規定により、無料制区営自転車等駐車場のうちの一部について、買物等の一時的な目的の利用に供するため、利用時間等の制限を行うことができる。この場合において、区長は、利用者の見やすい場所に当該制限の内容を掲示しなければならない。

(区営自転車等駐車場の不適正使用自転車等に対する措置)

第17条の3 第3条の2の規定は、条例第20条の2第1項の規定による措置について準用する。

(自動二輪車による利用の特例)

第18条 条例第21条の規定により自動二輪車の駐車のために利用させることができる有料制及び登録制の区営自転車等駐車場は、別表第1のとおりとする。

2 自転車等に関する第4条、第4条の2、第6条、第6条の2、第8条、第10条及び第11条から前条までの規定(これらの規定に係る様式を含む。)は、自動二輪車について準用する。この場合において、必要となる技術的読替えその他の事項は、都市基盤整備部長が定める。

(施設の用途)

第19条 条例第23条第2項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める範囲とする。

(1) パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を営むものをいう。

(2) 映画館、劇場その他の興行を目的とする施設 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。ただし、スポーツの興行を目的とする施設において、第6号の用途も同時に供するものについては、同号の規定を適用する。

(3) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗及びその他の小売業を営むものをいう。

(4) 飲食店 客を集客させ、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業を行う事業所のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。

(5) 銀行、信用金庫その他の金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する信用協同組合をいう。

(6) スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設 フィットネスクラブ、ボーリング場、スケート場その他の競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育、健康の増進のために一般の顧客に利用させて営業するものをいう。

(7) 学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設 学習塾、語学教室、料理教室、自動車教習所その他の教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業するものをいう。

(8) 幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する幼稚園、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。

(9) 病院、診療所及び施術所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第2項に規定する施術所をいう。

(店舗面積等の算定)

第20条 条例第23条第2項に規定する店舗面積等の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに、当該各号に定めるものの店舗面積等を合計して求めるものとする。

- (1) パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場 遊技室、景品交換所及びその他利用者のために設ける場所
- (2) 映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス 観客席、会計場所、待合室、個室その他利用者のために設ける場所
- (3) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店 売場（飲食店部分を含む。）、売場の通路、ショーウインドー、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場、客席、待合室及びその他利用者のために設ける場所
- (4) 物品（音楽、映像等の複製物及び書籍）を賃貸する事業所 商品陳列場所、商品陳列場所間の通路、入会手続場所、会計場所その他利用者のために設ける場所
- (5) 銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局銀行室、待合室、接客室、応接室、現金自動預払機設置室、ショーウインドーその他利用者のために設ける場所
- (6) スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設 競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席及びその他利用者のために設ける場所
- (7) 学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設 教室、講堂、実習室、図書館、資料室及びその他利用者のために設ける場所（自動車教習所の屋外練習場を除く。）
- (8) 幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所 教室及びこれに類するもの並びに保育室
- (9) 病院、診療所及び施術所 診療室、施術室、待合室その他利用者のために設ける場所
(設置の届出)

第21条 条例第29条の規定による自転車駐車場の設置又は変更の届出は、自転車駐車場設置（変更）届（別記第16号様式）を区長に提出して行うものとする。

2 前項に規定する届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 自転車駐車場の構造図（特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。）

3 施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届（別記第17号様式）を区長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第22条 条例第32条第2項の規定による証明書は、身分証明書（別記第18号様式）とする。

(措置勧告書)

第23条 条例第33条第2項の規定による勧告は、措置勧告書（別記第19号様式）により行うものとする。

(補助金の交付要件)

第24条 条例第35条第1項の規定により補助することができる自転車等駐車場は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 自転車等駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。
- (2) 自転車等駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。
- (3) 当該自転車等駐車場が継続して別表第4に定める期間以上運営されること。
- (4) 自転車等の収容能力がおおむね30台以上あること。

(補助の決定)

第25条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、区長に申請し、その決定を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、調査のうえ前条各号の要件を満たすと認める者について補助の決定を行う。

3 区長は、前項の決定を行うに際し、必要な条件を付することができる。

(助成措置の取消し)

第26条 区長は、補助金の交付を受けた自転車等駐車場が第24条に規定する要件を欠くに至った場合又は規則若しくは区長の命令に違反した場合は、決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協議会の組織)

第27条 条例第37条第1項に規定する協議会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 区民 8人以内
 - (2) 区議会議員 2人以内
 - (3) 学識経験者 3人以内
 - (4) 鉄道事業者 5人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 7人以内
- (会長及び副会長)

第28条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、会長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第3項の規定は、第2項ただし書による会議について準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行つた委員」と読み替えるものとする。

(委員会)

第30条 協議会は、協議会の指定する事項について調査検討するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、会長が指名する委員により構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員会の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、委員会の会議を主宰する。

付 則

- 1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 第8条第2項の規定により交付を受けている区営自転車等駐車場定期利用承認書（駐車場名が雑色駅前自転車駐車場であつて、承認期間が平成29年3月31日までのものに限る。）による承認期間は、同年5月31日まで延長されたものとみなす。
- 3 前項の規定により延長された承認期間に係る登録制区営自転車等駐車場登録手数料は、第14条の2の規定にかかわらず、免除とする。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において臨時休業の措置が講じられたことにより、令和2年3月1日以降区営自転車等駐車場を利用しない児童生徒に係る第14条第2項の規定の適用については、同項中「利用しない月の前月（2か月以上継続して利用しない場合は、利用しない最初の月の前月）末日」とあるのは、「区長が別に定める日」とする。
- 5 区長が別に定める期間において定期利用の更新手続きができなかつた者（新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等の理由がある者に限る。）に係る第11条第1項第2号の規定の適用については、同号中「同月末日」とあるのは、「区長が別に定める日」とする。

付 則（平成元年12月15日規則第95号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定（大森駅入新井自転車駐車場に係る部分に限る。）は、平成2年4月1日以

後の使用に係る使用料について適用し、同年3月31日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成4年3月19日規則第5号）

- 1 この規則は、平成4年3月21日から施行する。
- 2 改正前の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成5年3月18日規則第4号）

- 1 この規則は、平成5年3月20日から施行する。
- 2 改正前の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成6年12月9日規則第83号）

- 1 この規則は、平成7年2月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定、第19条、第20条及び第24条の改正規定、別表第2の次に1表を加える改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条及び第20条の規定は、平成7年4月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の東京都大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成7年6月30日規則第51号）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後に撤去された自転車等について適用し、同日前に撤去された自転車等については、なお従前の例による。

付 則（平成8年12月10日規則第126号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の有料制区営自転車駐車場の部西馬込駅前自転車駐車場の項、同部蒲田駅東口陸橋下自転車駐車場の項、同表の2登録制区営自転車駐車場の部蒲田呑川右岸自転車駐車場の項及び別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部西馬込駅前自転車駐車場の項の改正規定は、平成9年2月1日から、別表第1の1有料制区営自転車駐車場の部蒲田駅西口環八下自転車駐車場の項、同表の2登録制区営自転車駐車場の部大森駅山王小前自転車駐車場の項、同部洗足池駅前自転車駐車場の項、同部蒲田あやめ橋自転車駐車場の項、別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部蒲田駅西口環八下自転車駐車場の項及び同表の2登録制区営自転車駐車場の部の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成10年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、平成10年6月30日以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成10年12月18日規則第153号）

- 1 この規則は、平成10年12月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の次に1条を加える改正規定、第4条の2の改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定（1有料制区営自転車駐車場の部羽田駅前自転車駐車場の項に係る部分に限る。）並びに別記第3号様式の改正規定 公布の日
 - (2) 第3条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第6条の次に1条を加える改正規定、別記第4号様式の次に1様式を加える改正規定及び次項の規定 平成11年1月1日
 - (3) 別表第1及び別表第2の改正規定（2登録制区営自転車駐車場の部田園調布駅西口自転車駐車場の項を削る部分に限る。） 平成11年4月1日
- 2 改正後の第6条の2の規定は、平成10年1月1日以後に撤去した自転車等に係る費用について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月20日規則第133号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1有料制区営自転車駐車場の部多摩川園駅前自転車駐車場の項及び別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部多摩川園駅前自転車駐車場の項の改正規定並びに別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年12月20日規則第141号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1有料制区営自転車駐車場の部に京急蒲田駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1の2登録制区営自転車駐車場の部に雑色駅前A自転車駐車場の項及び雑色駅前B自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第2の1有料制区営自転車駐車場の部に京急蒲田駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定並びに別表第2の2登録制区営自転車駐車場の部に雑色駅前A自転車駐車場の項及び雑色駅前B自転車駐車場の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年3月23日規則第35号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成16年10月22日規則第95号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成17年3月28日規則第24号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表1有料制区営自転車等駐車場の部に大森駅入新井公園自転車駐車場の項を加える部分に限る。）及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成17年10月21日規則第159号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年11月1日から施行する。

付 則（平成17年12月9日規則第168号）

この規則中第1条の規定は平成17年12月26日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の2登録制区営自転車等駐車場の部の改正規定及び別表第2の2登録制区営自転車等駐車場の部の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月20日規則第27号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別記第14号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成22年3月31日規則第32号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考の改正規定（「、田園調布駅南自転車駐車場」を「、長原駅前自転車駐車場、田園調布駅南自転車駐車場」に、「及び下丸子駅前自転車駐車場」を「、下丸子駅前自転車駐車場及び区役所本庁舎前自転車駐車場」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年9月9日規則第73号）

この規則は、平成22年9月10日から施行する。ただし、別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部大森海岸駅前臨時自転車駐車場の項及び同表の2登録制区営自転車等駐車場の部雪が谷大塚駅前自転車駐車場の項の改正規定並びに別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に大森海岸駅前臨時自転車駐車場の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年1月18日規則第1号）

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

付 則（平成23年2月28日規則第11号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条第6項の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部に雑色駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1の3自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部に雑色駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定及び別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に雑色駅西口自転車駐車場の項を加える改正規定 平成23年3月1日
 - (3) 第14条に1項を加える改正規定、第14条の2第2項の改正規定、別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部に大森複合施設ビル地下自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1備考第3号の改正規定（「のうち」の次に「大森複合施設ビル地下自転車駐車場、」を加える部分に限る。）、別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に大森複合施設ビル地下自転車駐車場の項を加える改正規定及び別記第12号様式の2を別記第12号様式の3とし、別記第12号様式の次に1様式を加える改正規定 平成23年3月22日
- 2 改正後の第11条の2、別表第3、及び別記第9号様式の2から別記第9号様式の4までの規定に基づく自転車駐車場定期券の申請及びその交付に係る手続は、平成23年4月1日前においてもこれを行うことができる。
 - 3 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成23年8月1日規則第72号）

- 1 この規則は、平成23年9月20日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部蒲田駅西口環八下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成23年11月17日規則第91号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部多摩川駅前自転車駐車場の項の改正規定（「55番・53番先」を「53番・55番・56番先」に改める部分に限る。）及び次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部に京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の項を加える改正規定、別表第1の3自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部に京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の項を加える改正規定及び別表第2の1有料制区営自転車等駐車場の部に京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の項を加える改正規定 平成23年11月21日
 - (3) 別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部京急蒲田駅西口自転車駐車場の項の改正規定及び別表第1の3自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部京急蒲田駅西口自転車駐車場の項を削る改正規定 平成23年12月1日
 - (4) 別記第5号様式の改正規定 平成23年12月5日
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部多摩川駅前自転車駐車場、石川台駅線路脇自転車駐車場及び京急蒲田東口駅前広場臨時自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続並びに別表第1の2登録制区営自転車等駐車場の部多摩川台公園下自転車駐車場及び京急蒲田呑川緑道自転車駐車場の定期利用の申請、承認、登録手数料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成24年1月31日規則第1号）

この規則は、平成24年4月10日から施行する。ただし、別表第1備考第3号の改正規定（「及び蒲田五丁目45番自転車駐車場」を「、蒲田五丁目45番自転車駐車場及び京急蒲田駅西口自転車駐車場」に改める部分に限る。）は、平成24年2月1日から施行する。

付 則（平成24年6月29日規則第86号）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3蒲田駅西口環八下自転車駐車場の自転車駐車場定期券の申請及びその交付に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成25年3月19日規則第17号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第19条及び第20条の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条及び第20条の規定は、平成25年10月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手するものについて適用し、同日前に施設の新築又は増築の工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成25年11月25日規則第127号）

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 蒲田駅東口環八横自転車駐車場の自転車駐車場定期券の申請及びその交付に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成26年7月22日規則第68号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部京急蒲田駅東口自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成26年10月20日規則第96号）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部産業プラザ横自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成27年1月16日規則第2号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部久が原駅前第二自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年4月28日規則第135号）

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部大森町駅自転車駐車場、京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場及び京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年6月1日規則第143号）

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部糀谷駅自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成28年11月25日規則第166号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定（雑色駅前自転車駐車場の項を削る部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1 有料制区営自転車等駐車場の部蓮沼自転車駐車場及び糀谷駅前地下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続、別表第1の2 登録制区営自転車等駐車場の部石川台駅一の橋自転車駐車場の定期利用の申請、承認、登録手数料の納付等の手続並びに別表第1の3 自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場の部蓮沼自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成29年3月10日規則第14号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2 登録制区営自転車等駐車場の部洗足池駅前自転車駐車場の項の改正規定（「1番先」の次に「・27番先」を加える部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の2 登録制区営自転車等駐車場の部洗足池駅前自転車駐車場の定期利用の申請、承認、登録手数料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成29年5月9日規則第65号）

- 1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部梅屋敷駅自転車駐車場及び雑色駅高架下自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成29年12月15日規則第90号）

この規則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び別表第1備考の改正規定（久が原駅前第二自転車駐車場及び蓮沼自転車駐車場に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年12月10日規則第107号）

この規則は、平成31年3月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定（蒲田駅西口環八下自転車駐車場に係る部分に限る。）並びに別表第3の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日規則第32号）

この規則は、平成31年5月10日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（多摩川駅前自転車駐車場に係る部分に限る。）及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年10月8日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年1月31日規則第3号）

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（下丸子駅前自転車駐車場に係る部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部下丸子駅前自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和2年3月17日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年4月9日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年5月21日規則第80号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

付 則（令和2年10月21日規則第119号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）別表第1の改正規定（西馬込駅前第二自転車駐車場の一時利用に係る部分に限る。）並びに別表第2及び別表第3の改正規定 令和2年11月1日
 - （2）別表第1の改正規定（西馬込駅前第二自転車駐車場の定期利用に係る部分に限る。） 令和3年4月1日
- 2 改正後の別表第1の1有料制区営自転車等駐車場の部西馬込駅前第二自転車駐車場の定期利用の申請、承認、使用料の納付等の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和3年1月14日規則第9号）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

付 則（令和3年1月28日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月12日規則第49号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月17日規則第163号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月13日規則第178号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の2甲及び別記第3号様式の2乙の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

付 則（令和3年12月10日規則第195号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条、第10条の2、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条関係）

1 有料制区営自転車等駐車場

名称	位置	区分	自転車使用料	原動機付自転車使用料	自由使用とする日
大森駅東口自転車駐車場	大田区大森北一丁目1番・12番先	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	地下1階1月につき 2,000円		
			1階1月につき 2,000円		
			2階1月につき 1,800円		
			3階1月につき 1,000円		
			上記以外1月につき 1,400円		
大森駅西口自転車駐車場	大田区山王二丁目8番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,200円		
大森駅入新井自転車駐車場	大田区大森北一丁目39番 大田区大森北四丁目27番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1階1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
			2階1月につき 1,200円		
			上記以外1月につき 1,400円		
大森駅入新井公園自転車駐車場	大田区大森北一丁目20番	定期利用	1月につき 1,400円		
大森複合施設ビル地下自転車駐車場	大田区大森北一丁目10番14号	一時利用	利用開始から3時間は無料。3時間を超える場合は、その時点から9時間は100円。以降、12時間につき100円。		
大森駅西口臨時自転車駐車場	大田区山王二丁目3番	一時利用	12時間につき 100円		
平和島駅前国道下自転車駐車場	大田区大森北六丁目29番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	上段1月につき 1,500円	1月につき 3,000円	
			上記以外1月につき 1,900円		
大森町駅自転車駐車場	大田区大森西三丁目21番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1階1月につき 2,000円		
			2階1月につき 1,800円		
梅屋敷駅自転車駐	大田区大森西六丁目15	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100		

車場	番先		円。		
		定期利用	1 階 1 月につき 2,000円 2 階 1 月につき 1,800円		
馬込駅前 自転車駐 車場	大田区東馬 込一丁目32 番先	一時利用	1 日につき 100円	1 日につき 200円	
		定期利用	1 階 1 月につき 2,000円	1 月につき 3,000円	
			2 階 1 月につき 1,600円		
			3 階 1 月につき 800円		
西馬込駅 前自転車 駐車場	大田区西馬 込二丁目20 番	一時利用	1 日につき 100円		
		定期利用	地下 1 階下段 1 月につき 1,800円		
			上記以外 1 月につき 1,500円		
池上駅前 自転車駐 車場	大田区池上 六丁目 8 番	一時利用	1 日につき 100円	1 日につき 200円	
		定期利用	1 階 1 月につき 1,600円	1 月につき 3,000円	
			2 階 1 月につき 1,300円		
			3 階 1 月につき 600円		
大森海岸 駅前臨時 自転車駐 車場	大田区大森 北二丁目18 番先	一時利用	12時間につき 100円		
昭和島駅 前自転車 駐車場	大田区昭和 島二丁目 2 番先	一時利用	24時間につき 100円		
馬込坂下 自転車駐 車場	大田区西馬 込一丁目19 番先	一時利用	24時間につき 100円		
流通セン ター駅前 自転車駐 車場	大田区平和 島六丁目 2 番先	一時利用	24時間につき 100円	1 日につき 200円	
西馬込駅 前第二自 転車駐車 場	大田区西馬 込二丁目18 番	一時利用	24時間につき 100円		
		定期利用	1 月につき 1,400円		
多摩川駅 前自転車 駐車場	大田区田園 調布一丁目 53番・55 番・56番先	一時利用	1 日につき 100円		
		定期利用	下段 1 月につき 2,000円	1 月につき 3,000円	
			53番先北側については、1 月につき 1,000円		
			上記以外 1 月につき 1,700円		
田園調布 駅南自転 車駐車場	大田区田園 調布二丁目 62番	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により 利用承認を受けることができない場 合は 1 日につき 100円	1 日につき 200円	
		定期利用	1 月につき 1,700円	1 月につき 3,000円	
長原駅前 自転車駐 車場	大田区上池 台一丁目18 番	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により 利用承認を受けることができない場	1 日につき 200円	

			合は1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,300円	1月につき 3,000円	
大岡山駅前地下自転車駐車場	大田区北千束三丁目27番先	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受けることができない場合は1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 2,000円	1月につき 3,000円	
石川台駅前自転車駐車場	大田区東雪谷二丁目24番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 2,000円		
石川台駅線路脇自転車駐車場	大田区東雪谷二丁目4番・6番先	定期利用	1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
御嶽山駅前第一自転車駐車場	大田区北嶺町11番	一時利用	12時間につき 100円		
御嶽山駅前第二自転車駐車場	大田区北嶺町37番	一時利用	12時間につき 100円		
久が原駅前自転車駐車場	大田区南久が原二丁目7番	一時利用	12時間につき 100円		
久が原駅前第二自転車駐車場	大田区東嶺町34番	定期利用	1月につき 1,700円		
久が原駅前第三自転車駐車場	大田区南久が原二丁目1番18号	一時利用	利用開始から1時間は無料。1時間を超える場合は、その時点から12時間につき 100円		
洗足池公園前自転車駐車場	大田区南千束二丁目33番先	一時利用	12時間につき 100円		
蒲田駅西口自転車駐車場	大田区西蒲田八丁目1番先	一時利用	1日につき200円。ただし、4時間以内の場合は150円を返還する。		
		定期利用	1階 1月につき 2,000円		
			3階 1月につき 1,000円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
蒲田駅東口自転車駐車場	大田区蒲田五丁目12番先	一時利用	1日につき200円。ただし、4時間以内の場合は150円を返還する。		
		定期利用	1階 1月につき 2,000円		

			3階1月につき 1,000円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
蒲田交差 東口自転車 駐車場	大田区蒲田 五丁目3番 先	定期利用	1月につき 1,200円		日曜日、休日、1月2日及び1月3日
日本工学 院地下自 転車駐車 場	大田区西蒲 田五丁目24 番	一時利用	24時間につき 100円		
		定期利用	地下1階1月につき 1,200円		
			地下2階下段1月につき 1,000円		
			地下2階上段1月につき 600円		
下丸子駅 前自転車 駐車場	大田区下丸 子三丁目1 番先	一時利用	24時間につき 100円 ただし、自動発券機等の機械により 利用承認を受けることができない場 合は1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
京急蒲田 駅本線高 架下自転 車駐車場	大田区蒲田 四丁目48番 先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から10時 間は100円。以降、12時間につき100 円。		
		定期利用	1月につき 2,000円		
京急蒲田 駅空港線 高架下自 転車駐車 場	大田区南蒲 田一丁目20 番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から10時 間は100円。以降、12時間につき100 円。		
		定期利用	1月につき 2,000円		
産業プラ ザ横自転 車駐車場	大田区南蒲 田一丁目20 番	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から22時 間は100円。以降、24時間につき100 円。		
		定期利用	1月につき 1,200円		
アロマ地 下自転車 駐車場	大田区蒲田 五丁目37番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	下段1月につき 1,700円	1月につき 3,000円	
			上段1月につき 1,200円		
蒲田駅東 口環八横 自転車駐 車場	大田区蒲田 五丁目47番 先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から22時 間は100円。以降、24時間につき100 円		
		定期利用	1階1月につき 1,800円		
			2階1月につき 1,200円		
			3階1月につき 600円		
蒲田駅消 費者生活	大田区蒲田	一時利用	1日につき 100円		日曜日、休日、1

センター 横自転車 駐車場	五丁目13番				月2日及 び1月3 日
		定期利用	2階1月につき 1,200円		日曜日、 休日、1 月2日及 び1月3 日
			3階1月につき 700円		
蒲田駅東 口陸橋下 自転車駐 車場	大田区蒲田 五丁目13番 先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	下段1月につき 1,200円	1月につき 3,000円	
			上段1月につき 700円		
区役所本 庁舎前自 転車駐車 場	大田区蒲田 五丁目40番	一時利用	24時間につき 100円		
蒲田五丁 目45番自 転車駐車 場	大田区蒲田 五丁目45番	定期利用	1月につき 1,600円		
蒲田駅西 口御園自 転車駐車 場	大田区西蒲 田七丁目70 番先	一時利用	利用開始から3時間は無料。3時間 を超える場合は、その時点から9時 間は100円。以降、12時間につき100 円。		
		定期利用	1月につき 1,200円		
蒲田駅西 蒲田公園 自転車駐 車場	大田区西蒲 田八丁目6 番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	下段1月につき 1,200円	1月につき 3,000円	
			上段1月につき 500円		
蒲田駅西 口環八下 自転車駐 車場	大田区新蒲 田一丁目1 番	一時利用	24時間につき 100円	1日につき 200円	
蒲田駅西 口呑川横 自転車駐 車場	大田区西蒲 田五丁目13 番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から10時 間は100円。以降、12時間につき100 円。		
暫定西蒲 田自転車 駐車場	大田区西蒲 田八丁目23 番	一時利用	24時間につき 100円		
蓮沼自転 車駐車場	大田区西蒲 田七丁目38 番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間 を超える場合は、その時点から22時 間は100円。以降、24時間につき100 円。	1日につき 200円	
		定期利用	1月につき 1,400円	1月につき 3,000円	
矢口渡駅 前自転車	大田区多摩 川一丁目19	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	下段1月につき 1,500円		

駐車場	番・20番先		上段 1 月につき 900円		
雑色駅西口自転車駐車場	大田区仲六郷二丁目29番	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円	1 日につき 200円	
		定期利用	1 月につき 1,600円	1 月につき 3,000円	
雑色駅高架下自転車駐車場	大田区仲六郷二丁目40番先大田区仲六郷三丁目7番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	仲六郷二丁目40番先	1 階 1 月につき 2,000円	
				2 階 1 月につき 1,800円	
			仲六郷三丁目7番先	1 階 1 月につき 1,700円	
				2 階 1 月につき 1,500円	
穴守稲荷駅前自転車駐車場	大田区羽田四丁目11番	一時利用	1 日につき 100円		
		定期利用	下段 1 月につき 2,000円 上段 1 月につき 1,200円		
天空橋駅前自転車駐車場	大田区羽田空港一丁目1番	一時利用	1 日につき 100円	1 日につき 200円	
		定期利用	1 月につき 1,400円	1 月につき 3,000円	
糀谷駅自転車駐車場	大田区西糀谷四丁目12番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1 階 1 月につき 2,000円 2 階 1 月につき 1,800円		
糀谷駅前地下自転車駐車場	大田区西糀谷四丁目29番16号	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1 月につき 1,800円		

2 登録制区営自転車等駐車場

名称	位置	自由使用とする日
大森駅山王小前自転車駐車場	大田区山王一丁目26番先	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
多摩川台公園下自転車駐車場	大田区田園調布一丁目56番	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
長原駅交番横自転車駐車場	大田区上池台一丁目7番先	日曜日、休日、1 月 2 日及び 1 月 3 日
洗足池駅前自転車駐車場	大田区東雪谷一丁目1番先・27番先、南千束二丁目1番先	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
石川台駅一の橋自転車駐車場	大田区東雪谷二丁目11番先	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
雪が谷大塚駅前自転車駐車場	大田区南雪谷二丁目17番先、雪谷	日曜日、休日、1 月 2 日及び 1 月

	大塚町 8 番・ 9 番先	3 日
鶴の木駅前自転車駐車場	大田区鶴の木二丁目 4 番	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
鶴の木駅前交番横自転車駐車場	大田区鶴の木一丁目 16 番	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
沼部駅前自転車駐車場	大田区田園調布本町 28 番	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
北千束駅前自転車駐車場	大田区北千束二丁目 15 番先	1 月 1 日から 1 月 3 日まで
蒲田呑川右岸自転車駐車場	大田区蒲田五丁目 3 番・ 4 番・ 5 番・ 6 番先	日曜日、休日、1 月 2 日及び 1 月 3 日
蒲田あやめ橋自転車駐車場	大田区蒲田五丁目 27 番先	日曜日、休日、1 月 2 日及び 1 月 3 日
京急蒲田呑川緑道自転車駐車場	大田区蒲田四丁目 2 番・ 3 番・ 9 番先	1 月 1 日から 1 月 3 日まで

3 自動二輪車の駐車のために利用させる有料制区営自転車等駐車場

名称	区分	使用料
流通センター駅前自転車駐車場	一時利用	1 日につき 300 円
蓮沼自転車駐車場	一時利用	1 日につき 300 円
	定期利用	1 月につき 6,000 円
雑色駅西口自転車駐車場	一時利用	1 日につき 300 円
天空橋駅前自転車駐車場	一時利用	1 日につき 300 円
	定期利用	1 月につき 4,000 円

備考

- (1) 有料制区営自転車等駐車場の使用料で月の中途から新たに定期利用を開始する場合の当該月分の額は、この表による額を基に条例別表第 2 備考第 4 号の定めるところにより算定した額とする。
- (2) 自由使用とする日の欄における「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日をいう。
- (3) 有料制区営自転車等駐車場のうち大森複合施設ビル地下自転車駐車場、大森駅西口臨時自転車駐車場、大森町駅自転車駐車場、梅屋敷駅自転車駐車場、大森海岸駅前臨時自転車駐車場、昭和島駅前自転車駐車場、馬込坂下自転車駐車場、流通センター駅前自転車駐車場、西馬込駅前第二自転車駐車場、長原駅前自転車駐車場、田園調布駅南自転車駐車場、大岡山駅前地下自転車駐車場、御嶽山駅前第一自転車駐車場、御嶽山駅前第二自転車駐車場、久が原駅前自転車駐車場、久が原駅前第三自転車駐車場、洗足池公園前自転車駐車場、日本工学院地下自転車駐車場、下丸子駅前自転車駐車場、区役所本庁舎前自転車駐車場、京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場、京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場、産業プラザ横自転車駐車場、蒲田駅東口環八横自転車駐車場、蒲田駅西口御園自転車駐車場、蒲田駅西口環八下自転車駐車場、蒲田駅西口呑川横自転車駐車場、暫定西蒲田自転車駐車場、蓮沼自転車駐車場、雑色駅西口自転車駐車場、雑色駅高架下自転車駐車場、糀谷駅自転車駐車場及び糀谷駅前地下自転車駐車場の自転車使用料（一時利用に限る。）は、条例第 15 条ただし書の規定に基づき後納とする。
- (4) 有料制区営自転車等駐車場のうち下丸子駅前自転車駐車場の自転車使用料（一時利用に限る。）は、大田区民プラザの利用をする者が当該利用のために利用する場合において、あらかじめその旨を申し出たときは、条例第 16 条の規定に基づき免除する。
- (5) 有料制区営自転車等駐車場のうち蓮沼自転車駐車場及び雑色駅西口自転車駐車場の原動機付自転車使用料（一時利用に限る。）は、条例第 15 条ただし書の規定に基づき後納とする。
- (6) 有料制区営自転車等駐車場のうち蓮沼自転車駐車場及び雑色駅西口自転車駐車場の自動二輪車使用料（一時利用に限る。）は、条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 15 条ただし書の規定に基づき後納とする。

別表第 2（第 9 条関係）

1 有料制区営自転車等駐車場

名称	優先承認を与える距離
大森駅東口自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森駅西口自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森駅入新井自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森駅入新井公園自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
大森複合施設ビル地下自転車駐車場	優先承認なし
大森駅西口臨時自転車駐車場	優先承認なし
平和島駅前国道下自転車駐車場	京急平和島駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
大森町駅自転車駐車場	京急大森町駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
梅屋敷駅自転車駐車場	京急梅屋敷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
馬込駅前自転車駐車場	地下鉄馬込駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
西馬込駅前自転車駐車場	地下鉄西馬込駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
池上駅前自転車駐車場	東急池上駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
大森海岸駅前臨時自転車駐車場	優先承認なし
昭和島駅前自転車駐車場	優先承認なし
馬込坂下自転車駐車場	優先承認なし
流通センター駅前自転車駐車場	優先承認なし
西馬込駅前第二自転車駐車場	地下鉄西馬込駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
多摩川駅前自転車駐車場	東急多摩川駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
田園調布駅南自転車駐車場	東急田園調布駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
長原駅前自転車駐車場	東急長原駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
大岡山駅前地下自転車駐車場	東急大岡山駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
石川台駅前自転車駐車場	東急石川台駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
石川台駅線路脇自転車駐車場	東急石川台駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
御嶽山駅前第一自転車駐車場	優先承認なし
御嶽山駅前第二自転車駐車場	優先承認なし
久が原駅前自転車駐車場	優先承認なし
久が原駅前第二自転車駐車場	東急久が原駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
久が原駅前第三自転車駐車場	優先承認なし
洗足池公園前自転車駐車場	優先承認なし
蒲田駅西口自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅東口自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田交差東口自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
日本工学院地下自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
下丸子駅前自転車駐車場	東急下丸子駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
産業プラザ横自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上

アロマ地下自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅東口環八横自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅消費者生活センター横自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅東口陸橋下自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
区役所本庁舎前自転車駐車場	優先承認なし
蒲田五丁目45番自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅西口御園自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅西蒲田公園自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田駅西口環八下自転車駐車場	優先承認なし
蒲田駅西口呑川横自転車駐車場	優先承認なし
暫定西蒲田自転車駐車場	優先承認なし
蓮沼自転車駐車場	東急蓮沼駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
矢口渡駅前自転車駐車場	東急矢口渡駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
雑色駅西口自転車駐車場	京急雑色駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
雑色駅高架下自転車駐車場	京急雑色駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
穴守稲荷駅前自転車駐車場	京急穴守稲荷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
天空橋駅前自転車駐車場	京急天空橋駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
糀谷駅自転車駐車場	京急糀谷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
糀谷駅前地下自転車駐車場	京急糀谷駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上

2 登録制区営自転車等駐車場

名称	優先承認を与える距離
大森駅山王小前自転車駐車場	JR大森駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上
多摩川台公園下自転車駐車場	東急多摩川駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
長原駅交番横自転車駐車場	東急長原駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
洗足池駅前自転車駐車場	東急洗足池駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
石川台駅一の橋自転車駐車場	東急石川台駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
雪が谷大塚駅前自転車駐車場	東急雪が谷大塚駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
鶴の木駅前自転車駐車場	東急鶴の木駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
鶴の木駅前交番横自転車駐車場	東急鶴の木駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
沼部駅前自転車駐車場	東急沼部駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
北千束駅前自転車駐車場	東急北千束駅から、自転車等利用者の自宅まで 600メートル以上
蒲田呑川右岸自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
蒲田あやめ橋自転車駐車場	JR蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 1,000メートル以上
京急蒲田呑川緑道自転車駐車場	京急蒲田駅から、自転車等利用者の自宅まで 800メートル以上

別表第3（第11条の2 関係）

自転車駐車場定期券を使用する自転車等駐車場
大森町駅自転車駐車場
梅屋敷駅自転車駐車場
西馬込駅前第二自転車駐車場
日本工学院地下自転車駐車場

京急蒲田駅本線高架下自転車駐車場
京急蒲田駅空港線高架下自転車駐車場
産業プラザ横自転車駐車場
蒲田駅東口環八横自転車駐車場
蒲田五丁目45番自転車駐車場
蓮沼自転車駐車場
雑色駅西口自転車駐車場
雑色駅高架下自転車駐車場
梶谷駅自転車駐車場
梶谷駅前地下自転車駐車場

別表第 4（第24条関係）

構造		期間
平地式		5 年
立体自走式	地上式	7 年
	地下式	10年
立体機械式		10年

※様式省略

8. 大田区民営自転車等駐車場育成補助金交付要綱

(昭和 63 年 6 月 25 日土交発第 45 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例（昭和 63 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定に基づき、民営自転車等駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を具備する民営自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の建設事業及び維持管理とする。ただし、維持管理における補助対象期間は、補助金の初交付年度から起算して 5 年間とする。

- (1) 駐車場の位置が鉄道駅からおおむね 300 メートル以内の地域にあること。
- (2) 駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。
- (3) 当該駐車場が継続して別表第 1 に定める期間以上運営されること。
- (4) 自転車等の収容能力がおおむね 30 台以上あること。この場合において、原動機付自転車については、1 台につき自転車 1.5 台分として換算する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる駐車場は、補助事業としない。

- (1) 駐車場の設置又は経営を目的とする財団法人で、国その他公共団体から寄付又は補助金を受ける者が設置又は経営する駐車場
- (2) 条例第 23 条から第 26 条までの規定の適用を受けて設置される駐車場
- (3) 遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業所等の事業者がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場
- (4) 前号に定めるもののほか、区長が補助事業の対象として不適当と認める駐車場

3 第 1 項に規定する要件を具備する駐車場であっても、鉄道事業者が設置若しくは経営する駐車場については、維持管理について補助対象事業としない。

(補助金の交付額)

第 3 条 建設事業に対する補助金の交付額は、次のうちいずれか低い額とする。いずれの場合も、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 建設費（複合用途の建物については、駐車場設置部分に限る。）の 2 分の 1 以内の額
- (2) 別表第 2 に掲げる自転車 1 台当たりの基準単価に収容台数を乗じて得た額の 2 分の 1 以内の額

2 維持管理に対する補助金の交付額は、次に掲げるものとし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 当該駐車場の敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額
- (2) 立体構造で単独かつ専用施設である駐車場の建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額

(補助金の交付対象者)

第 4 条 前条に規定する補助金は、駐車場の設置者（借地権者又は借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く。）を交付対象者とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民営自転車等駐車場育成補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項に規定する交付申請については、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 民営自転車等駐車場育成補助事業計画書（別記第 1 号の 2 様式）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 駐車場の位置及び規模がわかる図面
- (4) 建築確認通知書の写し（建築物設置の場合に限る。）
- (5) 敷地等に関する権利を有していることを証する書類
- (6) その他区長が必要と認める書類

3 前項に規定する添付書類のうち、建設事業のみの申請については駐車場の位置及び規模がわかる図面

を、維持管理のみの申請については工事見積書の写し及び建築確認通知書の写しの提出を省略するものとする。

- 4 第1項及び第2項に規定する補助金の交付申請は、建設事業については設置後1年以内に、維持管理については開設後に行うものとする。ただし、交付申請前にあらかじめ区長に協議をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により申請があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して民営自転車等駐車場育成補助金交付・不交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

- 3 区長は、前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにするものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、使用料及び管理方法等について区長と協議しなければならない。

(申請の撤回)

第8条 区長は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- (2) 被交付決定者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき(被交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- (3) 被交付決定者が補助事業に要する経費(補助金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(被交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付するものとする。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

- 4 第1項の規定により措置した場合については、第18条の規定を準用する。

(補助事業の変更)

第10条 被交付決定者が、補助金交付決定後、駐車場建設工事の設計変更等により工事内容を変更し、又は中止しようとするとき若しくは廃止しようとするときは、民営自転車等駐車場育成補助事業変更等申請書(別記第3号様式)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の申請を承認するときは、民営自転車等駐車場育成補助事業変更等承認通知書(別記第4号様式)により被交付決定者に通知するものとする。

(事故報告等)

第11条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに被交付決定者をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させるものとする。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに被交付決定者にその処理について適切な指示をするものとする。

(状況報告等)

第 12 条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、被交付決定者をして補助事業の遂行の状況に関し報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、被交付決定者にその処理について適切な指示をするものとする。

(遂行命令等)

第 13 条 区長は、被交付決定者による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、被交付決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、被交付決定者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 18 条第 1 項第 1 号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第 14 条 被交付決定者は、当該民営自転車等駐車を設置したときは、速やかに民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書兼完了届（別記第 5 号様式。以下「実績報告書兼完了届」という。）を区長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書兼完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 民営自転車等駐車場育成補助事業実績報告書（別記第 5 号の 2 様式）

(2) 領収書の写し等工事代金を支払ったことを証する書類

(3) 検査済証の写し（建築物設置の場合に限る。）

(4) 工事完成写真

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の決定)

第 15 条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書兼完了届に基づき、当該内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、民営自転車等駐車場育成補助金額確定通知書（別記第 6 号様式）により被交付決定者に通知する。

(是正のための措置)

第 16 条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 第 14 条の規定は、前項の命令により被交付決定者が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第 17 条 第 15 条の規定による通知を受けた者は、民営自転車等駐車場育成補助金交付請求書（別記第 7 号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 被交付決定者は、前項の規定による交付請求を提出する場合、維持管理における補助金については、駐車場の土地又は建物に係る固定資産税及び都市計画税を全額納付していなければならない。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し及び返還)

第 18 条 区長は、被交付決定者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則（昭和 63 年規則第 53 号）又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 前各号のほか、区長が補助金の交付の目的が失われたと認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合には、補助金の一部又は全部の返還を免除することができる。

4 区長は、第1項の規定により取消しをしたときは、その内容を速やかに被交付決定者に民営自転車等駐車場育成補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知しなければならない。

（補助措置の継承）

第19条 相続、譲渡その他の事由により被交付決定者から当該駐車場を引き継ぐ者は、民営自転車等駐車場育成補助措置承継承認届（別記第9号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、承認が適当と認める者には、民営自転車等駐車場育成補助措置承継承認決定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

（報告及び立入検査）

第20条 区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、別表第1に定める期間中は、被交付決定者から民営自転車等駐車場運営状況報告書（別記第11号様式）により報告を求め、又は職員をして駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 区長は、第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、被交付決定者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 被交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、被交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第22条 区長は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 区長は、第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第24条 区長は、被交付決定者に対し補助金の返還を命じ、被交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の処分の制限）

第25条 被交付決定者は、別表第1に定める期間未滿で次に掲げる行為をしようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

- （1） 当該駐車場を貸与し、交換し、譲渡し、又は担保に供すること。
- （2） 当該駐車場の供用を中止すること。
- （3） 当該駐車場の収容台数を減少すること。
- （4） 当該駐車場の使用料を変更すること。

（委任）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこの補助金事業を所掌する部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 25 日 24 都都発第 12785 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 8 月 25 日 27 都都発第 11645 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和元年 11 月 28 日 31 都都発第 11300 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第 1

構造		期間（年）
平地式		5
立体自走式	地上式	7
	地下式	10
立体機械式		10

別表第 2

構造		基準単価（円）
平地式		50,000
立体自走式	地上式	150,000
	地下式	300,000
立体機械式		250,000

※様式省略

9. 大田区自転車活用推進委員会設置要綱

(平成 31 年 3 月 20 日 30 都都発第 11936 号)

(設置)

第 1 条 平成 29 年 5 月 1 日に施行された自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。以下「法」という。）の目的を踏まえ、法第 4 条第 1 項に基づく区内全域における自転車活用の推進に関する施策の策定及び実施並びに法第 11 条第 1 項に基づく大田区版の自転車活用推進計画策定に向けて総合的に検討を行うため、大田区自転車活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 区内における自転車活用の現状及び課題の整理
- (2) 区の実情に応じた自転車活用の推進に関する方針、目標及び施策の検討
- (3) 大田区版の自転車活用推進計画策定に向けた調査研究
- (4) 区内における自転車活用の推進に関する事業の進行管理
- (5) 区内における自転車活用の推進に関する各関係機関の相互連携
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車活用の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる団体等のうちから、区長が委嘱し、又は任命する 30 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 自治会・町会
- (4) 商店街連合会
- (5) 観光振興団体
- (6) スポーツ振興団体
- (7) 自転車関連事業者
- (8) 区内企業・事業所
- (9) 交通管理者
- (10) 区議会議員
- (11) 区職員
- (12) その他区長が必要と認める者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、副委員長を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長又は第 11 条に規定する事務局が必要と判断した場合に随時開催する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため委員会に出席することができない委員は、委員長の了解を得て、同一の団体等に所属する者に出席を委任することができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、意見又は説明を聴くため委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

6 第3項の規定は、第2条ただし書による会議に準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。（委員の任期）

第6条 委員の任期は2年以内とし、その期間は選任の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する任期の途中で委員が欠ける場合は、区長は、その委員の残任期間について委員の補充をすることができる。

（部会）

第7条 委員会は、委員会の指定する事項について調査研究するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員長が別に指名する者により構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名する。

4 部会は、委員会から付託された事項について検討を行い、その結果を委員会に報告する。

5 部会の運営に関して必要な事項は、都市基盤整備部長が別に定める。

（会議録の公開）

第8条 委員会は、議事録を公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

（1）公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

（2）特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

2 前項の規定に基づき議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

（報償費）

第9条 委員会及び部会に出席した委員に支払う報償費は、次のとおりとする。ただし、第3条第10号及び第11号に規定する委員並びに区職員としての身分を有する委員を除く。

（1）委員長 日額 22,000 円

（2）委員（学識経験者） 日額 20,000 円

（3）委員（学識経験者以外） 日額 15,000 円

（庁内検討会）

第10条 区長は、委員会で作された意見等について、必要に応じて庁内において検討を行うため、自転車活用推進庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会の委員は、区職員とする。

3 庁内検討会の運営に関して必要な事項は、都市基盤整備部長が別に定める。

（事務局）

第11条 委員会、部会及び庁内検討会に関する事務を処理するため、都市基盤整備部都市基盤管理課に事務局を置く。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、都市基盤整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和3年4月9日3都都発第10070号都市基盤整備部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

10. 大田区自転車等駐車対策協議会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	委員任期		
			R1	R2	R3
学識経験者	◎屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長・教授	●	●	●
	○福田 大輔	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 教授	●	●	●
鉄道事業者	沖田 浩嗣	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 副課長	●	●	●
	後藤 修平	東急電鉄株式会社 運輸計画部 地域連携・マーケティング課長	●	●	
	梶谷 俊夫	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 運輸計画部 沿線マーケティング課長			●
	渡辺 正行	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	●	●	●
	佐藤 圭	東京モノレール株式会社 総務部 総務課長	●	●	●
	渡貫 貴浩	東京都 交通局 総務部 企画調整課長	●		
	大谷 賢治	(同上)		●	●
関係行政 機関の職員 (道路管理者)	五味 康真	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	●	●	
	大野 貴史	(同上)			●
	高橋 伸子	東京都 第二建設事務所 管理課長	●		
	鈴木 義治	(同上)		●	●
関係行政 機関の職員 (交通管理者)	原 泰朝	警視庁 大森警察署 交通課長	●	●	●
	門向 守夫	警視庁 田園調布警察署 交通課長	●	●	
	小林 肇	(同上)			●
	岩坪 浩美	警視庁 蒲田警察署 交通課長	●	●	
	佐藤 英樹	(同上)			●
	木村 敏行	警視庁 池上警察署 交通課長	●		
	久保田 哲史	(同上)		●	●
関係行政 機関の職員 (教育関係者)	雨笠 常宣	大田区立小学校長会 副会長 (大田区立馬込第二小学校長)	●	●	
	松橋 尚子	大田区立小学校長会 副会長 (大田区立小池小学校長)			●
区民 (関係団体)	○樋口 幸雄	大田区自治会連合会 理事	●	●	●
	相川 英昭	大田区商店街連合会 副会長	●	●	●
	沼本 光史	大田区シニアクラブ連合会 会長	●	●	●
	田中 彰一	蒲田東口地区まちづくり協議会 会長	●	●	●
	宮澤 勇	特定非営利活動法人 大身連 理事長	●	●	●
	大塚 政利	東京都自転車商協同組合 相談役員	●	●	●
区民 (公募)	喜多河 康二	区民	●	●	●
	菅 明男	(同上)	●	●	●
区議会議員	犬伏 秀一	交通臨海部活性化特別委員会 委員長	●		
	松原 元	(同上)		●	
	三沢 清太郎	(同上)			●
	高瀬 三徳	交通臨海部活性化特別委員会 副委員長	●		
	松原 秀典	(同上)		●	
	大森 昭彦	(同上)			●

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

11. 大田区自転車活用推進委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等	委員任期		
		R1	R2	R3
◎屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長・教授	●	●	●
○福田 大輔	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 教授	●	●	●
○樋口 幸雄	大田区自治会連合会 理事	●	●	●
荻山 一成	東京都自転車商協同組合	●	●	●
北方 真起	自転車安全利用コンサルタント（自転車活用推進研究会 理事）	●	●	●
室谷 恵美	LIFE CREATION SPACE OVE マネージャー	●	●	●
柏原 順史	公益財団法人 大田区スポーツ協会 事務局長	●	●	●
小島 直人	一般社団法人 大森フットボールクラブ 代表	●	●	●
鈴木 啓介	一般社団法人 大田観光協会 事務局長	●	●	
吉川 紀代司	（同上）			●
河野 玄	大田区商店街連合会 事務局長	●	●	●
鈴木 麻子	キヤノン株式会社 ファシリティ管理本部 ファシリティ統括センター ファシリティ管理部 ファシリティ管理第二課 課長代理	●	●	
矢田 雄一	キヤノン株式会社 人事本部 ジェネラルサポートセンター所長			●
落合 亮一	東邦大学医学部 名誉教授	●	●	●
佐々木 健二	警視庁第二方面本部 管理官（交通・地域担当）	●	●	
前田 耕治	（同上）			●
海老澤 圭介	区議会議員	●	●	
松本 洋之	（同上）	●	●	
大森 昭彦	（同上）			●
大橋 武司	（同上）			●
久保 輝幸	都市基盤整備部長	●	●	●
鈴木 隆広	企画経営部 企画調整担当課長	●	●	
高野 正樹	企画経営部 企画課長／企画調整担当課長			●
山本 智彬	企画経営部 企画調整担当課長			●
吉川 紀代司	観光・国際都市部 観光課長	●		
白根 睦正	（同上）		●	●
堀 恵子	観光・国際都市部 スポーツ推進課長	●	●	
喜多 慶造	（同上）			●
千葉 茂樹	（同上）			●
佐々木 信久	健康政策部 健康医療政策課長	●	●	●
谷田川 泰	都市基盤整備部 都市基盤計画調整担当課長	●		
五ノ井 巖暢	（同上）		●	●
柞木 尚	都市基盤整備部 地域基盤整備第一課長	●		
谷田川 泰	（同上）		●	●
中山 岳人	都市基盤整備部 地域基盤整備第二課長	●	●	
大見 真吾	（同上）			●
楠 正治	都市基盤整備部 地域基盤整備第三課長			●

◎委員長 ○副委員長

（敬称略、順不同）

12. 計画策定の経過

会議名、開催日等	報告事項、議事内容等
令和元年度 第1回 大田区自転車活用推進委員会 令和元年6月6日（木）	【議事】 （1）自転車活用推進の検討に向けて （2）計画策定に向けた調査（アンケートの実施） （3）今後の予定について
令和元年度 第2回 大田区自転車活用推進委員会 令和元年8月2日（金）	【報告】 （1）第1回委員会のまとめと第2回委員会の協議事項について （2）大田区自転車等利用総合基本計画の取組みについて 【議事】 （1）計画策定段階からのプロセスについて （2）活用の基本方針と具体的な取組みの検討について（参考） （3）自転車に関する調査の再設定について
自転車に関するアンケート調査 令和元年8月～9月	【調査対象】 満15歳以上の区民 【調査方法】 郵送による配布・回収 【配布数】 3,000人 【回収数】 824人 【回収率】 27.5%（小数点第二位を四捨五入）
令和元年度 第3回 大田区自転車活用推進委員会 令和元年10月23日（水）	【報告】 （1）第2回委員会のまとめについて （2）本日の報告・議事及び計画の進め方について （3）自転車に関するアンケート調査の報告について 【議事】 （1）区民参加型の先行施策について（案） （2）活用における施策の体系の検討について
令和元年度 第1回 大田区自転車等駐車対策協議会 令和元年11月14日（木）	【報告】 （1）平成30年度第2回自転車等駐車対策協議会における主な意見 （2）自転車等利用総合計画基本計画の改定に向けて （3）現行計画の取組み進捗状況 （4）現行計画の取組み成果について 【議事】 （1）自転車に関するアンケート調査に基づく区民意識からの課題 （2）問題点の整理について （3）次期計画の体系について
令和元年度 第4回 大田区自転車活用推進委員会 令和2年1月17日（金）	【報告】 （1）第3回委員会のまとめ 【議事】 （1）先行施策の現状と今後に向けて （2）活用推進の施策検討について （3）自転車活用推進戦略（仮）の位置づけと骨子（案）について

会議名、開催日等	報告事項、議事内容等
令和元年度 第2回 大田区自転車等駐車対策協議会 令和2年2月3日（月）	【報告】 （1）令和元年度第1回のまとめ 【議事】 （1）「とめる」施策に関する事 （2）「はしる」施策に関する事 （3）「まもる」施策に関する事 （4）次期計画骨子（案）に関する事
令和2年度 第1回 大田区自転車活用推進委員会 令和2年6月17日（水）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止（資料送付のみ）
令和2年度 第2回 大田区自転車活用推進委員会 令和2年12月14日（月）	【報告】 （1）新たな計画策定スケジュール（案）について （2）第1回委員会までの振り返り （3）新型コロナウイルスの影響による自転車利用の変化（速報） 【議事】 （1）計画の具体化に向けたアクションプラン（仮）の内容 （2）先行施策の進捗状況の報告
令和2年度 第1回 大田区自転車等駐車対策協議会 （書面開催） 令和2年2月2日（火） ～2月19日（金）	【報告】 （1）令和元年度第2回自転車等駐車対策協議会の主な意見 （2）次期総合計画の位置づけと自転車活用推進委員会の報告 （3）新型コロナウイルスの影響による自転車利用の変化（速報） 【議事】 （1）計画期間見直しと次期総合計画策定スケジュール（案） （2）「とめる」施策に関する事 （3）「はしる」施策に関する事 （4）「まもる」施策に関する事 （5）次期計画の進捗評価に関する考え方に関する事
令和3年度 第1回 大田区自転車活用推進委員会 （WEB 会議システムによるハイブリッド形式） 令和3年6月24日（木）	【報告】 （1）計画策定スケジュールについて （2）前回までの自転車活用推進委員会の振り返り 【議事】 （1）先行施策の実施状況について （2）計画の評価指標について
令和3年度 第1回 大田区自転車等駐車対策協議会 （WEB 開催） 令和3年10月20日（水）	【報告】 （1）次期自転車等総合計画策定スケジュールについて （2）前回の振り返り・自転車活用推進委員会の報告 【議事】 （1）次期自転車等総合計画に関する事 （2）前期アクションプランの各施策に関する事
区民意見公募手続 （パブリックコメント） 令和3年12月6日（月） ～12月21日（火）	【提出者数】 9 名（持参 1 名、電子申請 8 名） 【提出意見数】 35 件（全体 5 件、とめる 5 件、はしる 9 件、まもる 11 件、たのしむ 5 件）

会議名、開催日等	報告事項、議事内容等
区民説明会 ①令和3年12月10日（金） ②令和3年12月12日（日）	【参加者】 ①令和3年12月10日（金）：2名 ②令和3年12月12日（日）：1名
令和3年度 第2回 大田区自転車活用推進委員会 （WEB 会議システムによるハイブリッド形式） 令和4年1月20日（木）	【報告】 （1）計画策定スケジュール・前回の振り返り （2）先行施策の実施について （3）パブリックコメント・区民説明会の実施について 【議事】 （1）自転車等総合計画について （2）前期アクションプランについて （3）答申について
令和3年度 第2回 大田区自転車等駐車対策協議会 （WEB 会議システムによるハイブリッド形式） 令和4年2月3日（木）	【報告】 （1）計画策定スケジュール・前回の振り返り （2）パブリックコメント・区民説明会の実施について 【議事】 （1）自転車等総合計画について （2）前期アクションプランについて （3）答申について

13. 区長への答申内容

令和4年2月3日

大田区長
松原 忠義 様

大田区自転車等駐車対策協議会
会長 屋井 鉄雄

大田区自転車等総合計画について（答申）

「大田区自転車等総合計画」の策定について、当協議会において令和元年11月から計5回にわたり審議を重ねた結果、計画の方向性及び推進にあたり留意すべき事項についてとりまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 総括的事項

- (1) 目標像「安全・快適に自転車で楽しく出かけたくなるまち」の実現に向け、区役所内の関係部局、区民、企業、関係機関等との連携体制を一層強化し、各施策を着実に実行すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響、新たな技術開発の動向等、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応すること。なお、5年後に予定されている中間見直しまでの期間においても、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

2 個別事項

(1) 「とめる」施策について

限られた資源を有効活用し、区営自転車等駐車場の整備を計画的に行うとともに民営自転車等駐車場の整備促進、適正かつ公平な料金体系の設定、ICT化等によるサービス向上を図ること。また、放置自転車のさらなる減少に向け、継続的かつ効果的に指導・啓発を行うこと。

(2) 「はしる」施策について

「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく自転車走行環境の整備を着実に進めること。なお、整備後は効果検証を確実に行之、国及び東京都との連携を深めながら、ネットワークの安全性及び連続性を高めること。シェアサイクルについては、運営事業者と連携し、さらなるサービス向上及び利用促進を図ること。

(3) 「まもる」施策について

区民の自転車の交通ルール・マナーを遵守する意識の向上、自転車交通事故の減少に向け、様々な年齢層に合わせた効果的な啓発手法を模索し、継続的に実施すること。特に社会人や子育て世代等、交通安全教育の機会が少ない年齢層に対しての取組みを強化すること。

(4) 「たのしむ」施策について

平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」の目的及び基本理念を踏まえ、大田区ならではの自転車活用を推進し、区民の心身の健康増進、地域の観光振興、環境負荷の低減等の課題解決につなげること。また、「大田区自転車活用推進委員会」において継続して検討を行い、各施策の実効性を高めていくこと。

以上

駐車場名	所在地	募集台数(台)		駐車場所指定	優先距離(m以上)	利用料金(円)		問合先	日曜日等無料開放	前年度倍率(倍)
		自転車	原付			自転車	原付			
1 大森駅山王小前	山王 1-26 先	41	5		800m	年額 3,000円	4,000円	都市基盤管理課 5744-1390	▲	(自) 2.55 (原) 1.00
2 大森駅東口	大森北 1-1・12 先	860		○	800m	月額 ※1,000円 ※1,400円 ※1,800円 ※2,000円		3765-9487		1.38
3 大森駅西口	山王 2-8	310		○	800m	月額 1,200円		3778-7098		1.50
4 西馬込駅前	西馬込 2-20	217		○	600m	月額 ※1,500円 ※1,800円		西馬込駅前へ 5709-3227		2.56
5 西馬込駅前第二	西馬込 2-18	150				1,400円				0.32

駐車場名	所在地	募集台数(台)		月額利用料金(円)		問合先(管理室)
		自転車	原付 50cc 以下	自転車	原付 50cc 以下	
大森駅入新井公園	大森北 1-20	130		1,400		大森駅東口 管理室へ 3765-9487
大森駅入新井	大森北 4-27 大森北 1-39 (公園側)	1,103	13	1,200 (2 階) 1,400 (公園脇) 1,700 (1 階)	3,000	3765-8191
平和島駅前国道下	大森北 6-29 先	780	10	1,500 (上段) 1,900 (下段)	3,000	3765-8229
大森町駅	大森西 3-21 先	209		1,800 (2 階) 2,000 (1 階)		3764-0303
梅屋敷駅	大森西 6-15 先	311		1,800 (2 階) 2,000 (1 階)		3298-0236
馬込駅前	東馬込 1-32 先	438	20	800 (屋上) 1,600 (2 階) 2,000 (1 階)	3,000	3771-0620
池上駅前	池上 6-8	519	7	600 (屋上) 1,300 (2 階) 1,600 (1 階)	3,000	3751-2343

駐車場名	所在地	利用料金		備 考
		自転車	原付・自動二輪	
大森駅東口	大森北1-1・12先	1日 100円		午前 0 時を超えた場合、自転車は100円、原付は200円加算されます。
大森駅入新井	大森北1-39・4-27		原付50cc以下：200円	
大森駅西口	山王2-8			
平和島駅前国道下	大森北6-29先		原付50cc以下：200円	
馬込駅前	東馬込1-30先		原付50cc以下：200円	
西馬込駅前 ※0:30～5:30は閉鎖	西馬込2-20			
池上駅前	池上6-8		原付50cc以下：200円	
大森町駅	大森西3-21先	1日 最大 200円		利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合はその時点から 10 時間までは100円。以降、12時間ごとに100円。
梅屋敷駅	大森西6-15先			
大森複合施設ビル地下 ※1:30～4:30は閉鎖	大森北1-10-14			利用開始から 3 時間は無料。3 時間を超える場合はその時点から 9 時間までは100円。以降、12時間ごとに100円。
大森駅西口臨時	山王2-3			
大森海岸駅臨時	大森北2-18先			利用開始から12時間まで100円。以降、12時間ごとに100円。
西馬込駅前第二	西馬込2-18	24時間 100円		利用開始から24時間まで 自転車は100円、原付は200円、自動二輪は300円。 以降、24時間ごとに 自転車は100円、原付は200円、自動二輪は300円。
昭和島駅前	昭和島2-2			
馬込坂下	西馬込1-19			
流通センター駅前	平和島6-2先		原付50cc以下:24時間200円 自 動 二 輪:24時間300円	

②調布地区（令和4年3月時点）

北千束駅	長原駅	洗足池駅
石川台駅	雪が谷大塚駅	御嶽山駅
久が原駅	大岡山駅	田園調布駅
多摩川駅	沼部駅	鵜の木駅

駐車場名	所在地	募集台数（台）		駐車場 場所 指定	優先距離 （m以上）	利用料金（円）		問合先	日曜日等 無料開放	前年度倍率 （倍）
		自転車	原付			自転車	原付			
1 北千束駅前	北千束2-15先	55		○	600	年額 3,000	都市基盤管理課 5744-1390	▲	1.12	
2 長原駅交番横	上池台1-7先	70							△	1.80
3 洗足池駅前	東雪谷1-1・27先 南千束2-1先	200							○	2.25
4 石川台駅一の橋	東雪谷2-11先	55							△	1.63
5 雪が谷大塚駅前	南雪谷2-17先 雪谷大塚町8・9先	150							○	1.67
6 多摩川台公園下	田園調布1-56	80							▲	1.42
7 沼部駅前	田園調布本町28	50							▲	2.33
8 鵜の木駅前	鵜の木2-4	45							▲	3.04
9 鵜の木駅前交番横	鵜の木1-16	78							▲	1.45
10 大岡山駅前地下	北千束3-27先	323	10	○	600	月額 2,000	月額 3,000	3717-5081		（自）0.95 （原）0.60
11 石川台駅前	東雪谷2-24先	175	10			月額 1,700	月額 3,000	石川台駅前へ 3726-6388		0.82
12 石川台駅線路脇	東雪谷2-4・6先	165								（自）0.79 （原）0.70
13 田園調布駅南	田園調布2-62	214								20

駐車場名	所在地	収容台数（台） （定期利用）		定期利用料金月額 （円）		問合先（管理室）	備 考
		自転車	原付50cc 以下	自転車	原付50cc 以下		
長原駅前	上池台1-18	226	6	1,300	3,000	3726-7909	
久が原駅前第二	東嶺町34	160		1,700		久が原駅前へ 3756-3020	管理室なし 久が原駅前で受付
多摩川駅前	田園調布 1-53,55,56先	451	17	※1,000 ※1,700 ※2,000	3,000	3721-0035	

駐車場名	所在地	収容台数（台） （定期利用）		一時利用料金（円）		問合先（管理室）
		自転車	原付 50cc 以下	自転車	原付 50cc 以下	
1 長原駅前	上池台 1-18	80	4	1 日 100	1 日 200	3726-7909
2 洗足池公園前	南千束 2-33 先	96		12時間 100		3726-6388
3 石川台駅前	東雪谷 2-24	75		1 日 100		
4 御嶽山駅前第一	北嶺町 11	62		12時間 100		
5 御嶽山駅前第二	北嶺町 37	66		12時間 100		3756-3020
6 久が原駅前	南久が原 2-7	122		12時間 100		
7 久が原駅前第三	南久が原 2-1-18	95		※12時間 100		
8 大岡山駅前地下	北千束 3-27 先	198		1 日 100		3717-5081
9 田園調布駅南	田園調布 2-62	63	6	1 日 100	1 日 200	3721-0062
10 多摩川駅前	田園調布 1-56 先	214		1 日 100		3721-0035

駐車場名	所在地	募集台数		駐車 場所 指定	優先 距離 (m 以上)	利用料金			日曜 日等 無料 開放	問 合 先	前年度 倍率 (倍)	
		自 (台)	原 (台)				自 (円)	原 (円)			自	原
1 蒲田呑川右岸	蒲田5-3・4・5・6先	450		○	1,000	年額	3,000		△	都市基盤管理課 5744-1390	2.09	
2 蒲田あやめ橋	蒲田5-27先	90		○	800				▲		1.11	
3 京急蒲田呑川緑道	蒲田4-2・3・9先	100		○	800				▲		1.09	
4 蒲田駅東口	蒲田5-12先	130		○	1,000	月額	1,000	2,000	△	蒲田駅東口へ 3735-4810	2.89	
5 蒲田交差東口	蒲田5-3先	450					1,200				1.61	
6 蒲田駅西口	西蒲田8-1先	360					1,000	2,000		蒲田駅西口へ 3735-3807	4.06	
7 蒲田駅西口御園	西蒲田7-70先	155					1,200				5.53	
8 蓮沼 (原付・自動二輪車のみ) 自転車は表2参照	西蒲田7-38先		20		600	月額		3,000		蒲田駅西蒲田 公園へ 3737-3432		0.10

駐車場名	所在地	収容台数 (定期利用)		利用料金 (月額)				日曜 日等 無料 開放	備 考	申込み 問合先 (管理室)
		自転車 (台)	原付 (台)	自転車 (円)		原付 (円)				
アロマ地下	蒲田5-37	872	50	1,200	1,700		3,000	△	午前1:00~5:30閉鎖	5744-1594
蒲田駅東口環八横	蒲田5-47先	610		600	1,200	1,800			機械ゲート式	
蒲田駅消費者生活センター横	蒲田5-13	221		700					管理室なし 蒲田駅東口環八横で受付	3735-4950
蒲田五丁目45番	蒲田5-45	200		1,600					管理室なし 機械ゲート式 蒲田駅東口環八横で受付	
蒲田駅東口陸橋下	蒲田5-13先	323	15	700	1,200		3,000			3735-0397
蒲田駅西蒲田公園	西蒲田8-6	1,200	29	500						3737-3432
日本工学院地下	西蒲田5-24	1,154		600	1,000	1,200			午前1:00~5:30閉鎖	3733-5365
産業プラザ横	南蒲田1-20	450		1,200					管理室なし 京急蒲田駅空港線高架下で受付	6424-5851
雑色駅西口	仲六郷2-29	132	3	1,600			3,000		管理室なし 雑色駅高架下で受付	
雑色駅高架下	仲六郷2-40先 A 棟	965		1,800	2,000					6424-7119
	仲六郷3-7先 B 棟			1,500	1,700					
下丸子駅前	下丸子3-1先	173	10	1,700			3,000			
矢口渡駅前	多摩川11-19・20先	644		900	1,500					3759-4290
京急蒲田駅本線高架下	蒲田4-48先	397		2,000					管理室なし 京急蒲田駅空港線高架下で受付	6424-5851
京急蒲田駅空港線高架下	南蒲田1-20先	826								
糀谷駅	西糀谷4-12先	473			2,000					
糀谷駅前地下	西糀谷4-29-16	600		1,800					午前1:00~5:30閉鎖 管理室なし 糀谷駅で受付	5735-6811
穴守稲荷駅前	羽田4-11	254		1,200	2,000					3742-8162
天空橋駅前	羽田空港1-1	200	10				3,000		自動二輪車も可(収容台数:15台 利用料金:月額4,000円)	3747-0285
蓮沼(自転車のみ) 原付・自二は表1参照	西蒲田7-38先	100	表1参照	1,400			表1参照		管理室なし 蒲田駅西蒲田公園で受付	3737-3432

駐車場名	料金 (円)		駐車場名	料金 (円)		備 考
	自転車	原付		自転車	原付	
アロマ地下	100	200	蒲田駅東口 ※	200		4時間以内の場合は150円を返還 日曜、休日、1月2、3日は、3階のみ自由使用
蒲田駅東口陸橋下			蒲田駅西口 ※			日曜、休日、1月2、3日は、すべて自由使用
日本工学院地下			蒲田駅消費者生活センター横	100		利用開始から3時間は無料、3時間を超える場合は、その時点から9時間は100円、以降12時間につき100円
蒲田駅西口環八下 (新蒲田1-1) (3735-5789)	24時間 100	200	蒲田駅西口御園 ※	12時間 100		利用開始から2時間は無料(自転車のみ)
暫定西蒲田 (西蒲田8-23)			蒲田駅東口環八横	24時間 100		
区役所本庁舎前(所在地=蒲田5-40) 問合せは表2の蒲田駅東口陸橋下へ			産業プラザ横	12時間 100		
蒲田駅西蒲田公園	100	200	蒲田駅西口呑川横(所在地=西蒲田5-13先) 問合せは表2の日本工学院地下へ	24時間 100	200	2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円、以降12時間につき100円 一時利用のみ、管理室なし
下丸子駅前			蓮沼	24時間 100		2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円、以降24時間につき100円 自動二輪車5台(1日300円・車幅80cm以内)もあります。
矢口渡駅前	100		京急蒲田駅本線高架下			2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円、以降12時間につき100円
穴守稲荷駅前			京急蒲田駅空港線高架下			
天空橋駅前		200	糀谷駅	12時間 100		
			糀谷駅前地下			
			雑色駅高架下			
			雑色駅西口 (仲六郷2-29)		200	自動二輪車3台(1日300円・車幅80cm以内)もあります。

15. 自転車等放置禁止区域図

(令和3年3月時点)

(1) 大森駅周辺



(2) 蒲田駅周辺



(3) 馬込駅周辺



(4) 西馬込駅周辺



凡例			
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局
	自転車等駐車場 (区営)		警察署 交番 駐在所
	自転車等駐車場 (その他)		消防署 同出張所
	区役所		神社
	特別出張所		寺院
	その他公営施設		公立 学校 保育園
			私立 学校 保育園
			私立 幼稚園
			病院

(5) 田園調布駅周辺



凡例			
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局
	自転車等駐車場 (区営)		警察署 交番 駐在所
	自転車等駐車場 (その他)		消防署 同出張所
	区役所		神社
	特別出張所		寺院
	その他公営施設		公立 学校 保育園
			私立 学校 保育園
			私立 幼稚園
			病院

(6) 多摩川駅周辺



凡例

	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署		公立学校
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局		公立保育園
	自転車等駐車場 (区営)		警察署 交番 駐在所		私立学校
	自転車等駐車場 (その他)		消防署 同出張所		私立保育園
	区役所		神社		私立幼稚園
	特別出張所		寺院		病院
	その他公営施設				

(7) 沼部駅周辺



凡例

	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署		公立学校
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局		公立保育園
	自転車等駐車場(区営)		警察署 交番 駐在所		私立学校
	自転車等駐車場(その他)		消防署 同出張所		私立保育園
	区役所		神社		私立幼稚園
	特別出張所		寺院		病院
	その他公営施設				

(8) 鵜の木駅周辺



(9) 下丸子駅周辺



(10) 武蔵新田駅周辺



(11) 矢口渡駅周辺



(12) 蓮沼駅周辺



凡例			
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局
	自転車等駐車場(区営)		警察署 交番 駐在所
	自転車等駐車場(その他)		消防署 同出張所
	区役所		神社
	特別出張所		寺院
	その他公営施設		公立学校
			公立保育園
			私立学校
			私立保育園
			私立幼稚園
			病院

(13) 池上駅周辺



凡例			
	自転車放置禁止区域 (条例第9条による)		官公署
	自転車放置禁止区域 (条例第10条による)		郵便局
	自転車等駐車場(区営)		警察署 交番 駐在所
	自転車等駐車場(その他)		消防署 同出張所
	区役所		神社
	特別出張所		寺院
	その他公営施設		公立学校
			公立保育園
			私立学校
			私立保育園
			私立幼稚園
			病院

(14) 千鳥町駅周辺



(15) 池上駅周辺



(16) 御嶽山駅周辺



(17) 雪が谷大塚駅周辺





(21) 北千束駅周辺



(22) 大岡山駅周辺



(23) 大森海岸駅周辺



(24) 平和島駅周辺



(25) 大森町駅周辺



(26) 梅屋敷駅周辺



(27) 京急蒲田駅周辺



(28) 雑色駅周辺



(29) 六郷土手駅周辺



(30) 糀谷駅周辺



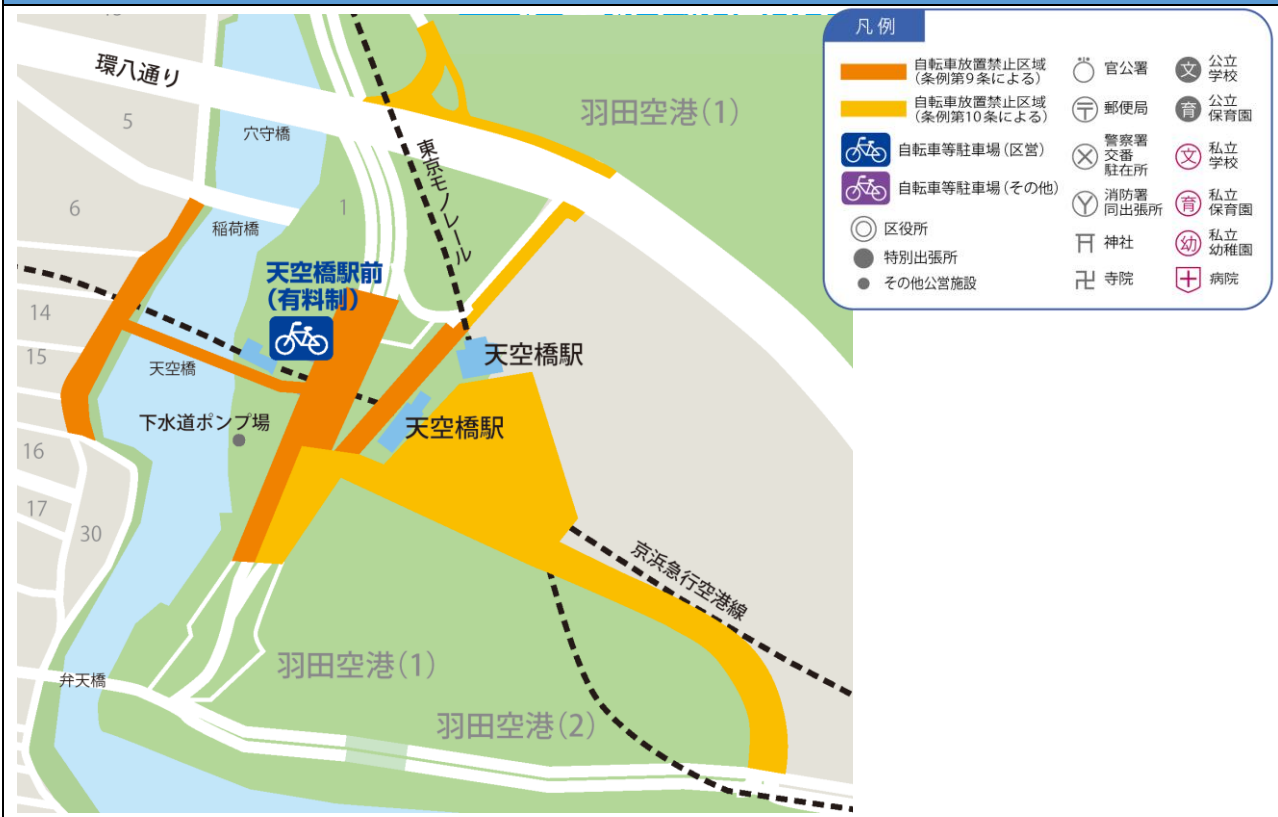
(31) 大鳥居駅周辺



(32) 穴守稲荷駅周辺



(33) 天空橋駅周辺



(34) 流通センター駅周辺



(35) 昭和島駅周辺



16. 用語解説

用語（五十音順）	説明
駅勢圏	駅の勢力圏の意味。一般に自転車利用者は、利用可能な駅が複数ある場合、目的地に早く到着できる駅を選ぶ傾向がある。これにより、隣り合う駅間には競合が生じ、1つの駅は1つの勢力圏をもつ。その駅を自転車で利用する人の居住比率が他の駅を自転車で利用する人の居住比率より高いエリアということもできる。
交通管理者	道路上の交通を管理する者。公安委員会及び警察をいう。
サイクリング	自転車に乗ること。自転車スポーツだけでなく、健康増進、交流等を目的とした身近な場所での自転車利用や遠乗りも含め、広い意味で用いられる。
サイクルツーリズム	観光やレジャーを主な目的とした行程の中で自転車に乗ること。
サイクルポート	シェアサイクル専用の自転車を貸出・返却できる駐輪スペース。
散走	自転車で散歩するように、その場所の歴史、文化、自然、食などに触れながら、新しい出会いや発見を楽しむもの。似た言葉に、目的地を特に定めずに気分や体調に合わせて自転車を楽しむ「ポタリング」がある。
3密	集団感染の発生リスクが高くなる「歓喜の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件。
シェアサイクル	共用の自転車をレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の複数の場所で任意に返却することができる仕組み。「自転車シェアリング」とも呼ばれる。大田区では、株式会社ドコモ・バイクシェアと協定を結び、「大田区コミュニティサイクル事業」として実施している。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者や NPO 法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度であり、施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
自転車安全利用五則	平成 19 年 7 月 10 日に国の交通対策本部で決定された、自転車利用者が守るべき 5 つの基本的なルール（①自転車は車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行、③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、④安全ルールを守る、⑤子どもはヘルメットを着用）。
自転車専用通行帯	道路交通法に基づき、自転車の通行区分として指定された車両通行帯。「自転車レーン」とも呼ぶ。車両通行帯の幅員は、同法施行令において 3m 以上（やむを得ないときは 1m 以上）とされている。なお、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月国土交通省道路局・警察庁交通局）では、幅員を 1.5m 以上確保するものとしている。
自転車走行環境	自転車道、自転車専用通行帯、自転車ナビマーク・ナビライン（矢羽根型路面標示）等の手法によって整備される自転車が走行する環境全般のこと。

自転車通行区間	車道の一部を活用した自転車レーンの設置や歩道内での構造分離・視覚的分離等の手法によって整備される自転車の通行部分。
自転車等	自転車又は総排気量 50cc 以下の原動機付自転車をいう。
自転車等駐車場	一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設。単に駐車場と呼ぶ場合もある。なお、本計画では、意識調査等において「駐輪場」の表現も用いている。
自転車等放置禁止区域	公共の場所に自転車等が放置されることにより、通行者の通行に著しい障害があり、又は災害時における緊急活動及び避難行動に支障があると認められる地域。
自転車ナビマーク・ナビライン	車道の左端部において、交通規制を行わないで、自転車の走行すべき位置及び進行すべき方向を示すもの。自転車道又は自転車専用通行帯を確保するのに十分な幅員がとれない車道部を中心に整備している。自転車ナビマークは白色の自転車の図柄と矢印の路面標示で、自転車ナビラインは水色の矢羽根型の路面標示である。
自転車ネットワーク	自転車走行環境を連続的に整備し、ネットワーク化したもの。
自転車保険	自転車利用中に、他者に怪我をさせた場合等の損害を賠償できる保険（自転車損害賠償保険）をいう。東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入が義務化された。
スケアード・ストレイト	「恐怖を直視させる」という意味で、スタントマンが受講者の目の前で交通事故を再現すること等により、交通事故の衝撃や怖さを実感させ、交通ルールの必要性について考える機会を与える教育方法である。区では、自転車による交通事故減少を目的として、中学生・高校生を対象に自転車に乗る際に遵守すべきルール・マナーについて効果的な指導を行うため、スケアード・ストレイト方式を用いた交通安全教育を実施している。
駐車	車両等が継続的に停止すること（貨物の積卸しのための 5 分以内の停止、人の乗降のための停止を除く）、又は車両等が停止し、運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあること。なお、自転車等を駐車することは、慣例として「駐輪」と表現されることも多いため、本計画では、意識調査等において「駐輪」の表現も用いている。
電動キックボード	キックボード（車輪付きの板）に取り付けられた原動機（モーター）により走行する車両で、定格出力 0.60 キロワット以下の車両は道路交通法及び道路運送車両法上の原動機付自転車に該当する。産業競争力強化法に基づき、事業者から特例措置の要望書が提出されたことを受け、令和 3 年 4 月 23 日から令和 4 年 7 月までの期間（予定）、電動キックボードの通行に関する安全性等について検証するための実証実験が実施されている。東京都内の実施区域は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、立川市の全域。特例電動キックボードは「小型特殊自動車」の扱いとなり、ヘルメットの着用が任意で、自転車道や自転車専用通行帯の通行、「一方通行（自転車を除く。）」及び「指定方向外進行禁止（自転車を除く。）」の道路の通行等が可能になる。

道路管理者	道路法に基づき道路を管理する者。道路の種類により、国土交通大臣、都道府県知事、市区町村長のいずれかとなる。
特殊車両	電動アシスト付き自転車やチャイルドシートを装着した自転車等の大型自転車、駐輪スタンドのないスポーツ自転車などのことをいう。
都市計画道路	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路。
附置義務制度	一定規模以上の施設を新設又は増築する場合に利用者のための自転車駐車場設置を求める制度。大田区では、店舗面積等が 200 ㎡を超えている映画館、スーパーマーケット等の小売店舗、飲食店、病院、診療所等の用途の施設を対象としている。
放置	自転車等駐車場以外の場所で、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態のこと。
MaaS	「Mobility as a Service」の略。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせることで検索、予約、決済等を一括で行うサービス。
QOL	「Quality Of Life」の略。人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことで、どれだけ人間らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということを尺度として捉える概念。

大田区自転車等総合計画

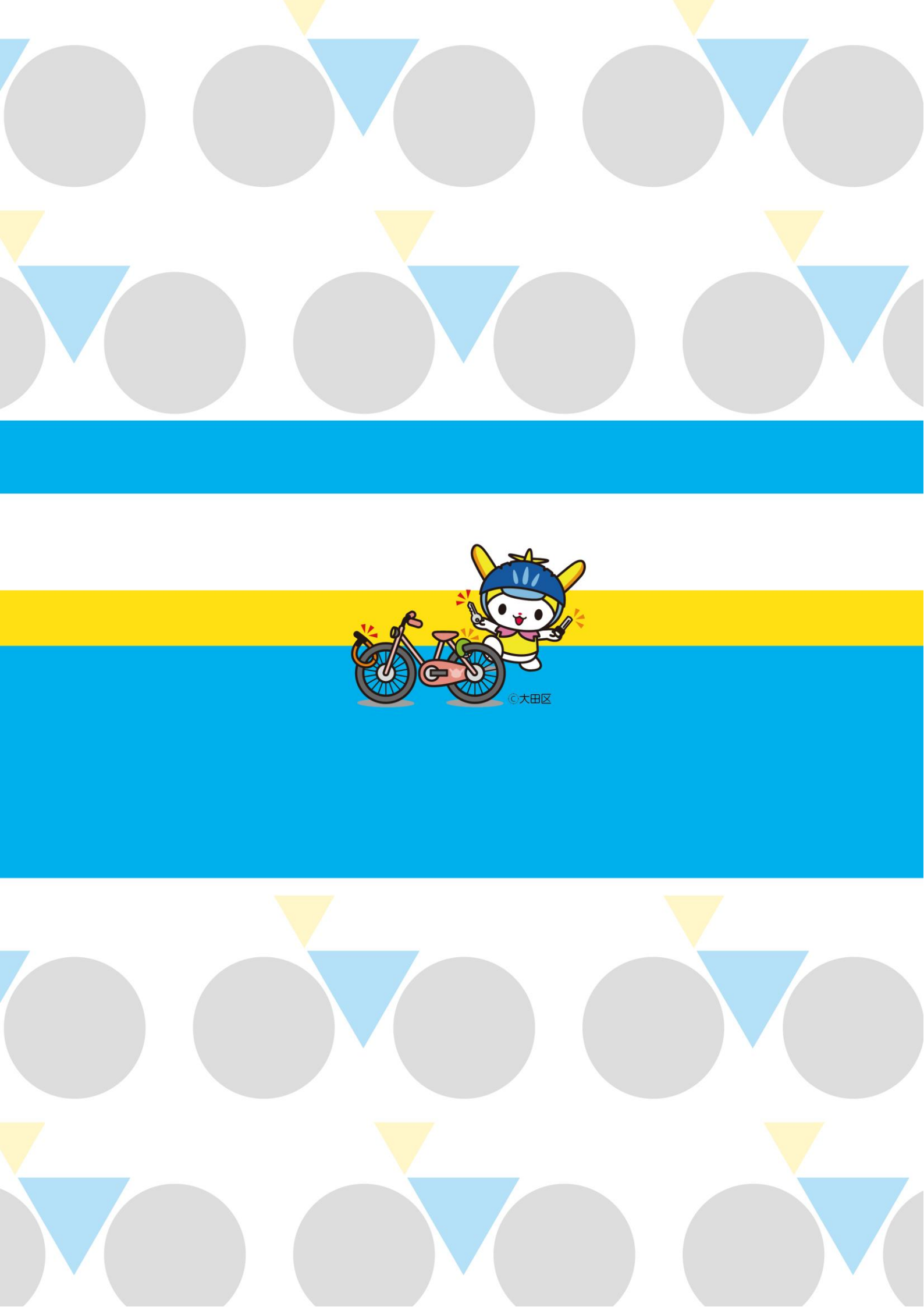
令和4年度～13年度

発行年月 令和4年3月

発 行 大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

TEL 03-5744-1315 FAX 03-5744-1527



©大田区